

## 2. 出来形管理基準及び規格値

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第2章 土工							
第3節 河川土工・海岸 土工・砂防土工	1-2-3-2	1	掘削工			1	
	1-2-3-2	2	掘削工（面管理の場合）			1	
	1-2-3-2	3	掘削工（水中部） （面管理の場合）			2	
	1-2-3-3	1	盛土工			2	
	1-2-3-3	2	盛土工（面管理の場合）			3	
	1-2-3-4			盛土補強工	補強土（テールアルメ）壁工法		4
					多数アンカー式補強土工法		4
					ジオテキスタイルを用いた補強土工法		4
1-2-3-5			法面整形工	盛土部		4	
1-2-3-6			堤防天端工			4	
第4節 道路土工	1-2-4-2	1	掘削工			5	
	1-2-4-2	2	掘削工（面管理の場合）			5	
	1-2-4-3	1	路体盛土工			6	
	1-2-4-4	1	路床盛土工			6	
	1-2-4-3	2	路体盛土工 （面管理の場合）			6	
	1-2-4-4	2	路床盛土工 （面管理の場合）			6	
	1-2-4-5			法面整形工	盛土部		7
第3章 無筋、鉄筋コンクリート							
第7節 鉄筋工	1-3-7-4		組立て			7	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 一般施工						
第3節 共通の工種	3-2-3-4		矢板工（指定仮設・任意仮設は除く）	鋼矢板		8
				軽量鋼矢板		8
				コンクリート矢板		8
				広幅鋼矢板		8
				可とう鋼矢板		8
	3-2-3-5		縁石工	縁石・アスカープ		8
	3-2-3-6		小型標識工			8
	3-2-3-7		防止柵工	立入防止柵		9
				転落（横断）防止柵		9
				車止めポスト		9
	3-2-3-8	1	路側防護柵工	ガードレール		9
		2	路側防護柵工	ガードケーブル		9
	3-2-3-9		区画線工			10
	3-2-3-10		道路付属物工	視線誘導標		10
				距離標		10
	3-2-3-11		コンクリート面塗装工			10
	3-2-3-12	1	プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋		10
		2	プレテンション桁製作工（購入工）	スラブ桁		11
	3-2-3-13	1	ポストテンション桁製作工			11
		2	プレキャストセグメント桁製作工	（購入工）		12
	3-2-3-14		プレキャストセグメント主桁組立工			12
	3-2-3-15		PCボックス製作工			12
	3-2-3-16	1	PC箱桁製作工			13
		2	PC押し出し箱桁製作工			13
	3-2-3-17		根固めブロック工			14
	3-2-3-18		沈床工			14
	3-2-3-19		捨石工			14
	3-2-3-22		階段工			15
	3-2-3-24	1	伸縮装置工	ゴムジョイント		15
				鋼製フィンガージョイント		15
				埋設型ジョイント		16
	3-2-3-26	1	多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		16
2		多自然型護岸工	かごマット		16	
3-2-3-27	1	羽口工	じゃかご		17	
	2	羽口工	ふとんかご、かご枠		17	
3-2-3-28		プレキャストカルハート工	プレキャストボックス工		17	
			プレキャストパイプ工		17	
第3節 共通の工種	3-2-3-29	1	側溝工	プレキャストU型側溝		18
				L型側溝工		18
				自由勾配側溝		18
				管渠		18
		2	側溝工	場所打水路工		18

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3節 共通の工種	3-2-3-29	3	側溝工	暗渠工		18
		4	街渠工 地先境界石工			19 19
	3-2-3-30		集水柵工			19
	3-2-3-31		現場塗装工			19
	第4節 基礎工	3-2-4-1		一般事項	切込砂利	
砕石基礎工						20
割ぐり石基礎工						20
均しコンクリート						20
3-2-4-3		1	基礎工（護岸）	現場打		20
		2	基礎工（護岸）	プレキャスト		20
3-2-4-4		1	既製杭工	既製コンクリート杭		21
				鋼管杭		21
				H鋼杭		21
2		既製杭工	鋼管ソイルメント杭		21	
3-2-4-5			場所打杭工			21
3-2-4-6			深礎工			22
3-2-4-7			オープンケーソン基礎工			22
3-2-4-8			ニューマチックケーソン基礎工			22
3-2-4-9		鋼管矢板基礎工			23	
第5節 石・ブロック積（張）工	3-2-5-3	1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		23
				コンクリートブロック張り		23
		2	コンクリートブロック工	連節ブロック張り		23
	3	コンクリートブロック工	天端保護ブロック		24	
	3-2-5-4		緑化ブロック工			24
	3-2-5-5		石積（張）工			24

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-2-6-6	4	橋面防水工（シート系床版防水層）			25
		3-2-6-7	1	アスファルト舗装工	下層路盤工	
	2		アスファルト舗装工	下層路盤工 （面管理の場合）		27
	3		アスファルト舗装工	上層路盤工 （粒度調整路盤工）		28
	4		アスファルト舗装工	上層路盤工 （粒度調整路盤工） （面管理の場合）		29
	5		アスファルト舗装工	上層路盤工（セメント （石灰）安定処理工）		30
	6		アスファルト舗装工	上層路盤工（セメント （石灰）安定処理工） （面管理の場合）		31
	7		アスファルト舗装工	加熱アスファルト 安定処理工		32
	8		アスファルト舗装工	加熱アスファルト 安定処理工 （面管理の場合）		33
	9		アスファルト舗装工	基層工		34
	10		アスファルト舗装工	基層工 （面管理の場合）		35
	11		アスファルト舗装工	表層工		36
	12		アスファルト舗装工	表層工 （面管理の場合）		37
	3-2-6-8	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工		38
		2	半たわみ性舗装工	下層路盤工 （面管理の場合）		38
		3	半たわみ性舗装工	上層路盤工 （粒度調整路盤工）		39
		4	半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整 路盤工）（面管理の場 合）		39
		5	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント （石灰）安定処理工）		40
		6	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント （石灰）安定処理工） （面管理の場合）		40
		7	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト 安定処理工		41
		8	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト 安定処理工 （面管理の場合）		41
		9	半たわみ性舗装工	基層工		42
		10	半たわみ性舗装工	基層工 （面管理の場合）		42
	11	半たわみ性舗装工	表層工		43	
	12	半たわみ性舗装工	表層工 （面管理の場合）		44	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-2-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工		44
		2	排水性舗装工	下層路盤工 (面管理の場合)		45
		3	排水性舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工)		45
		4	排水性舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)		46
		5	排水性舗装工	上層路盤工(セメント (石灰)安定処理工)		46
		6	排水性舗装工	上層路盤工(セメント (石灰)安定処理工) (面管理の場合)		47
		7	排水性舗装工	加熱アスファルト 安定処理工		47
		8	排水性舗装工	加熱アスファルト 安定処理工 (面管理の場合)		48
		9	排水性舗装工	基層工		48
		10	排水性舗装工	基層工 (面管理の場合)		49
		11	排水性舗装工	表層工		50
		12	排水性舗装工	表層工 (面管理の場合)		51
	3-2-6-10	1	透水性舗装工	路盤工		52
		2	透水性舗装工	路盤工 (面管理の場合)		52
		3	透水性舗装工	表層工		53
		4	透水性舗装工	表層工 (面管理の場合)		53
	3-2-6-11	1	グースアスファルト舗 装工	加熱アスファルト 安定処理工		54
		2	グースアスファルト舗 装工	加熱アスファルト 安定処理工 (面管理の場合)		55
		3	グースアスファルト舗 装工	基層工		56
		4	グースアスファルト舗 装工	基層工 (面管理の場合)		56
		5	グースアスファルト舗 装工	表層工		57
		6	グースアスファルト舗 装工	表層工 (面管理の場合)		58

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-2-6-12	1	コンクリート舗装工	下層路盤工		59
		2	コンクリート舗装工	下層路盤工 (面管理の場合)		60
		3	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工		61
		4	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工 (面管理の場合)		62
		5	コンクリート舗装工	セメント(石灰・瀝青)安定処理工		63
		6	コンクリート舗装工	セメント(石灰・瀝青)安定処理工 (面管理の場合)		64
		7	コンクリート舗装工	アスファルト中間層		65
		8	コンクリート舗装工	アスファルト中間層 (面管理の場合)		66
		9	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工		67
		10	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工 (面管理の場合)		68
		11	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (下層路盤工)		69
		12	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (下層路盤工) (面管理の場合)		70
		13	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (粒度調整路盤工)		71
		14	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)		72
		15	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)		73
		16	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工) (面管理の場合)		74
		17	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (アスファルト中間層)		75
		18	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)		76
		19	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工		77
		20	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (面管理の場合)		78
	3-2-6-13	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工		79
		2	薄層カラー舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		79
		3	薄層カラー舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		80
		4	薄層カラー舗装工	加熱アスファルト安定処理工		80
		5	薄層カラー舗装工	基層工		81

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-2-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工		82
		2	ブロック舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工)		82
		3	ブロック舗装工	上層路盤工 (セメント (石灰) 安定処理工)		82
		4	ブロック舗装工	加熱アスファルト 安定処理工		82
		5	ブロック舗装工	基層工		82
	3-2-6-15	1	路面切削工			83
		2	路面切削工	(面管理の場合)		83
	3-2-6-16		舗装打換え工			84
	3-2-6-17	1	オーバーレイ工			85
		2	オーバーレイ工	(面管理の場合)		85
	第7節 地盤改良工	3-2-7-2		路床安定処理工		
3-2-7-3			置換工			86
3-2-7-4		1	表層安定処理工	サンドマット海上		87
		2	表層安定処理工	ICT施工の場合		87
3-2-7-5			パイルネット工			88
3-2-7-6			サンドマット工			88
3-2-7-7			バーチカルドレーン工	サンドドレーン工		88
				ペーパードレーン工		88
				袋詰式サンドドレーン 工		88
3-2-7-8			締固め改良工	サンドコンパクション パイル工		88
3-2-7-9		1	固結工	粉末噴射攪拌工		89
				高圧噴射攪拌工		89
				スラリー攪拌工		89
				生石灰パイル工		89
	2	固結工	スラリー攪拌工		90	
3	固結工	中層混合処理		90		
第10節 仮設工	3-2-10-5	1	土留・仮締切工	H鋼杭		90
				鋼矢板		90
		2	土留・仮締切工	アンカー工		91
		3	土留・仮締切工	連節ブロック張り工		91
		4	土留・仮締切工	締切盛土		91
	5	土留・仮締切工	中詰盛土		92	
	3-2-10-9		地中連続壁工 (壁式)			92
	3-2-10-10		地中連続壁工 (柱列 式)			92
3-2-10-22		法面吹付工		3-2-14-3 吹付工	107	
第11節 軽量盛土工	3-2-11-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	8



【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第12節 工場製作工 (共通)	3-2-12-1	1	一般事項	鋳造費 (金属支承工)		93	
		2	一般事項	鋳造費 (大型ゴム支承工)		95	
		3	一般事項	仮設材製作工		95	
		4	一般事項	刃口金物製作工		95	
	3-2-12-3	1	桁製作工	仮組検査を実施する場合		96	
				シミュレーション仮組検査を実施する場合		96	
		2	桁製作工	仮組検査を実施しない場合		98	
	3	桁製作工	鋼製堰堤製作工 (仮組立時)		99		
	3-2-12-4		検査路製作工			101	
	3-2-12-5		鋼製伸縮継手製作工			101	
	3-2-12-6		落橋防止装置製作工			101	
	3-2-12-7		橋梁用防護柵製作工			101	
	3-2-12-8		アンカーフレーム製作工			101	
	3-2-12-9		プレビーム用桁製作工			102	
	3-2-12-10		鋼製排水管製作工			102	
3-2-12-11		工場塗装工			103		
第13節 橋梁架設工	3-2-13-1		架設工 (鋼橋)	クレーン架設		104	
				ケーブルクレーン架設		104	
				ケーブルエレクション架設		104	
				架設桁架設		104	
				送出し架設		104	
				トラベラークレーン架設		104	
	3-2-13-2		架設工 (コンクリート橋)	クレーン架設		105	
				架設桁架設		105	
				架設工支保工	固定		105
					移動		105
架設桁架設	片持架設		105				
	押出し架設		105				

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第14節 法面工（共通）	3-2-14-2	1	植生工	種子散布工		105
				張芝工		105
				筋芝工		105
				市松芝工		105
				植生シート工		105
				植生マット工		105
				植生筋工		105
				人工張芝工		105
				植生穴工		105
	2	植生工	植生基材吹付工		106	
			客土吹付工		106	
	3-2-14-3		吹付工(仮設を含む)	コンクリート		107
				モルタル		107
3-2-14-4	1	法枠工	現場打法枠工		108	
			現場吹付法枠工		108	
			2	法枠工	プレキャスト法枠工	
3-2-14-6		アンカー工			108	
第15節 擁壁工（共通）	3-2-15-1		一般事項	場所打擁壁工		109
	3-2-15-2		プレキャスト擁壁工			109
第15節 擁壁工（共通）	3-2-15-3		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法		110
				多数アンカー式補強土工法		110
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		110
	3-2-15-4		井桁ブロック工			110
第16節 浚渫工（共通）	3-2-16-3	1	浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		111
		2	浚渫船運転工	グラブ浚渫船、バックホウ浚渫船		111
		3	浚渫船運転工	バックホウ浚渫船（面管理の場合）		111
第18設 床版工	3-2-18-2		床版工			112

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 築堤・護岸						
第3節 軽量盛土工	6-1-3-1		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	6
第4節 地盤改良工	6-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4 表層安定処理工	87
	6-1-4-3		パイルネット工		3-2-7-5 パイルネット工	88
	6-1-4-4		パーチカルドレーン工		3-2-7-7 パーチカルドレーン工	88
	6-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8 締固め改良工	88
	6-1-4-6		固結工		3-2-7-9 固結工	89
第5節 護岸基礎工	6-1-5-3		基礎工		3-2-4-3 基礎工（護岸）	20
	6-1-5-4		矢板工		3-2-3-4 矢板工	8
第6節 矢板護岸工	6-1-6-3		笠コンクリート工		3-2-4-3 基礎工（護岸）	20
	6-1-6-4		矢板工		3-2-3-4 矢板工	8
第7節 法覆護岸工	6-1-7-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3 コンクリートブロック工	23
	6-1-7-4		護岸付属物工			112
	6-1-7-5		緑化ブロック工		3-2-5-4 緑化ブロック工	24
	6-1-7-6		環境護岸ブロック工		3-2-5-3 コンクリートブロック工	23
	6-1-7-7		石積（張）工		3-2-5-5 石積（張）工	24
	6-1-7-8		法枠工		3-2-14-4 法枠工	108
	6-1-7-9		多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26 多自然型護岸工	16
				巨石積み	3-2-3-26 多自然型護岸工	16
				かごマット	3-2-3-26 多自然型護岸工	16
	6-1-7-11		吹付工		3-2-14-3 吹付工	107
	6-1-7-11		植生工		3-2-14-2 植生工	105
	6-1-7-12		覆土工		1-2-3-5 法面整形工	5
	6-1-7-13		羽口工	じゃかご	3-2-3-27 羽口工	17
				ふとんかご	3-2-3-27 羽口工	17
かご枠				3-2-3-27 羽口工	17	
連節ブロック張り				3-2-5-3 連節ブロック張り	23	
第8節 擁壁護岸工	6-1-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1 場所打擁壁工	109
	6-1-8-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2 プレキャスト擁壁工	109
第9節 根固め工	6-1-9-3		根固めブロック工		3-2-3-17 根固めブロック工	14
	6-1-9-5		沈床工		3-2-3-18 沈床工	14
	6-1-9-6		捨石工		3-2-3-19 捨石工	14
	6-1-9-9		かご工	じゃかご	3-2-3-27 羽口工	17
				ふとんかご	3-2-3-27 羽口工	17
第10節 水制工	6-1-10-3		沈床工		3-2-3-18 沈床工	14
	6-1-10-4		捨石工		3-2-3-19 捨石工	14
	6-1-10-5		かご工	じゃかご	3-2-3-27 羽口工	17
				ふとんかご	3-2-3-27 羽口工	17
	6-1-10-8		杭出し水制工			112
第11節 付帯道路工	6-1-11-3		路側防護柵工		3-2-3-8 路側防護柵工	9
	6-1-11-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7 アスファルト舗装工	26
	6-1-11-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12 コンクリート舗装工	59

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 付帯道路工	6-1-11-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13 薄層カラー舗装工	79
	6-1-11-8		ブロック舗装工		3-2-6-14 ブロック舗装工	82
	6-1-11-9		側溝工		3-2-3-29 側溝工	18
	6-1-11-10		集水柵工		3-2-3-30 集水柵工	19
	6-1-11-11		縁石工		3-2-3-5 縁石工	8
	6-1-11-12		区画線工		3-2-3-9 区画線工	10
第12節 付帯道路施設工	6-1-12-3		道路付属物工		3-2-3-10 道路付属物工	10
	6-1-12-4		標識工		3-2-3-6 小型標識工	8
第13節 光ケーブル配管工	6-1-13-3		配管工			113
	6-1-13-4		ハンドホール工			113
第2章 浚渫（川）						
第2節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	6-2-2-2		浚渫船運転工（民船・官船）		3-2-16-3 浚渫船運転工	111
第3節 浚渫工（グラブ浚渫船）	6-2-3-2		浚渫船運転工		3-2-16-3 浚渫船運転工	111
第4節 浚渫工（バックホウ浚渫船）	6-2-4-2	1	浚渫船運転工		3-2-16-3 浚渫船運転工	111
		2	浚渫船運転工（面管理の場合）		3-2-16-3 浚渫船運転工	111
第3章 樋門・樋管						
第3節 軽量盛土工	6-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	6
第4節 地盤改良工	6-3-4-2		固結工		3-2-7-9 固結工	89
第5節 樋門・樋管本体工	6-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	21
	6-3-5-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	21
	6-3-5-5		矢板工		3-2-3-4 矢板工	8
	6-3-5-6	1	函渠工	本体内工		114
		2	函渠工	ヒューム管		114
				PC管		114
				コルゲートパイプ		114
				ダクタイル鋳鉄管		114
		PC函渠		3-2-3-28 プレキャストカルバート工	17	
6-3-5-7		翼壁工			115	
6-3-5-8		水叩工			115	
第6節 護床工	6-3-6-3		根固めブロック工		3-2-3-17 根固めブロック工	14
	6-3-6-5		沈床工		3-2-3-18 沈床工	14
	6-3-6-6		捨石工		3-2-3-19 捨石工	14
	6-3-6-7		かご工	じゃかご		3-2-3-27 羽口工
		ふとんかご			3-2-3-27 羽口工	17
第7節 水路工	6-3-7-3		側溝工		3-2-3-29 側溝工	18
	6-3-7-4		集水柵工		3-2-3-30 集水柵工	19
	6-3-7-5		暗渠工		3-2-3-29 暗渠工	18
	6-3-7-6		樋門接続暗渠工		3-2-3-28 プレキャストカルバート工	17
第8節 付属物設置工	6-3-8-3		防止柵工		3-2-3-7 防止柵工	9
	6-3-8-7		階段工		3-2-3-22 階段工	15

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第4章 水門						
第3節 工場製作工	6-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3 桁製作工	96
	6-4-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	101
	6-4-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6 落橋防止装置製作工	101
	6-4-3-6		鋼製排水管製作工		3-2-12-10 鋼製排水管製作工	102
	6-4-3-7		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7 橋梁用防護柵製作工	101
	6-4-3-9		仮設材製作工		3-2-12-1 仮設材製作工	93
	6-4-3-10		工場塗装工		3-2-12-11 工場塗装工	103
第5節 軽量盛土工	6-4-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	6
第6節 水門本体工	6-4-6-4		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	21
	6-4-6-5		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	21
	6-4-6-6		矢板工（遮水矢板）		3-2-3-4 矢板工	8
	6-4-6-7		床版工			115
	6-4-6-8		堰柱工			115
	6-4-6-9		門柱工			115
	6-4-6-10		ゲート操作台工			115
	6-4-6-11		胸壁工			115
	6-4-6-12		翼壁工		6-3-5-7 翼壁工	115
	6-4-6-13		水叩工		6-3-5-8 水叩工	115
第7節 護床工	6-4-7-3		根固めブロック工		3-2-3-17 根固めブロック工	14
	6-4-7-5		沈床工		3-2-3-18 沈床工	14
	6-4-7-6		捨石工		3-2-3-19 捨石工	14
	6-4-7-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27 羽口工	17
				ふとんかご	3-2-3-27 羽口工	17
第8節 付属物設置工	6-4-8-3		防止柵工		3-2-3-7 防止柵工	9
	6-4-8-8		階段工		3-2-3-22 階段工	15
第9節 鋼管理橋上部工	6-4-9-4		架設工(クレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	104
	6-4-9-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	104
	6-4-9-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	104
	6-4-9-7		架設工(架設桁架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	104
	6-4-9-8		架設工(送出し架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	104
	6-4-9-9		架設工(トラバラークレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	104
	6-4-9-10		支承工		10-4-5-10 支承工	136
	第10節 橋梁現場塗装工	6-4-10-2		現場塗装工		3-2-3-31 現場塗装工
第11節 床版工	6-4-11-2		床版工		3-2-18-2 床版工	112

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第12節 橋梁付属物工 (鋼管理橋)	6-4-12-2		伸縮装置工		3-2-3-24 伸縮装置工	15
	6-4-12-4		地覆工		10-4-8-5 地覆工	137
	6-4-12-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6 橋梁用防護柵工	138
	6-4-12-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7 橋梁用高欄工	138
	6-4-12-7		検査路工		10-4-8-8 検査路工	138
第14節 コンクリート管 理橋上部工(P C橋)	6-4-14-2		プレテンション桁製作 工(購入工)		3-2-3-12 プレテンション桁 製作工(購入工)	10
	6-4-14-3		ポストテンション桁製 作工		3-2-3-13 ポストテンション 桁製作工	11
	6-4-14-4		プレキャストセグメン ト桁製作工(購入工)		3-2-3-13 プレキャストセグ メント桁製作工(購入工)	11
	6-4-14-5		プレキャストセグメン ト主桁組立工		3-2-3-14 プレキャストセグ メント主桁組立工	12
	6-4-14-6		支承工		10-4-5-10 支承工	136
	6-4-14-7		架設工(クレーン架設)		3-2-13 架設工(コンクリー ト橋)	105
	6-4-14-8		架設工(架設桁架設)		3-2-13 架設工(コンクリー ト橋)	105
	6-4-14-9		床版・横組工		3-2-18-2 床版工	112
	6-4-14-10		落橋防止装置工		10-4-8-3 落橋防止装置工	137
	第15節 コンクリート管 理橋上部工(P Cホロースラブ 橋)	6-4-15-2		支承工		10-4-5-10 支承工
6-4-15-4			落橋防止装置工		10-4-8-3 落橋防止装置工	137
6-4-15-5			P Cホロースラブ製作 工		3-2-3-15 P Cホロースラブ 製作工	12
第16節 橋梁付属物工 (コンクリート 管理橋)	6-4-16-2		伸縮装置工		3-2-3-24 伸縮装置工	15
	6-4-16-4		地覆工		10-4-8-5 地覆工	137
	6-4-16-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6 橋梁用防護柵工	138
	6-4-16-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7 橋梁用高欄工	138
	6-4-16-7		検査路工		10-4-8-8 検査路工	138
第18節 舗装工	6-4-18-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7 アスファルト舗装 工	26
	6-4-18-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8 半たわみ性舗装工	38
	6-4-18-7		排水性舗装工		3-2-6-9 排水性舗装工	44
	6-4-18-8		透水性舗装工		3-2-6-10 透水性舗装工	52
	6-4-18-9		グースアスファルト舗 装工		3-2-6-11 グースアスファル ト舗装工	54
	6-4-18-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12 コンクリート舗装 工	59
	6-4-18-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13 薄層カラー舗装工	79
	6-4-18-12		ブロック舗装工		3-2-6-14 ブロック舗装工	82

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第5章 堰							
第3節 工場製作工	6-5-3-3		刃口金物製作工		3-2-12-1 刃口金物製作工	93	
	6-5-3-4		桁製作工		3-2-12-3 桁製作工	96	
	6-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4 検査路製作工	101	
	6-5-3-6		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	101	
	6-5-3-7		落橋防止装置製作工		3-2-12-6 落橋防止装置製作工	101	
	6-5-3-8		鋼製排水管製作工		3-2-12-10 鋼製排水管製作工	102	
	6-5-3-9		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9 プレビーム用桁製作工	102	
	6-5-3-12		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7 橋梁用防護柵製作工	101	
	6-5-3-12		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8 アンカーフレーム製作工	101	
第3節 工場製作工	6-5-3-13		仮設材製作工		3-2-12-1 仮設材製作工	93	
	6-5-3-14		工場塗装工		3-2-12-11 工場塗装工	102	
第5節 計量盛土工	6-5-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	6	
第6節 可動堰本体工	6-5-6-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	21	
	6-5-6-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	21	
	6-5-6-5		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7 オープンケーソン基礎工	22	
	6-5-6-6		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	22	
	6-5-6-7		矢板工		3-2-3-4 矢板工	8	
	6-5-6-8		床版工		6-4-6-7 床版工	115	
	6-5-6-9		堰柱工		6-4-6-8 堰柱工	115	
	6-5-6-10		門柱工		6-4-6-9 門柱工	115	
	6-5-6-11		ゲート操作台工		6-4-6-10 ゲート操作台工	115	
	6-5-6-12		水叩工		6-3-5-8 水叩工	115	
	6-5-6-13		閘門工			115	
	6-5-6-14		土砂吐工			115	
	6-5-6-15		取付擁壁工		3-2-15-1 場所打擁壁工	109	
	第7節 固定堰本体工	6-5-7-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	21
		6-5-7-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	21
6-5-7-5			オープンケーソン基礎工		3-2-4-7 オープンケーソン基礎工	22	
6-5-7-6			ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	22	
6-5-7-7			矢板工		3-2-3-4 矢板工	8	
6-5-7-8			堰本体工			116	
6-5-7-9			水叩工			116	
6-5-7-10			土砂吐工			116	
6-5-7-11			取付擁壁工		3-2-15-1 場所打擁壁工	109	
第8節 魚道工		6-5-8-3		魚道本体工			116
第9節 管理橋下部工		6-5-9-2		管理橋橋台工			117

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第10節 鋼管理橋上部工	6-5-10-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	104
	6-5-10-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	104
	6-5-10-6		架設工（ケーブルエレクション架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	104
	6-5-10-7		架設工（架設桁架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	104
	6-5-10-8		架設工（送出し架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	104
	6-5-10-9		架設工（トラベラークレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	104
	6-5-10-10		支承工		10-4-5-10 支承工	133
第11節 橋梁現場塗装工	6-5-11-2		現場塗装工		3-2-3-31 現場塗装工	19
第12節 床版工	6-5-12-2		床版工		3-2-18-2 床版工	112
第13節 橋梁付属物工（鋼管理橋）	6-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24 伸縮装置工	15
	6-5-13-4		地覆工		10-4-8-5 地覆工	134
	6-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6 橋梁用防護柵工	135
	6-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7 橋梁用高欄工	135
	6-5-13-7		検査路工		10-4-8-8 検査路工	135
第15節 コンクリート管理橋上部工（PC橋）	6-5-15-2		プレテンション桁製作工（購入工）		3-2-3-12 プレテンション桁製作工（購入工）	10
	6-5-15-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13 ポストテンション桁製作工	11
	6-5-15-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3-13 プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	11
	6-5-15-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工	12
	6-5-15-6		支承工		10-4-5-10 支承工	136
	6-5-15-7		架設工（クレーン架設）		3-2-13 架設工（コンクリート橋）	105
	6-5-15-8		架設工（架設桁架設）		3-2-13 架設工（コンクリート橋）	105
	6-5-15-9		床版・横組工		3-2-18-2 床版工	112
	6-5-15-10		落橋防止装置工		10-4-8-3 落橋防止装置工	137
	第16節 コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）	6-5-16-3		支承工		10-4-5-10 支承工
6-5-16-4			落橋防止装置工		10-4-8-3 落橋防止装置工	137
6-5-16-5			PCホロースラブ製作工		3-2-3-15 PCホロースラブ製作工	12
第17節 コンクリート管理橋上部工（PC箱桁橋）	6-5-17-3		支承工		10-4-5-10 支承工	136
	6-5-17-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16 PC箱桁製作工	13
	6-5-17-5		落橋防止装置工		10-4-8-3 落橋防止装置工	137



【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第18節 橋梁付属物工 (コンクリート 管理橋)	6-5-18-2		伸縮装置工		3-2-3-24 伸縮装置工	15	
	6-5-18-4		地覆工		10-4-8-5 地覆工	137	
	6-5-18-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6 橋梁用防護柵工	138	
	6-5-18-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7 橋梁用高欄工	138	
	6-5-18-7		検査路工		10-4-8-8 検査路工	138	
第20節 付属物設置工	6-5-20-3		防止柵工		3-2-3-7 防止柵工	9	
	6-5-20-7		階段工		3-2-3-22 階段工	15	
第6章 排水機場							
第3節 軽量盛土工	6-6-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	6	
第4節 機場本體工	6-6-4-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	21	
	6-6-4-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	21	
	6-6-4-5		矢板工		3-2-3-4 矢板工	8	
	6-6-4-6		本體工			117	
	6-6-4-7		燃料貯油槽工			118	
第5節 沈砂池工	6-6-5-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	21	
第5節 沈砂池工	6-6-5-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	21	
	6-6-5-5		矢板工		3-2-3-4 矢板工	8	
	6-6-5-6		場所打擁壁工		3-2-15-1 場所打擁壁工	109	
	6-6-5-7		コンクリート床版工			118	
	6-6-5-8		ブロック床版工		3-2-3-17 根固めブロック工	14	
	6-6-5-9		場所打水路工		3-2-3-29 場所打水路工	18	
第6節 吐出水槽工	6-6-6-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	21	
	6-6-6-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	21	
	6-6-6-5		矢板工		3-2-3-4 矢板工	8	
	6-6-6-6		本體工		6-6-4-6 本體工	117	
第7章 床止め・床固め							
第3節 軽量盛土工	6-7-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	6	
第4節 床止め工	6-7-4-4		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	21	
	6-7-4-5		矢板工		3-2-3-4 矢板工	8	
	6-7-4-6		本體工	床固め本體工			119
				植石張り	3-2-5-5 石積(張)工	24	
				根固めブロック	3-2-3-17 根固めブロック工	14	
	6-7-4-7		取付擁壁工		3-2-15-1 場所打擁壁工	109	
	6-7-4-8		水叩工	水叩工			119
				巨石張り	3-2-3-26 多自然型護岸工	16	
		根固めブロック		3-2-3-17 根固めブロック工	14		
第5節 床固め工	6-7-5-4		本堤工		6-7-4-6 本體工	119	
	6-7-5-5		垂直壁工		6-7-4-6 本體工	119	
	6-7-5-6		側壁工			119	
	6-7-5-7		水叩工		6-7-4-8 水叩工	119	

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 山留擁壁工	6-7-6-3		コンクリート擁壁工		3-2-15-1 場所打擁壁工	109
	6-7-6-4		ブロック積擁壁工		3-2-5-3 コンクリートブロック工	23
	6-7-6-5		石積擁壁工		3-2-5-5 石積（張）工	24
	6-7-6-6		山留擁壁基礎工		3-2-4-3 基礎工（護岸）	20
第8章 河川維持						
第7節 路面補修工	6-8-7-3		不陸整正工		1-2-3-6 堤防天端工	4
	6-8-7-4		コンクリート舗装補修工		3-2-6-12 コンクリート舗装工	59
	6-8-7-5		アスファルト舗装補修工		3-2-6-7 アスファルト舗装工	26
第8節 付属物復旧工	6-8-8-2		付属物復旧工		3-2-3-8 路側防護柵工	9
第9節 付属物設置工	6-8-9-3		防護柵工		3-2-3-7 防止柵工	9
	6-8-9-5		付属物設置工		3-2-3-10 道路付属物工	10
第10節 光ケーブル配管工	6-8-10-3		配管工		6-1-13-3 配管工	113
	6-8-10-4		ハンドホール工		6-1-13-4 ハンドホール工	113
第12節 植栽維持工	6-8-12-3		樹木・芝生管理工		3-2-14-2 植生工	105
第9章 河川修繕						
第3節 軽量盛土工	6-9-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	6
第4節 腹付工	6-9-4-2		覆土工		1-2-3-5 法面整形工	4
	6-9-4-3		植生工		3-2-14-2 植生工	105
第5節 側帯工	6-9-5-2		縁切工	じゃかご工	3-2-3-27 羽口工	17
				連節ブロック張り	3-2-5-3 コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	23
				コンクリートブロック張り	3-2-5-3 コンクリートブロック工	23
				石張り工	3-2-5-5 石積（張）工	24
	6-9-5-3		植生工		3-2-14-2 植生工	105
第6節 堤脚保護工	6-9-6-3		石積工		3-2-5-5 石積（張）工	24
	6-9-6-4		コンクリートブロック工		3-2-5-3 コンクリートブロック工	23
第7節 管理用通路工	6-9-7-2		防護柵工		3-2-3-7 防止柵工	9
	6-9-7-4		路面切削工		3-2-6-15 路面切削工	83
	6-9-7-5		舗装打換え工		3-2-6-16 舗装打換え工	84
	6-9-7-6		オーバーレイ工		3-2-6-17 オーバーレイ工	85
	6-9-7-7		排水構造物工	プレキャストU型側溝・管（函）渠	3-2-3-29 側溝工	18
				集水柵工	3-2-3-30 集水柵工	19
6-9-7-8		道路付属物工	歩車道境界ブロック	3-2-3-5 縁石工	8	
第8節 現場塗装工	6-9-8-3		付属物塗装工		3-2-3-31 現場塗装工	19
	6-9-8-4		コンクリート面塗装工		3-2-3-11 コンクリート面塗装工	10

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 道路改良						
第3節 工場製作工	10-1-3-2		遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		120
				工場塗装工	3-2-12-11 工場塗装工	103
第4節 地盤改良工	10-1-4-2		路床安定処理工		3-2-7-2 路床安定処理工	86
	10-1-4-3		置換工		3-2-7-3 置換工	86
	10-1-4-4		サンドマット工		3-2-7-6 サンドマット工	88
	10-1-4-5		パーチカルドレーン工		3-2-7-7 パーチカルドレーン工	88
	10-1-4-6		締固め改良工		3-2-7-8 締固め改良工	88
	10-1-4-7		固結工		3-2-7-9 固結工	89
第5節 法面工	10-1-5-2		植生工		3-2-14-2 植生工	105
	10-1-5-3		法面吹付工		3-2-14-3 吹付工	107
	10-1-5-4		法枠工		3-2-14-4 法枠工	108
	10-1-5-6		アンカー工		3-2-14-6 アンカー工	108
	10-1-5-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27 羽口工	17
ふとんかご				3-2-3-27 羽口工	17	
第6節 軽量盛土工	10-1-6-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	6
第7節 擁壁工	10-1-7-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	21
	10-1-7-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	21
	10-1-7-5		場所打擁壁工		3-2-15-1 場所打擁壁工	109
	10-1-7-6		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2 プレキャスト擁壁工	109
	10-1-7-7		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法	3-2-15-3 補強土壁工	110
				多数アンカー式補強土工法	3-2-15-3 補強土壁工	110
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法	3-2-15-3 補強土壁工	110
	10-1-7-8		井桁ブロック工		3-2-15-4 井桁ブロック工	110
第8節 石・ブロック積（張）工	10-1-8-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3 コンクリートブロック工	23
	10-1-8-4		石積（張）工		3-2-5-5 石積（張）工	24
第9節 カルバート工	10-1-9-4		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	21
	10-1-9-5		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	21
	10-1-9-6		場所打函渠工			120
	10-1-9-7		プレキャストカルバート工		3-2-3-28 プレキャストカルバート工	17
第10節 排水構造物工（小型水路工）	10-1-10-3		側溝工		3-2-3-29 側溝工	18
	10-1-10-4		管渠工		3-2-3-29 側溝工	18
	10-1-10-5		集水柵・マンホール工		3-2-3-30 集水柵工	19
	10-1-10-6		地下排水工		3-2-3-29 暗渠工	18
	10-1-10-7		場所打水路工		3-2-3-29 場所打水路工	18
	10-1-10-8		排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29 側溝工	18

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 落石雪害防止工	10-1-11-4		落石防止網工			120
	10-1-11-5		落石防護柵工			120
	10-1-11-6		防雪柵工			121
	10-1-11-7		雪崩予防柵工			121
第12節 遮音壁工	10-1-12-4		遮音壁基礎工			122
	10-1-12-5		遮音壁本体工			122
第2章 舗装						
第3節 地盤改良工	10-2-3-2		路床安定処理工		3-2-7-2 路床安定処理工	86
	10-2-3-3		置換工		3-2-7-3 置換工	86
第4節 舗装工	10-2-4-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7 アスファルト舗装工	26
	10-2-4-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8 半たわみ性舗装工	38
	10-2-4-7		排水性舗装工		3-2-6-9 排水性舗装工	44
	10-2-4-8		透水性舗装工		3-2-6-10 透水性舗装工	52
	10-2-4-9		グースアスファルト舗装工		3-2-6-11 グースアスファルト舗装工	54
	10-2-4-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12 コンクリート舗装工	59
	10-2-4-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13 薄層カラー舗装工	79
	10-2-4-12		ブロック舗装工		3-2-6-14 ブロック舗装工	82
	10-2-4		歩道路盤工			123
	10-2-4		取合舗装路盤工			123
	10-2-4		路肩舗装路盤工			123
	10-2-4		歩道舗装工			123
	10-2-4		取合舗装工			123
	10-2-4		路肩舗装工			123
	10-2-4		表層工			123
第5節 排水構造物工 (路面排水工)	10-2-5-3		側溝工		3-2-3-29 側溝工	18
	10-2-5-4		管渠工		3-2-3-29 側溝工	18
	10-2-5-5		集水柵(街渠柵)・マンホール工		3-2-3-30 集水柵工	19
	10-2-5-6		地下排水工		3-2-3-29 暗渠工	18
	10-2-5-7		場所打水路工		3-2-3-29 場所打水路工	18
	10-2-5-8		排水工(小段排水・縦排水)		3-2-3-29 側溝工	18
	10-2-5-9		排水性舗装用路肩排水工			124
第6節 縁石工	10-2-6-3		縁石工		3-2-3-5 縁石工	8
第7節 踏掛版工	10-2-7-4		踏掛版工	コンクリート工		124
				ラバーシュー		124
				アンカーボルト		124
第8節 防護柵工	10-2-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8 路側防護柵工	9
	10-2-8-4		防止柵工		3-2-3-7 防止柵工	9
	10-2-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8 路側防護柵工	9
	10-2-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7 防止柵工	9

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第9節 標識工	10-2-9-3		小型標識工		3-2-3-6 小型標識工	8	
	10-2-9-4	1	大型標識工	標識基礎工		124	
		2	大型標識工	標識柱工		125	
第10節 区画線工	10-2-10-2		区画線工		3-2-3-9 区画線工	10	
第12節 道路付属施設工	10-2-12-4		道路付属物工		3-2-3-10 道路付属物工	10	
	10-2-12-5	1	ケーブル配管工			125	
		2	ケーブル配管工	ハンドホール		125	
	10-2-12-6		照明工	照明柱基礎工		126	
10-2-12-7		組立歩道工			126		
第13節 橋梁付属物工	10-2-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24 伸縮装置工	15	
第3章 橋梁下部							
第3節 工場製作工	10-3-3-2		刃口金物製作工		3-2-12-1 刃口金物製作工	93	
	10-3-3-3		鋼製橋脚製作工			127	
	10-3-3-4		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8 アンカーフレーム製作工	101	
	10-3-3-5		工場塗装工		3-2-12-11 工場塗装工	103	
第5節 軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	6	
第6節 橋台工	10-3-6-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	21	
	10-3-6-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	21	
	10-3-6-5		深礎工		3-2-4-6 深礎工	22	
	10-3-6-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7 オープンケーソン基礎工	22	
	10-3-6-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	22	
	10-3-6-8		橋台躯体工			128	
第7節 RC橋脚工	10-3-7-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	21	
	10-3-7-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	21	
	10-3-7-5		深礎工		3-2-4-6 深礎工	22	
	10-3-7-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7 オープンケーソン基礎工	22	
	10-3-7-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	22	
	10-3-7-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9 鋼管矢板基礎工	23	
	10-3-7-9	1	橋脚躯体工	張出式			130
				重力式	10-3-7-9 橋脚躯体工		130
				半重力式	10-3-7-9 橋脚躯体工		130
2	橋脚躯体工	ラーメン式			132		

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第8節 鋼製橋脚工	10-3-8-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	21	
	10-3-8-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	21	
	10-3-8-5		深礎工		3-2-4-6 深礎工	22	
	10-3-8-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7 オープンケーソン基礎工	22	
	10-3-8-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	22	
	10-3-8-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9 鋼管矢板基礎工	23	
	10-3-8-9	1	橋脚フーチング工	I型・T型			134
		2	橋脚フーチング工	門型			134
	10-3-8-10	1	橋脚架設工	I型・T型			135
		2	橋脚架設工	門型			135
	10-3-8-11		現場継手工				135
	10-3-8-12		現場塗装工			3-2-3-31 現場塗装工	19
第9節 護岸基礎工	10-3-9-3		基礎工		3-2-4-3 基礎工(護岸)	20	
	10-3-9-4		矢板工		3-2-3-4 矢板工	8	
第10節 矢板護岸工	10-3-10-3		笠コンクリート工		3-2-4-3 基礎工(護岸)	20	
	10-3-10-4		矢板工		3-2-3-4 矢板工	8	
第11節 法覆護岸工	10-3-11-2		コンクリートブロック工		3-2-5-3 コンクリートブロック工	23	
	10-3-11-3		護岸付属物工		6-1-7-4 護岸付属物工	112	
	10-3-11-4		緑化ブロック工		3-2-5-4 緑化ブロック工	24	
	10-3-11-5		環境護岸ブロック工		3-2-5-3 コンクリートブロック工	23	
	10-3-11-6		石積(張)工		3-2-5-5 石積(張)工	24	
	10-3-11-7		法枠工		3-2-14-4 法枠工	108	
	10-3-11-8		多自然型護岸工	巨石張り		3-2-3-26 多自然型護岸工	16
			多自然型護岸工	巨石積み		3-2-3-26 多自然型護岸工	16
			多自然型護岸工	かごマット		3-2-3-26 多自然型護岸工	16
	10-3-11-9		吹付工		3-2-14-3 吹付工	107	
	10-3-11-10		植生工		3-2-14-2 植生工	105	
	10-3-11-11		覆土工		1-2-3-5 法面整形工	4	
	10-3-11-12		羽口工	じゃかご		3-2-3-27 羽口工	17
				ふとんかご		3-2-3-27 羽口工	17
		かご枠			3-2-3-27 羽口工	17	
		連節ブロック張り			3-2-5-3 連節ブロック張り	23	
第12節 擁壁護岸工	10-3-12-3		場所打擁壁工		3-2-15-1 場所打擁壁工	109	
	10-3-12-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2 プレキャスト擁壁工	109	

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第4章 鋼橋上部						
第3節 工場製作工	10-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3 桁製作工	96
	10-4-3-4		検査路製作工		3-2-12-4 検査路製作工	101
	10-4-3-5		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	101
	10-4-3-6		落橋防止装置製作工		3-2-12-6 落橋防止装置製作工	101
	10-4-3-7		鋼製排水管製作工		3-2-12-10 鋼製排水管製作工	102
	10-4-3-8		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7 橋梁用防護柵製作工	101
	10-4-3-9		橋梁用高欄製作工			136
	10-4-3-10		横断歩道橋製作工		3-2-12-3 桁製作工	96
	10-4-3-12		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8 アンカーフレーム製作工	101
	10-4-3-13		工場塗装工		3-2-12-11 工場塗装工	103
第5節 鋼橋架設工	10-4-5-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	104
	10-4-5-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	104
	10-4-5-6		架設工（ケーブルエレクション架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	104
	10-4-5-7		架設工（架設桁架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	104
	10-4-5-8		架設工（送出し架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	104
	10-4-5-9		架設工（トラベラークレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	104
	10-4-5-10	1	支承工	鋼製支承		136
		2	支承工	ゴム支承		137
第6節 橋梁現場塗装工	10-4-6-3		現場塗装工		3-2-3-31 現場塗装工	19
第7節 床版工	10-4-7-2		床版工		3-2-18-2 床版工	112
第8節 橋梁附属物工	10-4-8-2		伸縮装置工		3-2-3-24 伸縮装置工	15
	10-4-8-3		落橋防止装置工			137
	10-4-8-5		地覆工			137
	10-4-8-6		橋梁用防護柵工			138
	10-4-8-7		橋梁用高欄工			138
	10-4-8-8		検査路工			138
第9節 歩道橋本体工	10-4-9-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	21
	10-4-9-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	21
	10-4-9-5		橋脚フーチング工	I型	10-3-8-9 橋脚フーチング工	134
				T型	10-3-8-9 橋脚フーチング工	134
	10-4-9-6		歩道橋（側道橋）架設工		3-2-13 架設工（鋼橋）	104
	10-4-9-7		現場塗装工		3-2-3-31 現場塗装工	19

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5章 コンクリート橋上部						
第3節 工場製作工	10-5-3-2		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9 プレビーム用桁製作工	102
	10-5-3-3		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7 橋梁用防護柵製作工	101
	10-5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	101
	10-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4 検査路製作工	101
	10-5-3-6		工場塗装工		3-2-12-11 工場塗装工	103
第5節 PC橋工	10-5-5-2		プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋	3-2-3-12 プレテンション桁製作工（購入工）	10
				スラブ橋	3-2-3-12 プレテンション桁製作工（購入工）	10
	10-5-5-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13 ポストテンション桁製作工	11
	10-5-5-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3-13 プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	11
	10-5-5-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工	12
	10-5-5-6		支承工		10-4-5-10 支承工	136
	10-5-5-7		架設工（クレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	104
	10-5-5-8		架設工（架設桁架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	104
	10-5-5-9		床版・横組工		3-2-18-2 床版工	112
第5節 PC橋工	10-5-5-10		落橋防止装置工		10-4-8-3 落橋防止装置工	137
第6節 プレビーム桁橋工	10-5-6-2		プレビーム桁製作工	現場		138
	10-5-6-3		支承工		10-4-5-10 支承工	136
	10-5-6-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	104
	10-5-6-5		架設工（架設桁架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	104
	10-5-6-6		床版・横組工		3-2-18-2 床版工	112
	10-5-6-9		落橋防止装置工		10-4-8-3 落橋防止装置工	137
第7節 PCホロースラブ橋工	10-5-7-3		支承工		10-4-5-10 支承工	136
	10-5-7-4		PCホロースラブ製作工		3-2-3-15 PCホロースラブ製作工	12
	10-5-7-5		落橋防止装置工		10-4-8-3 落橋防止装置工	137
第8節 RCホロースラブ橋工	10-5-8-3		支承工		10-4-5-10 支承工	136
	10-5-8-4		RC場所打ホロースラブ製作工		3-2-3-15 PCホロースラブ製作工	12
	10-5-8-5		落橋防止装置工		10-4-8-3 落橋防止装置工	137
第9節 PC版桁橋工	10-5-9-2		PC版桁製作工		3-2-3-15 PCホロースラブ製作工	12
第10節 PC箱桁橋工	10-5-10-3		支承工		10-4-5-10 支承工	136
	10-5-10-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16 PC箱桁製作工	13
	10-5-10-5		落橋防止装置工		10-4-8-3 落橋防止装置工	137



【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 PC片持箱桁橋工	10-5-11-2		PC片持箱桁製作工		3-2-3-16 PC箱桁製作工	13
	10-5-11-3		支承工		10-4-5-10 支承工	136
	10-5-11-4		架設工 (片持架設)		3-2-13 架設工 (コンクリート橋)	104
第12節 PC押出し箱桁橋工	10-5-12-2		PC押出し箱桁製作工		3-2-3-16 PC押出し箱桁製作工	13
	10-5-12-3		架設工 (押出し架設)		3-2-13 架設工 (コンクリート橋)	105
第13節 橋梁付属物工	10-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24 伸縮装置工	15
	10-5-13-4		地覆工		10-4-8-5 地覆工	137
	10-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6 橋梁用防護柵工	138
	10-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7 橋梁用高欄工	138
	10-5-13-7		検査路工		10-4-8-8 検査路工	138
第6章 トンネル (NATM)						
第4節 支保工	10-6-4-3		吹付工			139
	10-6-4-4		ロックボルト工			139
第5節 覆工	10-6-5-3		覆工コンクリート工			140
	10-6-5-4		側壁コンクリート工		10-6-5-3 覆工コンクリート工	140
	10-6-5-5		床版コンクリート工			141
第6節 インバート工	10-6-6-4		インバート本体工			141
第7節 坑内付帯工	10-6-7-5		地下排水工		3-2-3-29 暗渠工	18

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節 坑門工	10-6-8-4		坑門本体工			141
第8節 坑門工	10-6-8-5		明り巻工			142
第11章 共同溝						
第3節 工場製作工	10-11-3-3		工場塗装工		3-2-12-11 工場塗装工	103
第6節 現場打構築工	10-11-6-2		現場打躯体工			142
	10-11-6-4		カラー継手工			143
	10-11-6-5	1	防水工	防水		143
		2	防水工	防水保護工		143
3		防水工	防水壁		143	
第7節 プレキャスト構築工	10-11-7-2		プレキャスト躯体工			144
第12章 電線共同溝						
第5節 電線共同溝工	10-12-5-2		管路工	管路部		144
	10-12-5-3		プレキャストボックス工	特殊部		144
	10-12-5-4		現場打ちボックス工	特殊部	10-11-6-2 現場打躯体工	142
第6節 付帯設備工	10-12-6-2		ハンドホール工			145
第13章 情報ボックス工						
第3節 情報ボックス工	10-13-3-4		管路工	管路部	10-12-5-2 管路工（管路部）	144
第4節 付帯設備工	10-13-4-2		ハンドホール工		10-12-6-2 ハンドホール工	145
第14章 道路維持						
第4節 舗装工	10-14-4-3		路面切削工		3-2-6-15 路面切削工	83
	10-14-4-4		舗装打換え工		3-2-6-16 舗装打換え工	84
	10-14-4-5		切削オーバーレイ工			146
	10-14-4-6		オーバーレイ工		3-2-6-17 オーバーレイ工	85
	10-14-4-7		路上再生工			147
	10-14-4-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13 薄層カラー舗装工	79
第5節 排水構造物工	10-14-5-3		側溝工		3-2-3-29 側溝工	18
	10-14-5-4		管渠工		3-2-3-29 側溝工	18
	10-14-5-5		集水柵・マンホール工		3-2-3-30 集水柵工	19
	10-14-5-6		地下排水工		3-2-3-29 暗渠工	18
	10-14-5-7		場所打水路工		3-2-3-29 場所打水路工	18
	10-14-5-8		排水工		3-2-3-29 側溝工	18
第6節 防護柵工	10-14-6-2		路側防護柵工		3-2-3-8 路側防護柵工	9
	10-14-6-3		防止柵工		3-2-3-7 防止柵工	9
	10-14-6-5		ボックスビーム工		3-2-3-8 路側防護柵工	9
	10-14-6-6		車止めポスト工		3-2-3-7 防止柵工	9
第7節 標識工	10-14-7-3		小型標識工		3-2-3-6 小型標識工	8
	10-14-7-4		大型標識工		10-2-9-4 大型標識工	124

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節 道路付属施設工	10-14-8-4		道路付属物工		3-2-3-10 道路付属物工	10
	10-14-8-5		ケーブル配管工		10-2-12-5 ケーブル配管工	125
	10-14-8-6		照明工		10-2-12-6 照明工	126
第9節 軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	6
第10節 擁壁工	10-14-10-3		場所打擁壁工		3-2-15-1 場所打擁壁工	109
	10-14-10-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2 プレキャスト擁壁工	109
第11節 石・ブロック積(張)工	10-14-11-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3 コンクリートブロック工	23
	10-14-11-4		石積(張)工		3-2-5-5 石積(張)工	24
第12節 カルバート工	10-14-12-4		場所打函渠工		10-1-9-6 場所打函渠工	120
	10-14-12-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28 プレキャストカルバート工	17
第13節 法面工	10-14-13-2		植生工		3-2-14-2 植生工	105
	10-14-13-3		法面吹付工		3-2-14-3 吹付工	107
	10-14-13-4		法枠工		3-2-14-4 法枠工	108
	10-14-13-6		アンカー工		3-2-14-6 アンカー工	108
	10-14-13-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27 羽口工	17
			ふとんかご	3-2-3-27 羽口工	17	
第15節 橋梁付属物工	10-15-15-2		伸縮継手工		3-2-3-24 伸縮装置工	15
	10-15-15-4		地覆工		10-4-8-5 地覆工	137
	10-15-15-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6 橋梁用防護柵工	138
	10-15-15-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7 橋梁用高欄工	138
	10-15-15-7		検査路工		10-4-8-8 検査路工	138
第17節 現場塗装工	10-14-17-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11 コンクリート面塗装工	10
第16章 道路修繕						
第3節 工場製作工	10-16-3-4		桁補強材製作工			148
	10-16-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6 落橋防止装置製作工	101
第5節 舗装工	10-16-5-3		路面切削工		3-2-6-15 路面切削工	83
	10-16-5-4		舗装打換え工		3-2-6-16 舗装打換え工	84
	10-16-5-5		切削オーバーレイ工		10-14-4-5 切削オーバーレイ工	143
	10-16-5-6		オーバーレイ工		3-2-6-17 オーバーレイ工	85
	10-16-5-7		路上再生工		10-14-4-7 路上再生工	144
	10-16-5-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13 薄層カラー舗装工	79
第6節 排水構造物工	10-16-6-3		側溝工		3-2-3-29 側溝工	18
	10-16-6-4		管渠工		3-2-3-29 側溝工	18
	10-16-6-5		集水枡・マンホール工		3-2-3-30 集水枡工	19
	10-16-6-6		地下排水工		3-2-3-29 暗渠工	18
	10-16-6-7		場所打水路工		3-2-3-29 場所打水路工	18
	10-16-6-8		排水工		3-2-3-29 側溝工	18

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第7節 縁石工	10-17-7-3		縁石工		3-2-3-5 縁石工	8
第8節 防護柵工	10-16-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8 路側防護柵工	9
	10-16-8-4		防止柵工		3-2-3-7 防止柵工	9
	10-16-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8 路側防護柵工	9
	10-16-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7 防止柵工	9
第9節 標識工	10-16-9-3		小型標識工		3-2-3-6 小型標識工	8
	10-16-9-4		大型標識工		10-2-9-4 大型標識工	124
第10節 区画線工	10-16-10-2		区画線工		3-2-3-9 区画線工	10
第12節 道路付属施設工	10-16-12-4		道路付属物工		3-2-3-10 道路付属物工	10
	10-16-12-5		ケーブル配管工		10-2-12-5 ケーブル配管工	125
	10-16-12-6		照明工		10-2-12-6 照明工	126
第13節 軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	8
第14節 擁壁工	10-16-14-3		場所打擁壁工		3-2-15-1 場所打擁壁工	109
	10-16-14-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2 プレキャスト擁壁工	109
第15節 石・ブロック積(張)工	10-16-15-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3 コンクリートブロック工	23
	10-16-15-4		石積(張)工		3-2-5-5 石積(張)工	24
第16節 カルバート工	10-16-16-4		場所打函渠工		10-1-9-6 場所打函渠工	120
	10-16-16-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28 プレキャストカルバート工	17
第17節 法面工	10-16-17-2		植生工		3-2-14-2 植生工	105
	10-16-17-3		法面吹付工		3-2-14-3 吹付工	107
	10-16-17-4		法枠工		3-2-14-4 法枠工	108
	10-16-17-6		アンカー工		3-2-14-6 アンカー工	108
	10-16-17-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27 羽口工	17
		ふとんかご		3-2-3-27 羽口工	17	
第18節 落石雪害防止工	10-18-18-4		落石防止網工		10-1-11-4 落石防止網工	120
	10-18-18-5		落石防護柵工		10-1-11-5 落石防護柵工	120
	10-18-18-6		防雪柵工		10-1-11-6 防雪柵工	121
	10-18-18-7		雪崩予防柵工		10-1-11-7 雪崩予防柵工	121
第20節 鋼桁工	10-16-20-3		鋼桁補強工		10-16-3-4 桁補強材製作工	148
第21節 橋梁支承工	10-16-21-3		鋼橋支承工		10-4-5-10 支承工	136
	10-16-21-4		P C橋支承工		10-4-5-10 支承工	136
第22節 橋梁付属物工	10-16-22-3		伸縮継手工		3-2-3-24 伸縮装置工	15
	10-16-22-4		落橋防止装置工		10-4-8-3 落橋防止装置工	137
	10-16-22-6		地覆工		10-4-8-5 地覆工	137
	10-16-22-7		橋梁用防護柵工		10-4-8-6 橋梁用防護柵工	138
	10-16-22-8		橋梁用高欄工		10-4-8-7 橋梁用高欄工	138
	10-16-22-9		検査路工		10-4-8-8 検査路工	138
第25節 現場塗装工	10-16-25-3		橋梁塗装工		3-2-3-31 現場塗装工	19
	10-16-25-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11 コンクリート面塗装工	10

【第11編 公園編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	
第1章 基盤整備						
第3節 敷地造成工	11-1-3-2	1	表土保全工	表土掘削		149
		1	*掘削工	*掘削		149
	3	*河床掘削			149	
	11-1-3-5	1	*盛土工	*路体（築堤）盛土		149
		2		*路床盛土		149
	11-1-3-6	1	*路床盛土工	*路床盛土		149
	11-1-3-7	2	*法面整形工	*法面整形（盛土部）		149
	11-1-3-8	1	*路床安定処理工	*安定処理		150
	11-1-3-9	1	*置換工	*置換		150
	11-1-3-10	1	*サンドマット工	*サンドマット		150
11-1-3-11	1	*パーチカルドレン工	*サンドドレン		150	
第4節 公園土工	11-1-4-2		小規模造成工	小規模掘削	11-1-3-4 *掘削工	149
				小規模敷均・締固	11-1-3-5 *盛土工	149
第5節 植栽基盤工	11-1-5-3	1	透水層工	開渠排水		151
		2		暗渠排水		151
	11-1-5-4	1	土層改良工	普通耕		151
		2		深耕		151
		3		混層耕		151
		4		心土破砕		151
	11-1-5-5	1	土性改良工	土性改良		151
		2		中和剤施用		151
		3		除塩		151
		4		施肥		151
	11-1-5-6	1	表土盛土工	盛土（流用表土）		152
		2		盛土（発生表土）		152
		3		盛土（採取表土）		152
		4		盛土（購入表土）		152
第5節 植栽基盤工	11-1-5-7	2	人工地盤工	押さえコンクリート		152
		4		人工地盤排水層		152
		5		フィルター		152
		6		防根シート		152
		8		立排水浸透柵		152
第7節 *法面工	11-1-7-3	1	法面ネット工	法面ネット		153
	11-1-7-4	1	*植生工	*種子散布		153
		2		*養生（散水養生）		153
		5		*植生シート		153
		6		*植生マット		153
		7		公園種子帯		153
		8		公園張芝		153
		9		公園筋芝		153
		10		公園市松芝		153
		11		*人工張芝		153
		12		*植生穴		153
		2		*客土吹付		153
		3		*植生基材吹付		153

【第11編 公園編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準
第7節 *法面工	11-1-7-5	1	*法枠工	*現場打法枠	153
		4		*吹付枠	153
		2		*プレキャスト法枠	153
		3		金属製法枠	153
	11-1-7-6	1	編柵工	編柵	153
	11-1-7-7	1	*かご工	*じゃかご	153
		2		*ふとんかご	153
第8節 *軽量盛土工	11-1-8-3	1	*軽量盛土工	*軽量盛土	153
第9節 *擁壁工	11-1-9-4	1	*場所打擁壁工（構造物単位）・ *場所打擁壁工	*小型擁壁	154
		2		*重力式擁壁	154
		3		*もたれ式擁壁	154
		4		*逆T型擁壁	154
		5		*L型擁壁	154
		6		*裏込砕石	154
		7		*止水板	154
		8		*化粧型枠	154
		9		*ペーラインコンクリート	154
		14		*コンクリート	154
		15		*鉄筋	154
		16		*型枠	154
		17		*足場	154
		18		*目地板	154
		19		*水抜パイプ	154
		10		*基礎材	154
		12		*均しコンクリート	154
		11		公園基礎材	154
		13		公園均しコンクリート	154
		21		擁壁高さ調整	154
		11-1-9-5		1	*プレキャスト擁壁工
11-1-9-6	1	*補強土壁工	*補強土壁基礎	155	
	2		*補強土壁壁面材組立・設置	155	
	3		*補強材取付	155	
	8		*ジオテキスタイル壁面材組立・設置	155	
9	*ジオテキスタイル敷設	155			

【第11編 公園編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	
第9節 *擁壁工	11-1-9-7	1	*コンクリートブロック工	*コンクリートブロック基礎		155
		2		*プレキャスト基礎		155
		3		*基礎材		155
		4		*中詰コンクリート		155
		5		*コンクリートブロック積		155
		6		*大型ブロック積		155
		7		*大型ブロック積		155
		8		*胴込・裏込コンクリート		155
		9		*胴込・裏込材(砕石)		155
		10		*吸出し防止材(全面)設置		155
		11		*遮水シート張		155
		12		*目地板		155
		13		*養生費		155
		14		*天端コンクリート		155
		15		*小口止コンクリート		155
		16		*間知ブロック張		155
		17		*平ブロック張		155
		18		*裏込栗石		155
		19		*連節ブロック張		155
		20		*緑化ブロック積		155
		21		*ブロック植栽		155
		22		*天端保護ブロック		155
	11-1-9-8	1	石積工	崩れ積		155
		2		面積		156
		3		玉石積		156
		4		小端積		156
		5		こぶだし石積		156
		6		切石積		156
		7		間知石積		156
		8		雑割石積		156
		9		雑石積		156
		10		割石積		156
		11		雑割石張		156
		12		雑石張		156
		13		石積高さ調整		156
	11-1-9-9	1	土留め工	土留め		156

【第11編 公園編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	
第9節 公園カルバート工	11-1-10-4	1	*場所打函渠工（構造物単位）・ *場所打函渠工	*函渠		157
		2		*鉄筋		157
		7		*コンクリート		157
		9		*型枠		157
		10		*足場		157
		11		*支保		157
		12		*目地板		157
		13		*止水板		157
		14		*水抜パイプ		157
		3		*基礎材	11-1-9-4 *場所打擁壁工	154
		5		*均しコンクリート		154
		4		公園基礎材	11-1-9-5 *場所打擁壁工	154
		6		公園均しコンクリート		154
				11-1-10-5	1	*プレキャストカルバート工
第10節 公園施設等撤去・移設工	11-1-11-3	1	移設工	遊具移設		158
		2		小工作物移設		158
第2章 植栽						
第3節 植栽工	11-2-3-10	1	樹木養生工	防風ネット		158
		8		養生柵		158
	11-2-3-11	1	樹名板工	埋込型樹名板		159
		2		幹巻型樹名板		159
	11-2-3-12	1	根囲い保護工	根囲い保護		159
第4節 移植工	11-2-4-8	1	樹木養生工	防風ネット	11-2-3-10 樹木養生工	158
		8		養生柵	11-2-3-10 樹木養生工	158
	11-2-4-9	1	樹名板工	埋込型樹名板	11-2-3-11 樹名板工	159
		2		幹巻型樹名板	11-2-3-11 樹名板工	159
	11-2-4-10	1	根囲い保護工	根囲い保護	11-2-3-12 根囲い保護工	159
第6節 公園施設等撤去・移設工	11-2-6-2	1	移設工	遊具移設	11-1-11-3 移設工	158
		2		小工作物移設	11-1-11-3 移設工	158
第3章 施設整備						
第3節 給水設備工	11-3-3-6	2		ミスト		159
		3		ドリップパイプ		159
		6		散水栓高さ調整		159
	11-3-3-10	1	給水管路工	給水管		159
		3		埋設シート		159
第4節 雨水排水設備工	11-3-4-6	1	*側溝工	プレキャストL型・V型側溝		160
		3		*管(函)渠型側溝		160
		5		*プレキャストU型側溝		160
		7		プレキャスト皿型側溝		160
		8		*コルゲートフリューム		160
		9		*自由勾配側溝		160
		10		特殊円形側溝		160
		2		現場打L型側溝		160
		6		現場打側溝		160
		11		公園素掘側溝		160
		13		側溝高さ調整		160



【第11編 公園編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準		
第4節 雨水排水設備工	11-3-4-7	1	*管渠工	公園管渠		161	
		2		*PC 管		161	
		3		*ヒューム管(B形管)		161	
		4		*暗渠排水管		161	
		5		*鉄筋コンクリート台付管		161	
		6		*巻きコンクリート		161	
		7		*コルゲートパイプ		161	
	11-3-4-8	1	*集水桝・マンホール工	*現場打ち街渠桝		161	
		2		*現場打ち集水桝		161	
		3		浸透桝		161	
		4		*フレキャスト街渠桝		161	
		5		*フレキャスト集水桝		161	
		6		*集水桝・マンホール基礎		161	
		7		塩化ビニル桝		161	
		8		*マンホール		161	
		9		*フレキャストマンホール		161	
		10		公園マンホール		161	
		11		浸透マンホール		161	
		12		桝高さ調整		161	
		13		マンホール高さ調整		161	
	11-3-4-9	1	*地下排水工	透水コンクリート管		161	
2		化学繊維管		161			
3		*地下排水		161			
11-3-4-10	1	公園水路工	*場所打水路		161		
	2		フレキャスト水路		161		
第5節 污水排水設備工	11-3-5-4	1	*管渠工	公園管渠	11-3-4-7 *管渠工	161	
		2		*PC 管		161	
		3		*ヒューム管(B形管)		161	
		4		*暗渠排水管		161	
		5		*鉄筋コンクリート台付管		161	
		6		*巻きコンクリート		161	
		7		*コルゲートパイプ		161	
	11-3-5-5	1	*污水桝・マンホール工	污水桝	11-3-4-8 *集水桝・マンホール工	161	
		2		塩化ビニル製桝		161	
		3		*マンホール		161	
		4		フレキャストマンホール		161	
		5		集水桝・マンホール基礎		161	
		6		公園マンホール		161	
		8		桝高さ調整		161	
		9		マンホール高さ調整		161	
		第6節 電気設備工		11-3-6-3		1	照明設備工
	2		ハンドホール高さ調整		162		
	3		引込柱		162		
	4		分電盤		162		
5	分電盤高さ調整		162				
6	照明灯基礎		162				

【第11編 公園編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準			
第6節 電気設備工	11-3-6-4	1	放送設備工	*ハットホル	11-3-6-3 照明設備工	162		
		2		ハットホル高さ調整	11-3-6-3 照明設備工	162		
		4		スピーカー柱基礎		162		
	11-3-6-5	1	監視カメラ設置工	*ハットホル	11-3-6-3 照明設備工	162		
		4		監視カメラ柱基礎		163		
	11-3-6-8	1	電線管路工	電線管		163		
		2		電線		163		
		4		埋設シート		163		
	第7節 園路広場整備工	11-3-7-5	1	*アスファルト舗装工	*下層路盤(車道・路肩部)		164	
			2		*下層路盤(歩道部)		164	
			3		*上層路盤(車道・路肩部)		164	
			4		*上層路盤(歩道部)		164	
5			*基層(車道・路肩部)			165		
6			*基層(歩道部)			165		
9			*表層(車道・路肩部)			165		
10			*表層(歩道部)			165		
11-3-7-6			1		*排水性舗装工	*下層路盤(車道・路肩部)		166
			2			*下層路盤(歩道部)		166
		3	*上層路盤(車道・路肩部)			166		
		4	*上層路盤(歩道部)			166		
		5	*基層(車道・路肩部)			167		
		6	*基層(歩道部)			167		
		9	*表層(車道・路肩部)			167		
		11-3-7-7	2	透水性舗装工		*下層路盤(車道・路肩部)		167
			3			*下層路盤(歩道部)		167
4			*表層			167		
11-3-7-8		1	アスファルト系舗装工	公園アスファルト舗装		168		
		2		公園アスファルト薄層カー舗装		168		
		3		透水性アスファルト舗装		168		
		4		脱色アスファルト舗装		168		
11-3-7-9		1	コンクリート系舗装工	インターロッキング舗装	11-3-7-8 アスファルト系舗装工	168		
		2		公園コンクリート舗装		168		
		3		透水性コンクリート舗装		168		
		4		平板舗装		168		
		5		洗い出し舗装		168		
11-3-7-10		1	土系舗装	土舗装	11-3-7-8 アスファルト系舗装工	168		
		2		芝舗装		168		
		3		耐踏圧性芝生舗装		168		
	4	砂舗装		168				
	5	石灰岩ダスト舗装		168				

【第11編 公園編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	
第7節 園路広場整備工	11-3-7-11	1	レンガ・タイル系舗装工	レンガ舗装	11-3-7-8 アスファルト系舗装工	168
		2		タイル舗装		168
	11-3-7-12	1	木系舗装工	チップ舗装	11-3-7-8 アスファルト系舗装工	168
		2		木レンガ舗装		168
		3		木道		168
		4		枕木舗装		168
	11-3-7-13	1	樹脂系舗装工	樹脂舗装	11-3-7-8 アスファルト系舗装工	168
		2		ゴムチップ舗装		168
	11-3-7-14	1	石材系舗装工	砂利舗装	11-3-7-8 アスファルト系舗装工	168
		2		碎石舗装		168
		3		平石張舗装		168
		4		ごろた石張舗装		168
		5		玉石張舗装		168
		6		割板石張舗装		168
		7		小舗石舗装		168
		8		切板石張舗装		168
		9		延段		168
		10		飛石		168
	11-3-7-16		園路縁石工		3-2-3-5 縁石工	8
	11-3-7-17		*区画線工		3-2-3-9 区画線工	10
	11-3-7-18		階段工		3-2-3-22 階段工	15
	11-3-7-18	8		手すり	11-3-11-8 柵工	179
	11-3-7-19	1	公園橋工	公園橋橋台		169
		4		石橋橋台		169
		6		木橋橋台		169
		2		公園橋設置		169
		3		八ツ橋		169
5		石橋設置			169	
7		木橋設置			169	
8		浮き棧橋			169	
11-3-7-20	1	デッキ工	デッキ基礎		170	
	2		デッキ設置		170	
11-3-7-23	1	*植樹ブロック工	*植樹ブロック		170	
第8節 修景施設整備工	11-3-8-5	1	袖垣・垣根工	袖垣		170
		2		垣根		170
	11-3-8-7	1	トレリス工	トレリス		170
		2		緑化フェンス		170
	11-3-8-8	1	モニュメント工	モニュメント		171
		2		記念碑		171
	11-3-8-9	1	小規模水景施設工	流れ		171
		2		滝		171
		3		池		172
		4		州浜		172
		5		壁泉		172
		6		カスケード		173
		7		カナール		173

【第11編 公園編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準		
第8節 修景施設整備工	11-3-8-12	1	水景施設工	公園基礎材	11-1-9-4 *場所打擁壁工	154	
		2		公園均しコンクリート		154	
		3		*コンクリート		11-1-9-4 *場所打擁壁工	154
		4		*鉄筋			154
		5		*型枠			154
第9節 遊戯施設整備工	11-3-9-3	1	遊具組立設置工	ブランコ		173	
		2		ジャングルジム		174	
		3		滑り台		174	
		4		シーソー		174	
		5		鉄棒		174	
		6		ラダー		175	
		7		はん登棒		175	
		8		スプリング遊具		175	
		9		複合遊具		175	
		10		アスレチック遊具		175	
		11		健康遊具施設		176	
		12		安全柵	11-3-11-8 柵工	179	
	11-3-9-4	1	小規模現場打遊具工	砂場		176	
		2		現場打遊具		176	
		3		徒渉池		176	
	11-3-9-7	1	現場打遊具工	公園基礎材	11-1-9-4 *場所打擁壁工	154	
		2		公園均しコンクリート		154	
		18		流出口	11-3-9-4 小規模現場打遊具工	176	
	第10節 サービス施設整備工	11-3-10-3	1	時計台工	時計台		177
		11-3-10-4	1	水飲み場工	水飲み場		177
11-3-10-5		1	洗い場工	手洗い場	11-3-10-4 水飲み場工	177	
		2		足洗い場		177	
11-3-10-6		1	ベンチ・テーブル工	ベンチ		177	
		2		縁台		177	
		3		テーブル		177	
		4		スツール		177	
		5		野外卓		177	
11-3-10-7	1	野外炉工	野外炉	11-3-10-3 時計台工	177		
11-3-10-8	1	炊事場工	炊事場		177		
11-3-10-9	1	サイン施設工	サイン	11-3-10-3 時計台工	177		
第11節 管理施設整備工	11-3-11-3	1	リサイクル施設工	リサイクル施設基礎		178	
	11-3-11-4	1	ごみ焼却施設工	ごみ焼却施設基礎	11-3-11-3 リサイクル施設工	178	
	11-3-11-5	1	ごみ施設工	くず入れ		178	
		2		吸殻入れ		178	
	11-3-11-6	2		手押しポンプ		178	
	11-3-11-7	1	門扉工	門壁		179	
2		門柱			179		
3		門扉			179		

【第11編 公園編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	
第11節 管理施設整備工	11-3-11-8	1	柵工	フェンス		179
		2		柵		179
		3		手すり		179
		4		*転落（横断）防止柵		179
		5		*ガードレール		179
		6		*ガードケーブル		179
		7		*ガードパイプ		179
		8		*基礎 <sup>ア</sup> ロック、鋼管基礎		179
		9		*金網・支柱（立入防止柵）		179
		10		*門扉		179
	11-3-11-9	1	車止め工	車止め		179
		2		*車止めポスト		179
		3		車椅子ゲート		179
第11節 管理施設整備工	11-3-11-10	1	園名板工	園名版	11-3-11-9 車止め工	179
	11-3-11-11	1	掲揚ポール工	掲揚ポール	11-3-11-9 車止め工	179
	11-3-11-12	1	反射鏡工	カーブミラー	11-3-11-9 車止め工	179
第12節 建築施設組立設置工	11-3-12-3	1	四阿工	四阿基礎		179
	11-3-12-4	1	パーゴラ工	パーゴラ基礎	11-3-12-3 四阿工	179
	11-3-12-5	1	シェルター工	シェルター基礎	11-3-12-3 四阿工	179
	11-3-12-6	1	キャビン（ロッジ）工	キャビン（ロッジ）基礎	11-3-12-3 四阿工	179
	11-3-12-7	1	温室工	温室基礎	11-3-12-3 四阿工	179
	11-3-12-8	1	観察施設工	観察施設基礎	11-3-12-3 四阿工	179
	11-3-12-9	1	売店工	売店基礎	11-3-12-3 四阿工	179
	11-3-12-10	1	荷物預り所工	荷物預り所基礎	11-3-12-3 四阿工	179
	11-3-12-11	1	更衣室工	更衣室基礎	11-3-12-3 四阿工	179
	11-3-12-12	1	便所工	便所基礎	11-3-12-3 四阿工	179
	11-3-12-13	1	倉庫工	倉庫基礎	11-3-12-3 四阿工	179
11-3-12-14	1	自転車置場工	自転車置場基礎	11-3-12-3 四阿工	179	
第14節 公園施設等撤去・移設工	11-3-14-2	1	移設工	遊具移設	11-1-11-3 移設工	158
		2		小工作物移設	11-1-11-3 移設工	158

【第11編 公園編】

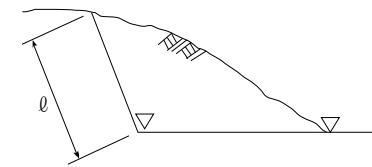
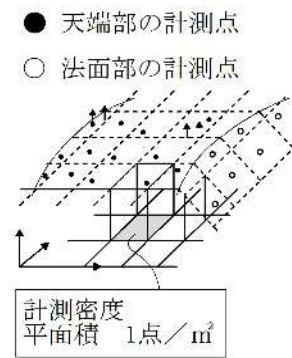
章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準					
第4章 グラウンド・コート整備										
第3節	グラウンド・コート舗装工	11-4-3-4	1	グラウンド・コート用舗装工	*下層路盤(車道・路肩部)		180			
					*下層路盤(歩道部)		180			
					*上層路盤(車道・路肩部)		180			
					*上層路盤(歩道部)		180			
					中層		180			
					*基層(車道・路肩部)		180			
					*基層(歩道部)		180			
					クレー舗装		181			
					アソケ舗装		181			
					天然芝舗装		182			
					人工芝舗装		182			
					全天候型舗装(樹脂系)		183			
					全天候型舗装(アスファルト系)		183			
					グラウンド・コート砂舗装		183			
					グラウンド・コートダスト舗装		183			
第3節	グラウンド・コート舗装工	11-4-3-5	1	グラウンド・コート縁石工	コンクリート縁石		184			
					舗装止め		184			
					見切材(仕切材)		184			
					内圏縁石		184			
第4節	スタンド整備工	11-4-4-3	1	スタンド擁壁工	スタンド擁壁		184			
		11-4-4-4	1	ベンチ工	スタンドベンチ		184			
現場打ベンチ					184					
第5節	グラウンド・コート施設整備工	11-4-5-3	1	ダッグアウト工	ダッグアウト基礎		185			
					11-4-5-4	1	スコアボード工	スコアボード基礎	11-4-5-3 ダッグアウト工	185
					11-4-5-5	1	バックネット工	バックネット基礎	11-4-5-3 ダッグアウト工	185
					11-4-5-6	1	競技施設工	フェールポール		185
								ポスト		185
								ゴールポスト		185
								支柱台		185
								スポーツサークル		185
								跳躍箱		185
								踏切板		185
					13		塁ベース基礎		185	
11-4-5-8	1	審判台工	審判台	11-3-11-9 車止め工	179					
11-4-5-9	1	掲揚ポール工	掲揚ポール	11-3-11-9 車止め工	179					
11-4-5-11	1	グラウンド・コート柵工	高尺ネットフェンス		185					
			フェンス		185					
			防球ネット		185					
第6節	公園施設等撤去・移設工	11-4-6-2	1	移設工	遊具移設	11-1-11-3 移設工	158			
					2	小工作物移設	11-1-11-3 移設工	158		

【第11編 公園編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準		
第5章 自然育成							
第3節 自然育成施設工	11-5-3-3	1	自然育成盛土工	蒔き出し	186		
		11-5-3-4	1	自然水路工	遮水・止水シート	186	
			3		ごろた石積	186	
			4		崩れ積	186	
			5		砂・礫敷	186	
	11-5-3-5	1	水田工	遮水・止水シート	187		
	11-5-3-10	1	しがらみ柵工	しがらみ柵	187		
第3節 自然育成施設工	11-5-3-11	3	自然育成型護岸工	*石積	187		
		4		*石張	187		
		8		*雑割石張	187		
		9		*かごマット(スロープ型)	187		
		10		*かごマット(多段積型)	187		
		15		*種子散布	187		
		19		公園張芝	187		
		20		公園筋芝	187		
		21		公園市松芝	187		
		11-5-3-12		1	保護柵工	保護柵	187
		11-5-3-13		1	解説板工	解説板	188
	11-5-3-16	1	自然育成型護岸基礎工	*現場打基礎	188		
				*プレキャスト基礎	188		
	11-5-3-17	1	*沈床工	*粗朶沈床	188		
				*袋詰玉石	188		
				*吸出し防止材	188		
				*粗朶単床	188		
	11-5-3-18	1	*捨石工	*捨石	188		
				*表面均し	188		
*吸出し防止材				188			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
1 共通編	2 土工	3 河川 土工・海岸 土工・砂防 土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により側点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。		1-2-3-2		
						法長 $l$	$l < 5m$				-200	
							$l \geq 5m$				法長-4%	
			2	2	掘削工 (面管理の場合)			平均值	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。  3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> （平面投影面積当たり）以上とする。  4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。  5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-3-2
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160			



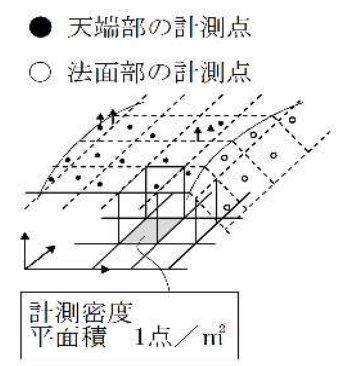
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	2 土工	3 河川 土工・ 海岸 土工・ 砂防 土工	2	3	掘削工（水中部） （面管理の場合）			平均値	個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。  3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> （平面投影面積当たり）以上とする。		1-2-3-2	
						平 場	標高較差	±50	±300				
						法 面 (小段含む)	水平または 標高較差	±50	±300				
			3	1	盛土工			基 準 高 ▽		-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。		1-2-3-3
						法長ℓ	ℓ < 5m	-100					
							ℓ ≥ 5m	法長 - 2%					
						幅	w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-100					

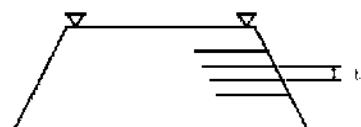
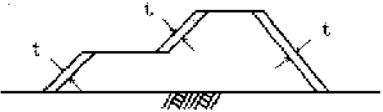
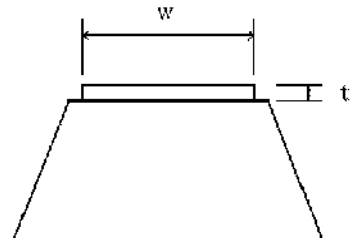
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	3	2	盛土工 (面管理の場合)			平均値	個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。  3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。  5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-3-3
						天 端	標高較差	±50	±150			
						法 面 4割<勾配	標高較差	±50	±170			
						法 面 4割≤勾配 (小段含む)	標高較差	±60	±170			
					※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したもの							

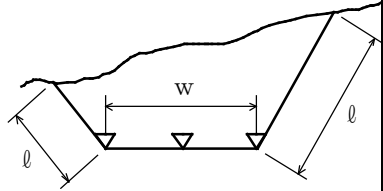
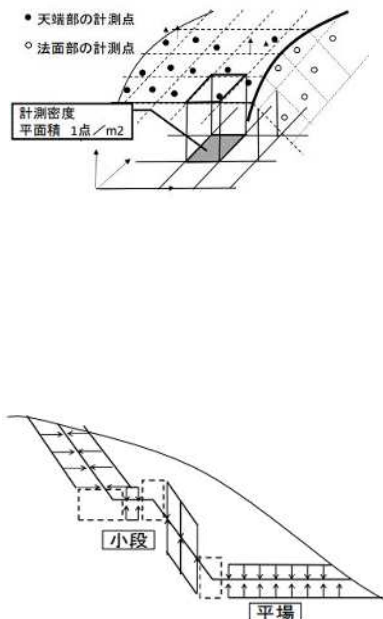
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	2 土工	3 河川 土工・ 海岸 土工・ 砂防 土工	4		盛土補強工  (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-3-4	
						厚 さ t	-50				
						控 え 長 さ	設計値以上				
			5		法面整形工  (盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。  ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-3-5	
			6		堤防天端工	厚さ t	t < 15cm	-25	幅は、施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは、施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下は2ヶ所、中央で測定。		1-2-3-6
							t ≥ 15cm	-50			
						幅 w	-100				

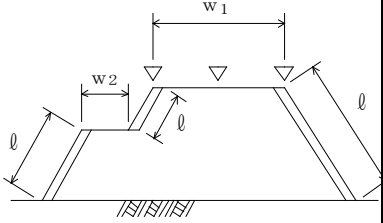
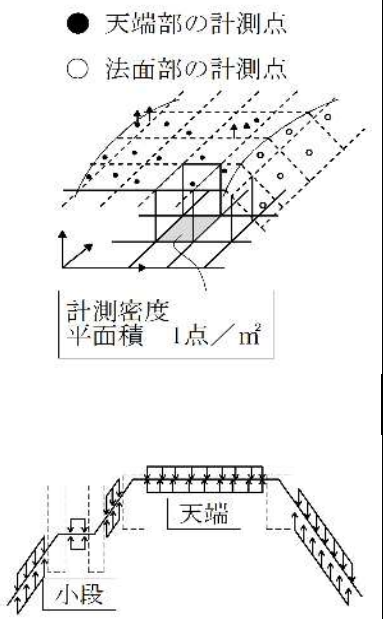
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線および端部で測定。		1-2-4-2	
						法長 $l$	$l < 5m$				-200
							$l \geq 5m$				法長-4%
						幅	w				-100
			2	掘削工 (面管理の場合)		平均值	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-4-2	
					平場	標高較差	±50				±150
					法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70				±160
					法面 (軟岩Ⅰ) (小段含む)	水平または 標高較差	±70				±330

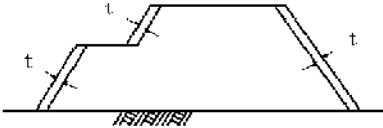
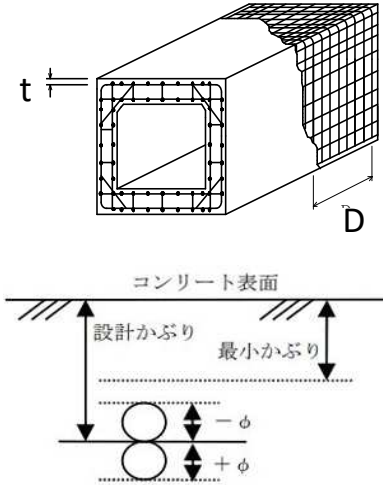
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4			
						法長ℓ	ℓ < 5 m				-100		
							ℓ ≥ 5 m				法長 - 2 %		
						幅	w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>				-100		
						2	路体盛土工 （面管理の場合）  路床盛土工 （面管理の場合）		平均值	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-4-3 1-2-4-4
			天 端	標高較差	±50			±150					
			法 面 （小段含む）	水平または 標高較差	±80			±190					

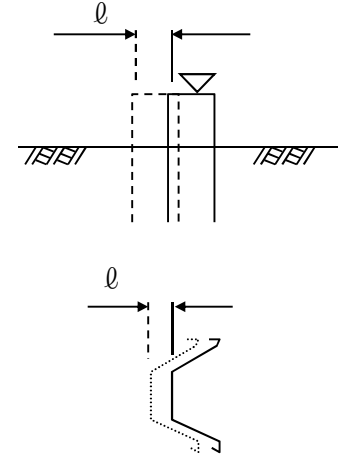
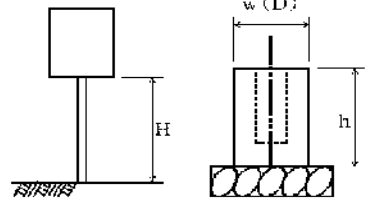
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-4-5
						平均間隔 d	±φ	$d = D / (n - 1)$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径		1-3-7-4
かぶり t	±φかつ 最小かぶり 以上	<p>工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で1ヶ所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準7編2章2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編5.2)による。</p> <p>注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。</p>								

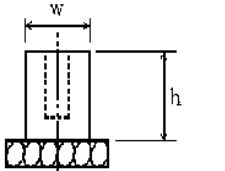
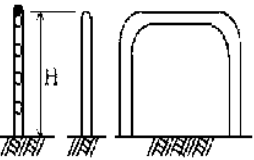
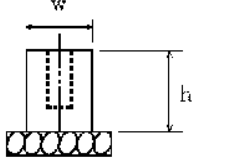
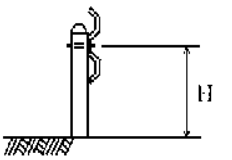
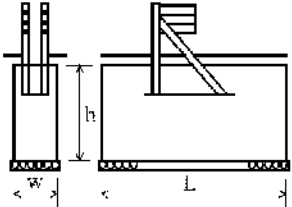
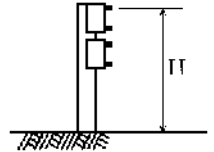
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕  (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基 準 高 ▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所、延長20m（または25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-3-4						
						根 入 長	設計値以上									
						変 位 $\varnothing$	100									
			5		縁石工  (縁石・アスカープ)	延 長 L	-200	1ヶ所／1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		3-2-3-5						
											6	小型標識工	設 置 高 さ H	設計値以上	1ヶ所／1基	3-2-3-6
													基礎	幅 w (D)		
			高 さ h	-30												
			根入長	設計値以上												
																

出来形管理基準及び規格値

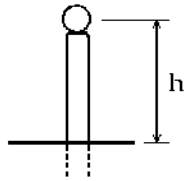
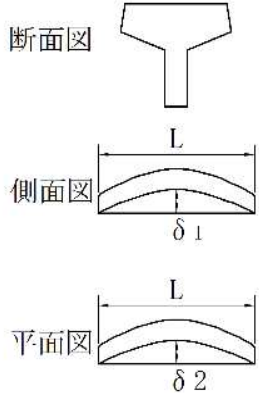
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	7		防止柵工  (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	-30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。		3-2-3-7		
							高さ h	-30					
						パイプ取付高 H		+30 -20				1ヶ所/1施工箇所	
			8	1	路側防護柵工  (ガードレール)	基礎	幅 w	-30	1ヶ所/施工延長40m 40m以下のものは、2ヶ所/1施工箇所。		3-2-3-8		
							高さ h	-30					
						ビーム取付高 H		+30 -20				1ヶ所/1施工箇所	
				2		路側防護柵工  (ガードケーブル)	基礎	幅 w	-30	1ヶ所/1基礎毎		3-2-3-8 ※ワイヤロープ式防護柵にも適用する	
高さ h	-30												
延長 L	-100												
ケーブル取付高 H		+30 -20	1ヶ所/1施工箇所										



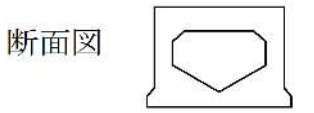
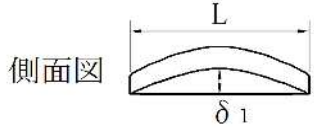
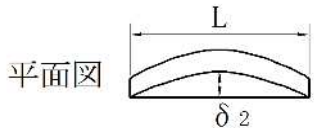
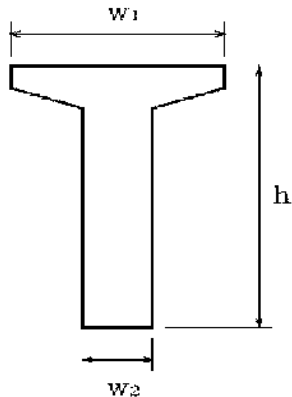
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	9		区画線工	厚 さ t (溶融式のみ)	設計値以上	材料、厚さ、塗装面（排水性舗装か否か）ごとに、1ヶ所テストピースにより測定。		3-2-3-9	
						幅 w	設計値以上	各線種ごとに1ヶ所テストピースにより測定。			
				10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高 さ h	±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。		3-2-3-10
				11		コンクリート面塗 装工	塗料使用量	鋼道路橋防食便覧Ⅱ-82 「表-Ⅱ.5.5各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量（充缶数）と、塗付作業終了時に使用量（空缶数）を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。		3-2-3-11
				12	1	プレテンション桁 製作工（購入工）  (けた橋)	桁長 L (m)	±L/1000	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		3-2-3-12
		断面の外形寸法	±5								
		橋 桁 の そり $\delta_1$	±8								
		横方向の曲がり $\delta_2$	±10								

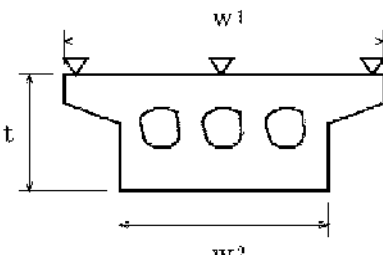
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	12	2	プレテンション桁 製作工（購入工）  （スラブ桁）	桁長 L (m)	±10… L ≤ 10m ± L / 1000… L > 10m	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する 場合は、製造工場の発行するJISに 基づく試験成績表に替えることが できる。	  	3-2-3-12
						断面の外形寸法	± 5			
						橋 桁 の そ り δ <sub>1</sub>	± 8			
						横方向の曲がり δ <sub>2</sub>	± 10			
			13	1	ポストテンション 桁製作工	幅（上） w <sub>1</sub>	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレスト レッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、 中央部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する 場合は、製造工場の発行するJISに 基づく試験成績表に替えることが できる。 ℓ：支間長（m）		3-2-3-13 注) 新設のコン クリート構造物 （橋梁上・下部 工および重要構 造物である内空 断面積25㎡以上 のボックスカル パート（工場製 作のプレキャスト 製品は全ての 工種において対 象外）の鉄筋 の配筋状況及び かぶりについて は、「非破壊試 験によるコンク リート構造物中 の配筋状態及び かぶり測定要 領」も併せて適 用する
						幅（下） w <sub>2</sub>	± 5			
						高 さ h	+10 -5			
						桁 長 ℓ 支間長	ℓ < 15… ± 10 ℓ ≥ 15… ± (ℓ - 5) かつ - 30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	13	2	プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)	桁 長 $\ell$	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所 で測定。		3-2-3-13	
						断面の外形寸法 (mm)	—				
			14		プレキャストセグメント主桁組立工	桁 長 $\ell$ 支間長	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ $-30\text{mm}$ 以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレスト レッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、 中央部の3ヶ所とする	$\ell$ : 支間長 (m)		3-2-3-14
						横方向最大タワミ	0.8 $\ell$				
			15		P C ホロースラブ 製作工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所 (支点付近)で1ヶ所当たり両端 と中央部の3点、幅及び厚さは1 径間当たり両端と中央部の3ヶ 所。 ※鉄筋の出来形管理基準につい ては、第3編3-2-18-2床版工に準ず る。 $\ell$ : 桁長 (m)			3-2-3-15 注) 新設のコン クリート構造物 (橋梁上・下部 工および重要構 造物である内空 断面積25㎡以上 のボックスカル バート(工場製 作のプレキャスト 製品は全ての 工種において対 象外)の鉄筋 の配筋状況及び かぶりについて は、「非破壊試 験によるコンク リート構造物中 の配筋状態及び かぶり測定要 領」も併せて適 用する
						幅 $w_1, w_2$	$-5 \sim +30$				
						厚 さ $t$	$-10 \sim +20$				
						桁 長 $\ell$	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ $-30\text{mm}$ 以内				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	16	1	P C 箱桁製作工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所 (支点付近)で1ヶ所当たり両端 と中央部の3点、幅及び高さは1 径間当たり両端と中央部の3ヶ 所。  ※鉄筋の出来形管理基準につい ては、第3編3-2-18-2床版工に準ず る。  $\ell$ ：桁長 (m)		3-2-3-16 注) 新設のコン クリート構造物 (橋梁上・下部 工および重要構 造物である内空 断面積25㎡以上 のボックスカル バート(工場製 作のプレキャスト 製品は全ての 工種において対 象外)の鉄筋 の配筋状況及び かぶりについて は、「非破壊試 験によるコンク リート構造物中 の配筋状態及び かぶり測定要 領」も併せて適 用する
						幅 (上) $w_1$	$-5 \sim +30$			
						幅 (下) $w_2$	$-5 \sim +30$			
						内 空 幅 $w_3$	$\pm 5$			
						高 さ $h_1$	+10 -5			
						内空高さ $h_2$	+10 -5			
						桁 長 $\ell$	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ $-30\text{mm}$ 以内			
			2	P C 押出し箱桁製 作工	幅 (上) $w_1$	$-5 \sim +30$	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、 中央部の3ヶ所とする。  ※鉄筋の出来形管理基準につい ては、第3編3-2-18-2床版工に準ず る。  $\ell$ ：桁長 (m)		3-2-3-16 注) 新設のコン クリート構造物 (橋梁上・下部 工および重要構 造物である内空 断面積25㎡以上 のボックスカル バート(工場製 作のプレキャスト 製品は全ての 工種において対 象外)の鉄筋 の配筋状況及び かぶりについて は、「非破壊試 験によるコンク リート構造物中 の配筋状態及び かぶり測定要 領」も併せて適 用する	
					幅 (下) $w_2$	$-5 \sim +30$				
					内 空 幅 $w_3$	$\pm 5$				
					高 さ $h_1$	+10 -5				
					内空高さ $h_2$	+10 -5				
					桁 長 $\ell$	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ $-30\text{mm}$ 以内				

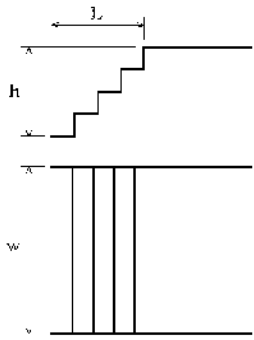
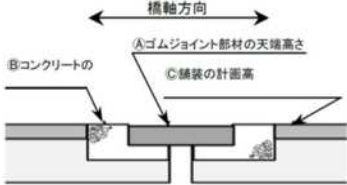
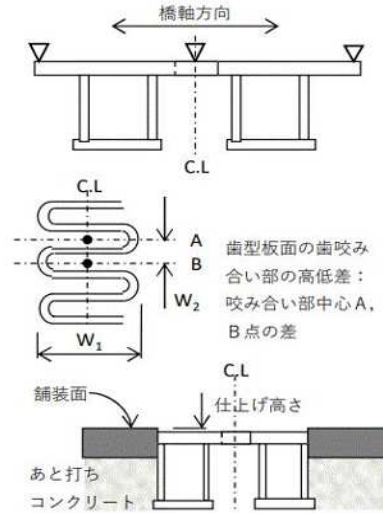
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	17		根固めブロック工	層積	基準高▽	±100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-17		
							厚さ t	-20	幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。				
							幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-20					
							延長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	-200	1 施工箇所毎				
						乱積	基準高▽	± t / 2	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				
							延長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	- t / 2	1 施工箇所毎				
			18					沈床工	基準高▽	±150	1 組毎		3-2-3-18
									幅 w	±300			
									延長 L	-200			
			19					捨石工	基準高▽	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-19
									幅 w	-100			
延長 L	-200												

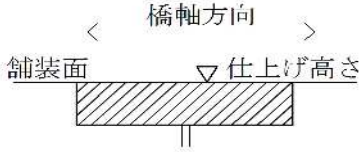
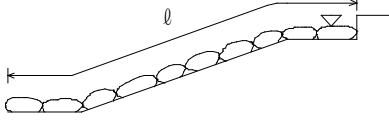
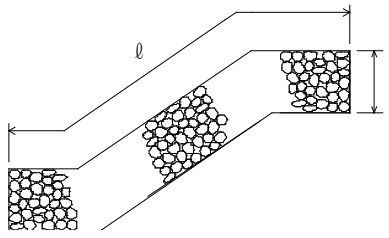
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	22		階段工	幅 w	-30	1回/1施工箇所		3-2-3-22			
						高さ h	-30						
						長さ L	-30						
						段 数	±0段						
				24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3	高さについては車道端部及び中央部付近の3点を測定。		3-2-3-24		
							表面の凹凸	3				表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直角定規で測って凹凸が3mm以下	
							仕上げ高さ	舗装面に対し 0～-2					
				2	伸縮装置工 (鋼製フィンガー ジョイント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点。		3-2-3-24		
							橋軸方向各点誤差の相対差	3				表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直角定規測って凹凸が3mm以下	
							表面の凹凸	3					
							歯型板面の 歯咬み合い部の高低差	2					歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点。
							歯咬み合い部の 縦方向間隔 W1	±2					
							歯咬み合い部の 横方向間隔 W2	±5					
仕上げ高さ							舗装面に対し 0～-2						

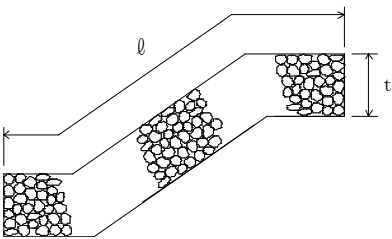
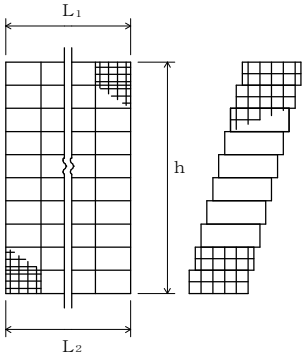
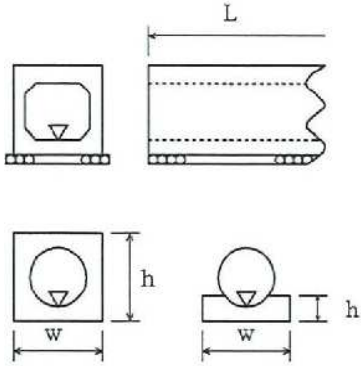
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	24	3	伸縮装置工  (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3	高さについては車道端部及び中央部付近の3点を測定。  表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-2-3-24				
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~+3							
			26	1	多自然型護岸工  (巨石張り、巨石積み)	26	1		基準高 ▽	±500	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-26	
									法 長 ℓ	-200				
									延 長 L	-200				
	2	2				多自然型護岸工  (かごマット)	26	2		法 長 ℓ	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-26
										厚 さ t	-0.2 t			
			延 長 L	-200										

出来形管理基準及び規格値

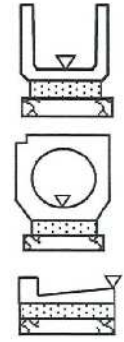
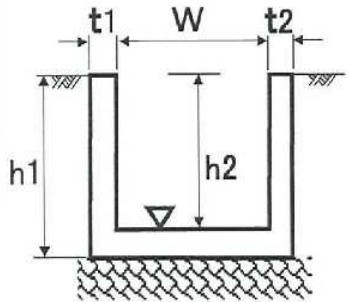
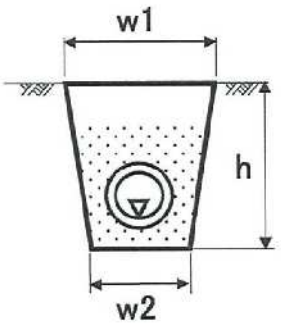
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	27	1	羽口工  (じゃかご)	法長 $\ell$	$\ell < 3 \text{ m}$	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-27	
							$\ell \geq 3 \text{ m}$	-100				
						厚  さ  t	-50					
				2	羽口工  (ふとんかご、かご枠)	高  さ  h	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				3-2-3-27
						延 長  L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	-200					
			28	プレキャストカルバート工  (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。		3-2-3-28			
					※幅  w	-50						
					※高  さ  h	-30						
					延 長  L	-200				1 施工箇所毎		



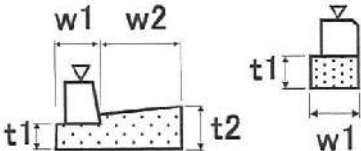
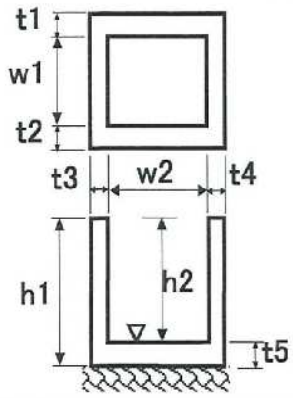
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	1	側溝工  (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29	
						延 長 L	-200				1ヶ所／1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。
				2	側溝工  (場所打水路工)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-29	
						厚 さ $t_1, t_2$	-20				
						幅 $w$	-30				
						高 さ $h_1, h_2$	-30				
						延 長 L	-200				1 施工箇所毎
				3	側溝工  (暗渠工)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29	
						幅 $w_1, w_2$	-50				
						深 さ h	-30				
						延 長 L	-200				1 施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。

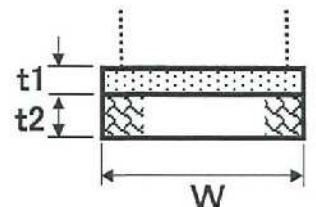
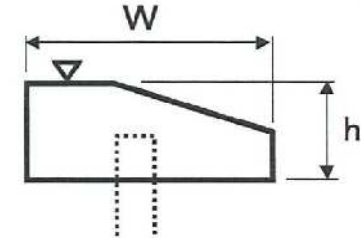
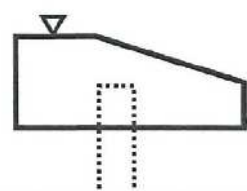
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	4	側溝工  (街渠工)  (地先境界石工) 現場打	基 準 高 $\nabla$	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 延長40m（または50m）以下のものは1施工につき2ヶ所。		3-2-3-29
						厚 さ $t_1, t_2$	-20			
						幅 $w_1, w_2$	-20			
						延 長 L	-100			
			30		集水桝工	基 準 高 $\nabla$	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合		3-2-3-30
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 $w_1, w_2$	-30			
						※高さ $h_1, h_2$	-30			
			31		現場塗装工	塗 膜 厚	<p>a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>	<p>塗装終了時に測定。</p> <p>1ロットの大きさは500m<sup>2</sup>とする。</p> <p>1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。</p> <p>ただし、1ロットの面積が200m<sup>2</sup>に満たない場合は10m<sup>2</sup>ごとに1点とする。</p>	3-2-3-31	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	1		一般事項  (切込砂利) (碎石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-4-1	
						厚さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub>	-30				
						延 長 L	各構造物の規格値による				
		3	1	基礎工 (護岸)  (現場打)	1		基準高 ▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-4-3
							幅 w	-30			
							高 さ h	-30			
							延 長 L	-200			
2	基礎工 (護岸)  (プレキャスト)	1	2		基準高 ▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-4-3		
					延 長 L	-200					

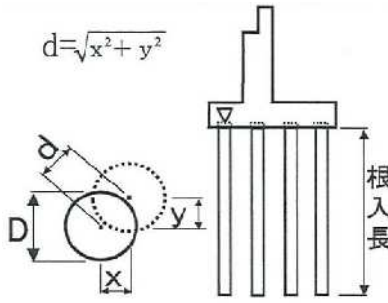
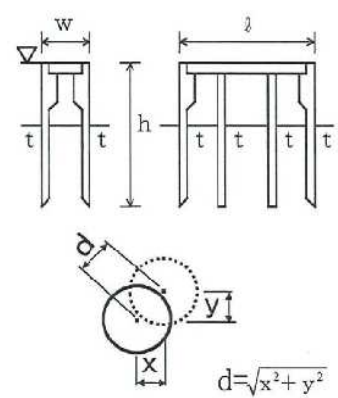
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	4	1	既製杭工  (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-4-4
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4以内かつ100以内			
						傾斜	1/100以内			
				2	既製杭工  (鋼管ソイルセメント杭)	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-4-4
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4以内かつ100以内			
						傾斜	1/100以内			
						杭径 D	設計値以上			
			5	場所打杭工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-4-5	
					根入長	設計値以上				
					偏心量 d	100以内				
					傾斜	1/100以内				
					杭径 D	設計径(公称径)-30以上				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	6		深礎工	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。  ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。		3-2-4-6
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	150以内			
						傾 斜	1/50以内			
						基 礎 径 D	設計径（公称径）以上※			
						7	オープンケーソン 基礎工			
		ケーソンの長さ ℓ	-50							
		ケーソンの幅 w	-50							
		ケーソンの高さ h	-100							
		ケーソンの壁厚 t	-20							
		偏 心 量 d	300以内							
		8	ニューマチック ケーソン基礎工	基 準 高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。		3-2-4-8		
		ケーソンの長さ ℓ		-50						
		ケーソンの幅 w		-50						
		ケーソンの高さ h		-100						
		ケーソンの壁厚 t		-20						
		偏 心 量 d		300以内						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	9		鋼管矢板基礎工	基 準 高 ▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。		3-2-4-9		
						根 入 長	設計値以上					
						偏 心 量 d	300以内					
	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 （ 張 ） 工	3	1	3	1	コンクリートブロック工  (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3	
							法長ℓ	ℓ < 3 m				-50
								ℓ ≥ 3 m				-100
							厚さ（ブロック積張） t <sub>1</sub>	-50				
							厚さ（裏込） t <sub>2</sub>	-50				
							延 長 L	-200				
2				2		コンクリートブロック工  (連節ブロック張り)	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3	
							法 長 ℓ	-100				
	延長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>						-200					

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 ( 張 ) 工	3	3	コンクリートブ ロック工  (天端保護ブロッ ク)	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場 合は50m）につき1ヶ所、延長40 m（または50m）以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領（案）」の規定による測 点の管理方法を用いることができ る。		3-2-5-3			
						幅 w	-100						
						延 長 L	-200						
			4		緑化ブロック工			基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場 合は50m）につき1ヶ所、延長40 m（または50m）以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。厚さは上 端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領（案）」の規定による測 点の管理方法を用いることができ る。		3-2-5-4	
								法長ℓ	ℓ < 3 m				-50
									ℓ ≥ 3 m				-100
								厚さ（ブロック） t <sub>1</sub>	-50				
								厚さ（裏込） t <sub>2</sub>	-50				
								延 長 L	-200				
			5		石積（張）工			基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場 合は50m）につき1ヶ所、延長40 m（または50m）以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。厚さは上 端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領（案）」の規定による測 点の管理方法を用いることができ る。		3-2-5-5	
								法長ℓ	ℓ < 3 m				-50
									ℓ ≥ 3 m				-100
								厚さ（石積・張） t <sub>1</sub>	-50				
								厚さ（裏込） t <sub>2</sub>	-50				
								延 長 L	-200				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	4	橋面防水工（シート系床版防水層）	シートの重ね幅	-20～+50	標準重ね幅100mmに対し、1施工箇所毎に目視と測定により全面を確認		3-2-6-6-4



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	<p>基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。厚さは、下がり寸法管理も可とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m<sup>2</sup>以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m<sup>2</sup>未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。</p>	3-2-6-7
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	<p>(1) 3次元データによる出来形管理において、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>(2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>(3) 計測は設計幅員の内側全面とし全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積あたり)以上とする。</p> <p>(4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>(5) 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計高さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m<sup>2</sup>以上とする。</p> <p>小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積が300m<sup>2</sup>未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満</p>	3-2-6-7
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 厚さは、下がり寸法管理も可とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。	3-2-6-7
						幅	-50	-50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X/10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	±54	±63	-8	-10	(1) 3次元データによる出来形管理において、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 (2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 (3) 計測は設計幅員の内側全面とし全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積あたり)以上とする。 (4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 (5) 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さのとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満	3-2-6-7

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、300m <sup>2</sup> に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。厚さは、下がり寸法管理も可とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。	3-2-6-7
						幅	-50	-50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X/10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工  (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	±54	±63	-8	-10	(1) 3次元データによる出来形管理において、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 (2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 (3) 計測は設計幅員の内側全面とし全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積あたり)以上とする。 (4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 (5) 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計高さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満	3-2-6-7

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さはコアーを採取もしくは掘り起こして測定、もしくは下がり寸法管理も可とする。 コアーを採取もしくは掘り起こして測定する場合、1施工単位ごとに、次のとおり実施する。 300m <sup>2</sup> 以上1,500m <sup>2</sup> 未満は3回 1,500m <sup>2</sup> 以上3,000m <sup>2</sup> 未満は6回 3,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満は10回 以後、1施工単位ごとに同様に実施する。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。	3-2-6-7
						幅	-50	-50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X/10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	(1) 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 (2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 (3) 計測は設計幅員の内側全面とし全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積あたり)以上とする。 (4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 (5) 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計高さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満	3-2-6-7



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	<p>幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さはコアーを採取もしくは掘り起こして測定、もしくは下がり寸法管理も可とする。</p> <p>コアーを採取もしくは掘り起こして測定する場合、1施工単位ごとに、次のとおり実施する。</p> <p>300m<sup>2</sup>以上1,500m<sup>2</sup>未満は3回                      1,500m<sup>2</sup>以上3,000m<sup>2</sup>未満は6回                      3,000m<sup>2</sup>以上10,000m<sup>2</sup>未満は10回                      以後、1施工単位ごとに同様に実施する。</p> <p>ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m<sup>2</sup>以上とする。</p> <p>小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積が300m<sup>2</sup>未満                      ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コアー採取について</p> <p>橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。</p>	3-2-6-7
						幅	-25	-25	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	(1) 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 (2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 (3) 計測は設計幅員の内側全面とし全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積あたり)以上とする。 (4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 (5) 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満	3-2-6-7

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	11	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さはコアーを採取もしくは掘り起こして測定、もしくは下がり寸法管理も可とする。 コアーを採取もしくは掘り起こして測定する場合、1施工単位ごとに、次のとおり実施する。 300m2以上1,500m2未満は3回 1,500m2以上3,000m2未満は6回 3,000m2以上10,000m2未満は10回 以後、1施工単位ごとに同様に実施する。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m2以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  平坦性試験は、原則としてバス路線等の幹線道路において、施工延長が100m以上について、車線ごとに全延長実施する。ただし、道路線形などにより平坦性の保持が困難な場合は、監督員の指示により省略することが出来る。  厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。	3-2-6-7
						幅	-25	-25	—	—			
						平 坦 性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	12	アスファルト舗装工  (表層工)  (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-17	-20	-2	-3	<p>(1) 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>(2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>(3) 計測は設計幅員の内側全面とし全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積あたり)以上とする。</p> <p>(4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>(5) 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m<sup>2</sup>以上とする。</p> <p>小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積が300m<sup>2</sup>未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満</p> <p>平坦性試験は、原則としてバス路線等の幹線道路において、施工延長が100m以上について、車線ごとに全延長実施する。ただし、道路線形などにより平坦性の保持が困難な場合は、監督員の指示により省略することが出来る。</p>	3-2-6-7
						平 坦 性	—		3mプロフィール メーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X/10)							
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	<p>基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。厚さは、下がり寸法管理も可とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m<sup>2</sup>以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m<sup>2</sup>未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満</p> <p>厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。</p>	3-2-6-8			
						厚 さ	-45	-45	-15	-15						
						幅	-50	-50	—	—						
				2	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -16				<p>(1) 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 (2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 (3) 計測は設計幅員の内側全面とし全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積あたり)以上とする。 (4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 (5) 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さのとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m<sup>2</sup>以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m<sup>2</sup>未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満</p>	3-2-6-8
				厚さあるいは標高較差		±90	±90	+40 -15	+50 -16							

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	3	半たわみ性舗装工  (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 厚さは、下がり寸法管理も可とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満  厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。	3-2-6-8
					幅	-50	-50	—	—				
				4	半たわみ性舗装工  (上層路盤工) 粒度調整路盤工  (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	(1) 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 (2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 (3) 計測は設計幅員の内側全面として全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積あたり)以上とする。 (4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 (5) 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さのとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満	3-2-6-8

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さはコアーを採取もしくは掘り起こして測定、もしくは下がり寸法管理も可とする。 コアーを採取もしくは掘り起こして測定する場合、1施工単位ごとに、次のとおり実施する。 300m <sup>2</sup> 以上1,500m <sup>2</sup> 未満は3回 1,500m <sup>2</sup> 以上3,000m <sup>2</sup> 未満は6回 3,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満は10回 以後、1施工単位ごとに同様に実施する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。	3-2-6-8
					セメント(石灰)安定処理工	幅	-50	-50	—	—			
				6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	(1) 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 (2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 (3) 計測は設計幅員の内側全面とし全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積あたり)以上とする。 (4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 (5) 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満	3-2-6-8
					セメント(石灰)安定処理工  (面管理の場合)								

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	7	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さはコアーを採取もしくは掘り起こして測定、もしくは下がり寸法管理も可とする。 コアーを採取もしくは掘り起こして測定する場合、1 施工単位ごとに、次のとおり実施する。 300m <sup>2</sup> 以上1, 500m <sup>2</sup> 未満は3回 1, 500m <sup>2</sup> 以上3, 000m <sup>2</sup> 未満は6回 3, 000m <sup>2</sup> 以上10, 000m <sup>2</sup> 未満は10回 以後、1施工単位ごとに同様に実施する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。	3-2-6-8
					幅	-50	-50	—	—				
				8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)  (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-36	-45	-5	-7	(1) 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 (2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 (3) 計測は設計幅員の内側全面とし全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積あたり)以上とする。 (4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 (5) 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満	3-2-6-8



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	9	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さはコアーを採取もしくは掘り起こして測定、もしくは下がり寸法管理も可とする。 コアーを採取もしくは掘り起こして測定する場合、1施工単位ごとに、次のとおり実施する。 300m <sup>2</sup> 以上1,500m <sup>2</sup> 未満は3回 1,500m <sup>2</sup> 以上3,000m <sup>2</sup> 未満は6回 3,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満は10回 以後、1施工単位ごとに同様に実施する。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。	3-2-6-8
					幅	-25	-25	—	—				
				10	半たわみ性舗装工 (基層工)  (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	(1) 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 (2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 (3) 計測は設計幅員の内側全面とし全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積あたり)以上とする。 (4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 (5) 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さのとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満	3-2-6-8

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	11	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さはコアーを採取もしくは掘り起こして測定、もしくは下がり寸法管理も可とする。 コアーを採取もしくは掘り起こして測定する場合、1施工単位ごとに、次のとおり実施する。 300m <sup>2</sup> 以上1,500m <sup>2</sup> 未満は3回 1,500m <sup>2</sup> 以上3,000m <sup>2</sup> 未満は6回 3,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満は10回 以後、1施工単位ごとに同様に実施する。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。  平坦性試験は、原則としてバス路線等の幹線道路において、施工延長が100m以上について、車線ごとに全延長実施する。ただし、道路線形などにより平坦性の保持が困難な場合は、監督員の指示により省略することができる。  厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。	3-2-6-8
						幅	-25	-25	—	—			
						平 坦 性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X/10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-17	-20	-2	-3	<p>(1) 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>(2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>(3) 計測は設計幅員の内側全面とし全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積あたり)以上とする。</p> <p>(4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>(5) 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さのとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m<sup>2</sup>以上とする。</p> <p>小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m<sup>2</sup>未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満</p> <p>平坦性試験は、原則としてバス路線等の幹線道路において、施工延長が100m以上について、車線ごとに全延長実施する。ただし、道路線形などにより平坦性の保持が困難な場合は、監督員の指示により省略することが出来る。</p>	3-2-6-8
						平 坦 性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
			9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	<p>基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。厚さは、下がり寸法管理も可とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m<sup>2</sup>以上とする。</p> <p>小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m<sup>2</sup>未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。</p>	3-2-6-9
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	2	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	(1) 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 (2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 (3) 計測は設計幅員の内側全面とし全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積あたり)以上とする。 (4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 (5) 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さのとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満	3-2-6-9
					(面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			
3				3	排水性舗装工 (上層路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 厚さは、下がり寸法管理も可とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。	3-2-6-9
					粒度調整路盤工	幅	-50	-50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X/10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	4	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	<p>(1) 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>(2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>(3) 計測は設計幅員の内側全面とし全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積あたり)以上とする。</p> <p>(4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>(5) 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m<sup>2</sup>以上とする。</p> <p>小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m<sup>2</sup>未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満</p>	3-2-6-9
					排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10			
幅	-50	-50	—	—									

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	6	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	<p>(1) 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>(2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>(3) 計測は設計幅員の内側全面とし全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積あたり)以上とする。</p> <p>(4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>(5) 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m<sup>2</sup>以上とする。</p> <p>小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m<sup>2</sup>未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満</p>	3-2-6-9
					7	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5			
		幅	-50	-50	—	—							

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	8	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	(1) 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 (2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 (3) 計測は設計幅員の内側全面とし全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積あたり)以上とする。 (4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 (5) 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さのとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満	3-2-6-9
					排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4			
幅	-25	-25	—	—									

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X/10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	10	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	(1) 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 (2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 (3) 計測は設計幅員の内側全面とし全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積あたり)以上とする。 (4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 (5) 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さのとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満	3-2-6-9



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	11	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さはコアーを採取もしくは掘り起こして測定、もしくは下がり寸法管理も可とする。 コアーを採取もしくは掘り起こして測定する場合、1施工単位ごとに、次のとおり実施する。 300m <sup>2</sup> 以上1,500m <sup>2</sup> 未満は3回 1,500m <sup>2</sup> 以上3,000m <sup>2</sup> 未満は6回 3,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満は10回 以後、1施工単位ごとに同様に実施する。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。  平坦性試験は、原則としてバス路線等の幹線道路において、施工延長が100m以上に於いて、車線ごとに全延長実施する。ただし、道路線形などにより平坦性の保持が困難な場合は、監督員の指示により省略することができる。  厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。	3-2-6-9
						幅	-25	-25	—	—			
						平 坦 性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	12	排水性舗装工	厚さあるいは 標高較差	-17	-20	-2	-3	(1) 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 (2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 (3) 計測は設計幅員の内側全面として全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積あたり)以上とする。 (4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 (5) 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さのとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満  平坦性試験は、原則としてバス路線等の幹線道路において、施工延長が100m以上について、車線ごとに全延長実施する。ただし、道路線形などにより平坦性の保持が困難な場合は、監督員の指示により省略することが出来る。	3-2-6-9
					(表層工)								
					(面管理の場合)	平 坦 性	—	3mプロフィール メーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下					

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		平均の測定値 (X10)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長40m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長40m毎に1ヶ所測定。 厚さは、下がり寸法管理も可とする。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。	3-2-6-10
						厚 さ	t < 15cm	-30	-10			
							t ≥ 15cm	-45	-15			
						幅	-100		—			
	2	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t < 15cm	+90 -70	+50 -70	(1) 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 (2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 (3) 計測は設計幅員の内側全面とし全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積あたり)以上とする。 (4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 (5) 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さのとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満	3-2-6-10			
			厚さあるいは 標高較差	t ≥ 15cm	±90	+50 -15						
				t < 15cm	+90 -70	+50 -70						
			t ≥ 15cm	±90	+50 -15							

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		平均の測定値 (X10)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	10	3	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9		-3	幅は、片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長40m毎に1ヶ所コアを採取して測定。 厚さは、下がり寸法管理も可とする。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。  ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。	3-2-6-10
					幅	-25		—				
				4	透水性舗装工 (表層工)  (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20		-3	(1) 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 (2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 (3) 計測は設計幅員の内側全面とし全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積あたり)以上とする。 (4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 (5) 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さのとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満	3-2-6-10

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	1	グーラスファルト舗装工  (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	<p>幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さはコアーを採取もしくは掘り起こして測定、もしくは下がり寸法管理も可とする。 コアーを採取もしくは掘り起こして測定する場合、1施工単位ごとに、次のとおり実施する。 300m<sup>2</sup>以上1,500m<sup>2</sup>未満は3回 1,500m<sup>2</sup>以上3,000m<sup>2</sup>未満は6回 3,000m<sup>2</sup>以上10,000m<sup>2</sup>未満は10回 以後、1施工単位ごとに同様に実施する。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が300m<sup>2</sup>以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が70t未満あるいは施工面積が300m<sup>2</sup>未満。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。</p>	3-2-6-11
						幅	-50	-50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	2	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	(1) 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 (2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 (3) 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 (4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 (5) 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さのとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が70t未満あるいは施工面積が300m <sup>2</sup> 未満。	3-2-6-11

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	3	グーアスファルト 舗装工  (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さはコアを採取もしくは掘り起こして測定、もしくは下がり寸法管理も可とする。 コアを採取もしくは掘り起こして測定する場合、1施工単位ごとに、次のとおり実施する。 300m <sup>2</sup> 以上1,500m <sup>2</sup> 未満は3回 1,500m <sup>2</sup> 以上3,000m <sup>2</sup> 未満は6回 3,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満は10回 以後、1施工単位ごとに同様に実施する。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が70t未満あるいは施工面積が300m <sup>2</sup> 未満。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。	3-2-6-11
						幅	-25	-25	—	—			
				4	グーアスファルト 舗装工  (基層工)  (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	(1) 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 (2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 (3) 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 (4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 (5) 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さのとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が70t未満あるいは施工面積が300m <sup>2</sup> 未満。	3-2-6-11

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X/10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	5	グーアスファルト 舗装工  (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	<p>幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さはコアを採取もしくは掘り起こして測定、もしくは下がり寸法管理も可とする。 コアを採取もしくは掘り起こして測定する場合、1施工単位ごとに、次のとおり実施する。 300m<sup>2</sup>以上1,500m<sup>2</sup>未満は3回 1,500m<sup>2</sup>以上3,000m<sup>2</sup>未満は6回 3,000m<sup>2</sup>以上10,000m<sup>2</sup>未満は10回 以後、1施工単位ごとに同様に実施する。</p> <p>ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が300m<sup>2</sup>以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が70t未満あるいは施工面積が300m<sup>2</sup>未満。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>平坦性試験は、原則としてバス路線等の幹線道路において、施工延長が100m以上について、車線ごとに全延長実施する。ただし、道路線形などにより平坦性の保持が困難な場合は、監督員の指示により省略することが出来る。</p> <p>厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。</p>	3-2-6-11
						幅	-25	-25	—	—			
						平 坦 性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	6	グーラスファルト舗装工 (表層工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	<p>(1) 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>(2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>(3) 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>(4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>(5) 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が300m<sup>2</sup>以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が70t未満あるいは施工面積が300m<sup>2</sup>未満。</p> <p>平坦性試験は、原則としてバス路線等の幹線道路において、施工延長が100m以上について、車線ごとに全延長実施する。ただし、道路線形などにより平坦性の保持が困難な場合は、監督員の指示により省略することが出来る。</p>	3-2-6-11
						平坦性	—		3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		<p>基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。厚さは、下がり寸法管理も可とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m<sup>2</sup>以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m<sup>2</sup>未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。</p>	3-2-6-12
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X/10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工)  (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	(1) 3次元データによる出来形管理において、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 (2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 (3) 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 (4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 (5) 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満	3-2-6-12
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8		基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。 厚さは、下がり寸法管理も可とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。	3-2-6-12
						幅	-50		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X/10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)  (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-66	-8	(1) 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 (2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 (3) 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 (4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 (5) 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満	3-2-6-12	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	5	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・ 瀝青)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さはコアーを採取もしくは掘り起こして測定、もしくは下がり寸法管理も可とする。 コアーを採取もしくは掘り起こして測定する場合、1施工単位ごとに、次のとおり実施する。 300m <sup>2</sup> 以上1,500m <sup>2</sup> 未満は3回 1,500m <sup>2</sup> 以上3,000m <sup>2</sup> 未満は6回 3,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満は10回 以後、1施工単位ごとに同様に実施する。  ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。	3-2-6-12
						幅	-50		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X/10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	6	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・ 瀝青)安定処理工)  (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-66	-8	(1) 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 (2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 (3) 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 (4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 (5) 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満	3-2-6-12	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	-9	-12	-3		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、300m <sup>2</sup> に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。厚さは、下がり寸法管理も可とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。	3-2-6-12
						幅	-25		—				



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X/10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-27	-3	(1) 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 (2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 (3) 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 (4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 (5) 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満	3-2-6-12	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	-10		-3.5		厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線40m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3箇所以上測定、幅は、延長40m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。 なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線40m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線40m毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が70t未満あるいは施工面積が300㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  平坦性試験は、原則としてバス路線等の幹線道路において、施工延長が100m以上について、車線ごとに全延長実施する。ただし、道路線形などにより平坦性の保持が困難な場合は、監督員の指示により省略することが出来る。  厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。	3-2-6-12
						幅	-25		—				
						平 坦 性	—		コンクリートの硬化後3mプロフィールメーターにより機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下				
						目地段差	± 2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22		-3.5		(1) 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 (2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 (3) 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 (4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 (5) 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さのとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満  平坦性試験は、原則としてバス路線等の幹線道路において、施工延長が100m以上について、車線ごとに全延長実施する。ただし、道路線形などにより平坦性の保持が困難な場合は、監督員の指示により省略することが出来る。	3-2-6-12
						平坦性	—		コンクリートの硬化後 3mプロフィールメーターにより機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下				
						目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。 厚さは、下がり寸法管理も可とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が70t未満あるいは施工面積が300㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。	3-2-6-12
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X/10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	12	コンクリート舗装工  (転圧コンクリート版工) 下層路盤工  (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	(1) 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 (2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 (3) 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 (4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 (5) 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さのとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満	3-2-6-12
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 厚さは、下がり寸法管理も可とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が70t未満あるいは施工面積が300㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。	3-2-6-12
						幅	-50		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X/10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	(1) 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 (2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 (3) 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 (4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 (5) 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さのとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満	3-2-6-12	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さはコアを採取もしくは掘り起こして測定、もしくは下がり寸法管理も可とする。 コアを採取もしくは掘り起こして測定する場合、1施工単位ごとに、次のとおり実施する。 300m <sup>2</sup> 以上1,500m <sup>2</sup> 未満は3回 1,500m <sup>2</sup> 以上3,000m <sup>2</sup> 未満は6回 3,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満は10回 以後、1施工単位ごとに同様に実施する。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が70t未満あるいは施工面積が300m <sup>2</sup> 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。	3-2-6-12
						幅	-50		—				



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X/10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	(1) 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 (2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 (3) 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 (4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 (5) 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計高さから求まる高さのとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満	3-2-6-12	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	-9	-12	-3		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さはコアを採取もしくは掘り起こして測定、もしくは下がり寸法管理も可とする。 コアを採取もしくは掘り起こして測定する場合、1施工単位ごとに、次のとおり実施する。 300m <sup>2</sup> 以上1,500m <sup>2</sup> 未満は3回 1,500m <sup>2</sup> 以上3,000m <sup>2</sup> 未満は6回 3,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満は10回 以後、1施工単位ごとに同様に実施する。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が70t未満あるいは施工面積が300m <sup>2</sup> 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。	3-2-6-12
						幅	-25		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X/10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	(1) 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 (2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 (3) 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 (4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 (5) 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満	3-2-6-12	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15		-4.5		厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線40m毎に水系またはレベルにより1測線当たり横断方向に3箇所以上測定、幅は、延長40m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が70t未満あるいは施工面積が300㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12
						幅	-35		—				
						平 坦 性	—		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィールメータにより(σ)2.4mm以下。				
						目地段差	±2						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X/10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32		-4.5		(1) 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 (2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 (3) 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 (4) 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 (5) 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さのとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積が300m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が70t未満  平坦性試験は、原則としてバス路線等の幹線道路において、施工延長が100m以上について、車線ごとに全延長実施する。ただし、道路線形などにより平坦性の保持が困難な場合は、監督員の指示により省略することが出来る。	3-2-6-12
						平坦性	—		転圧コンクリートの硬化後 3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下。				
						目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。 厚さは、下がり寸法管理も可とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が70t未満あるいは施工面積が300㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。	3-2-6-13
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
				2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8				幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 厚さは、下がり寸法管理も可とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。
	幅	-50		—									

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	3	薄層カラー舗装工  (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さはコアーを採取もしくは掘り起こして測定、もしくは下がり寸法管理も可とする。 コアーを採取もしくは掘り起こして測定する場合、1施工単位ごとに、次のとおり実施する。 300m <sup>2</sup> 以上1,500m <sup>2</sup> 未満は3回 1,500m <sup>2</sup> 以上3,000m <sup>2</sup> 未満は6回 3,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満は10回 以後、1施工単位ごとに同様に実施する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が300m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が70t未満あるいは施工面積が300m <sup>2</sup> 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13		
						幅	-50		—						
				4	薄層カラー舗装工  (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5				幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さはコアーを採取もしくは掘り起こして測定、もしくは下がり寸法管理も可とする。 コアーを採取もしくは掘り起こして測定する場合、1施工単位ごとに、次のとおり実施する。 300m <sup>2</sup> 以上1,500m <sup>2</sup> 未満は3回 1,500m <sup>2</sup> 以上3,000m <sup>2</sup> 未満は6回 3,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満は10回 以後、1施工単位ごとに同様に実施する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。	3-2-6-13
						幅	-50		—						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さはコアーを採取もしくは掘り起こして測定、もしくは下がり寸法管理も可とする。 コアーを採取もしくは掘り起こして測定する場合、1施工単位ごとに、次のとおり実施する。 300m <sup>2</sup> 以上1,500m <sup>2</sup> 未満は3回 1,500m <sup>2</sup> 以上3,000m <sup>2</sup> 未満は6回 3,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満は10回 以後、1施工単位ごとに同様に実施する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-13
						幅	-25		—				



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。厚さは、下がり寸法管理も可とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が70t未満あるいは施工面積が300㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14
						厚さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
				2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。厚さは、下がり寸法管理も可とする。	厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。	3-2-6-14
						幅	-50		—				
						厚さ	-25	-30	-8				
				3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さはコアを採取もしくは掘り起こして測定、もしくは下がり寸法管理も可とする。 コアを採取もしくは掘り起こして測定する場合、1施工単位ごとに、次のとおり実施する。 300m <sup>2</sup> 以上1,500m <sup>2</sup> 未満は3回 1,500m <sup>2</sup> 以上3,000m <sup>2</sup> 未満は6回 3,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満は10回 以後、1施工単位ごとに同様に実施する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が70t未満あるいは施工面積が300㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14
						幅	-50		—				
						厚さ	-15	-20	-5				
				4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5		以後、1施工単位ごとに同様に実施する。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14
						幅	-50		—				
						厚さ	-9	-12	-3				
				5	ブロック舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3		コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 厚さを下がり寸法管理する場合は、延長40m毎に測定。	3-2-6-14	
						幅	-25		—				
						厚さ	-9	-12	-3				

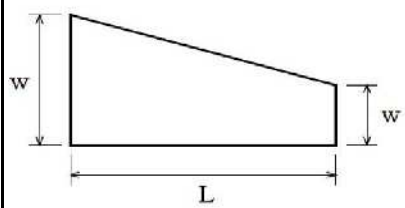
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X)						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	15	1	路面切削工	厚 さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-15			
						幅 w	-25	—						
			15	2	路面切削工 (面管理の場合) 標高較差または厚さ t のみ	厚 さ t (標高較差)	-17 (17)	-2 (2)				1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。  3. 厚さ t または標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。  4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m 未満の場合は、2 箇所/施工箇所とする。		3-2-6-15
						幅 w	-25	—						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X)			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	16		舗装打換え工	路盤工	幅 w	-50	各層毎1ヶ所/1施工箇所  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-16
							延長 L	-100			
							厚さ t	該当工種			
						舗設工	幅 w	-25			
							延長 L	-100			
							厚さ t	該当工種			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X)				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	17	1	オーバーレイ工	厚 さ t		-9	厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	 <p>現舗装 w</p>	維持工事(部分的な補修)においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-2-6-17
						幅 w		-25				
						延 長 L		-100				
						平 坦 性	—	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3	(1) 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 (2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 (3) 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 (4) 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 (5) 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。			3-2-6-17
						平 坦 性	—	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	7 地盤 改良 工	2		路床安定処理工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)。		3-2-7-2		
						施 工 厚 さ t	-50					
						幅 w	-100					
						延 長 L	-200					
		3			3		置換工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。		3-2-7-3
								置 換 厚 さ t	-50			
								幅 w	-100			
								延 長 L	-200			

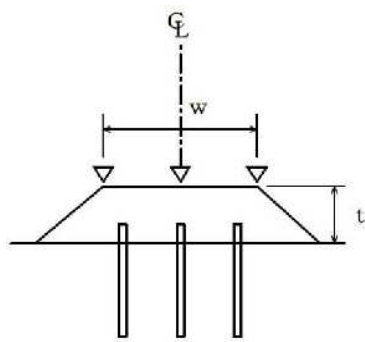
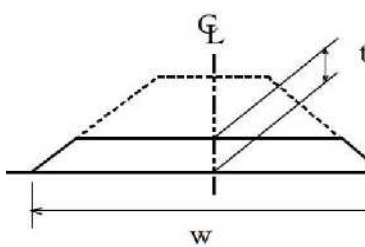
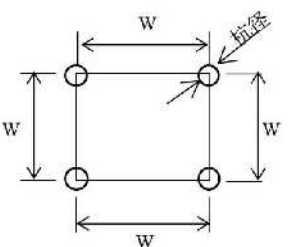
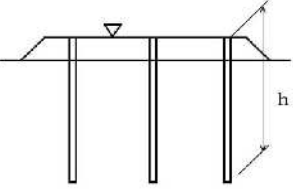
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4	1	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基 準 高 $\nabla$	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。  w. (L) は施工延長40mにつき1ヶ所、80m以下のものは1施工箇所につき3ヶ所。 (L) はセンターライン及び表裏法肩で行う。		3-2-7-4
						法 長 $\ell$	-500			
						天 端 幅 w	-300			
						天端延長 L	-500			
			2	表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基 準 高 $\nabla$	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に記載の全体改良平面図を用いて天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)。		3-2-7-4	
					法 長 $\ell$	-500				
					天 端 幅 w	-300				
					天端延長 L	-500				

出来形管理基準及び規格値

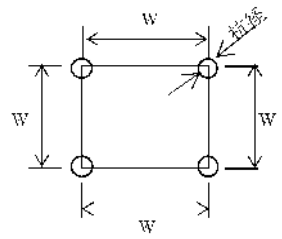
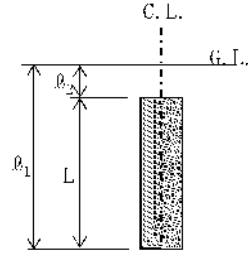
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	5		パイルネット工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。		3-2-7-5
						厚 さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
		6		サンドマット工	施工厚さ t	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		3-2-7-6	
					幅 w	-100				
					延 長 L	-200				
		7		パーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	位置・間隔 w	$\pm 100$	20本に1ヶ所。 20本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。		3-2-7-7 3-2-7-8	
					杭 径 D	設計値以上				
					打 込 長 さ h	設計値以上				
8				締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量	—	全本数 計器管理にかえることができる。			

※余長は、適用除外

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	1	固結工  (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基 準 高 $\nabla$	-50	20本に1ヶ所。 20本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。		3-2-7-9
						位 置・間 隔 w	D/4 以内			
						杭 径 D	設計値以上			
						深 度 $l$	設計値以上			
								全本数 $L=l_1-l_2$ $l_1$ は改良体先端深度 $l_2$ は改良体天端深度		



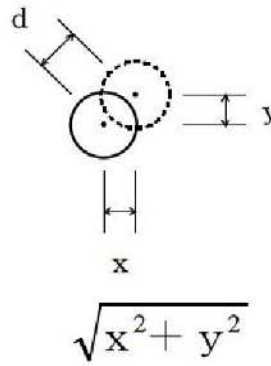
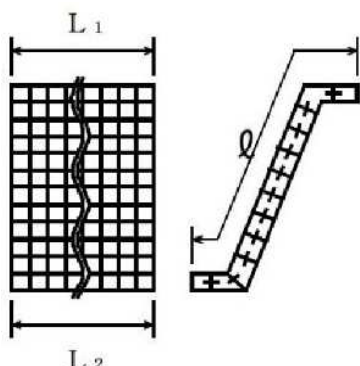
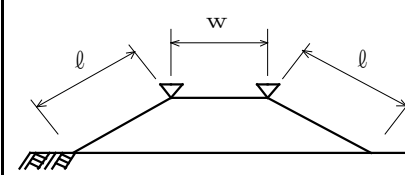
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	7 地盤 改良 工	9	2	固結工  (スラリー攪拌工)  「施工履歴データを用いた出来形管理要領（固結工（スラリー攪拌工）編）（案）」による管理の場合	基準高 ▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認	 	3-2-7-9
						位置	D/8 以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘りしによる実測確認は不要)		
						杭 径 D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘りしによる実測確認は不要)		
						改 良 長 ℓ	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)		
		3	固結工  (中層混合処理)	基準高 ▽	設計値以上	1,000m <sup>3</sup> ～4,000m <sup>3</sup> につき1ヶ所、または施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 1,000m <sup>3</sup> 以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認(実測は不要)。		3-2-7-9		
				施工厚さ t	設計値以上					
				幅 w	設計値以上					
				延 長 L	設計値以上					
		10 仮 設 工	5	1	土留・仮締切工  (H鋼杭) (鋼矢板)	基準高 ▽	±100	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 (任意仮設は除く)		3-2-10-5
						根 入 長	設計値以上			

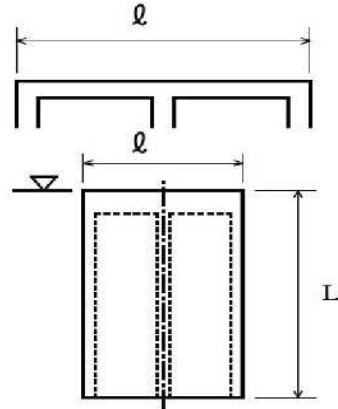
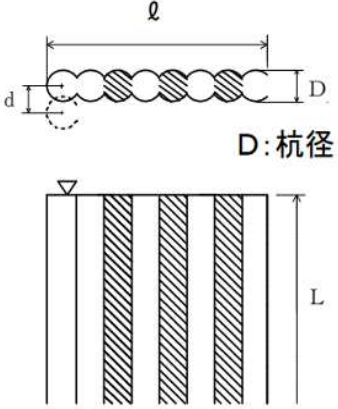
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	10 仮 設 工	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削 孔 深 さ $\varnothing$	設計深さ以上	全数 (任意仮設は除く)	 $\sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-10-5				
						配 置 誤 差 d	100							
				3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法 長 $\varnothing$	-100				施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5	
						延長 $L_1$ $L_2$	-200							1 施工箇所毎
			4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基 準 高 $\nabla$	-50	施工延長40mにつき1ヶ所。 延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 (任意仮設は除く)		3-2-10-5					
					天 端 幅 w	-100								
					法 長 $\varnothing$	-100								

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	5	土留・仮締切工  (中詰盛土)	基 準 高 ▽	-50	施工延長40mにつき1ヶ所。 延長40m以下のものは、1 施工 箇所につき2ヶ所。 (任意仮設は除く)		3-2-10-5
			9		地中連続壁工(壁式)	基 準 高 ▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間 隔25mの場合は50m)につき 1ヶ所。延長40m(又は50m) 以下のものについては1 施工箇 所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m(測点間 隔25mの場合は25m)につき1ヶ 所。延長20m(又は25m)以下 のものは1 施工箇所につき2ヶ 所。		3-2-10-9
						連壁の長さ $l$	-50			
						変 位	300			
						壁 体 長 $L$	-200			
		10		地中連続壁工(柱列 式)	基 準 高 ▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間 隔25mの場合は50m)につき 1ヶ所。延長40m(又は50m) 以下のものについては1 施工箇 所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m(測点間 隔25mの場合は25m)につき1ヶ 所。延長20m(又は25m)以下 のものは1 施工箇所につき2ヶ 所。		3-2-10-10	
					連壁の長さ $l$	-50				
					変 位 $d$	D/4以内				
					壁 体 長 $L$	-200				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1	鋳造費（金属支承工）	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。		3-2-12-1	
							中心距離	ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ				
								≤1000mm				1以下
								ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ				
								>1000mm				1.5以下
							アンカースクリュー用ボルト（鋳造）	ドリル加工孔				≤100mm
						>100mm						+4 -2
						孔の中心距離※1		JIS B 0403-1995 CT13				
						センターボス	ボスの直径	+0 -1				
							ボスの高さ	+1 -0				
						ボス※5	ボスの直径	+0 -1				
							ボスの高さ	+1 -1				

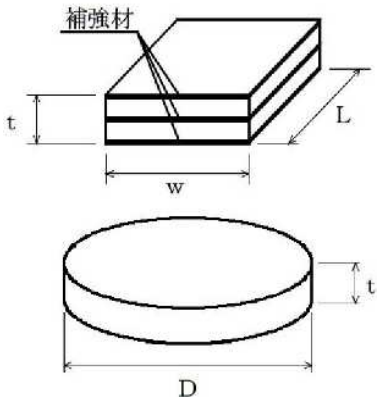
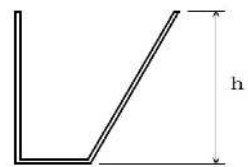
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工 共通	1	1	鑄造費（金属支承工）	上沓の橋軸及び橋軸直 角方向の長さ寸法	JIS B 0403 CT13	製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する ※2) 片面のみの削り加工の場合 も含む。 ※3) ソールプレートの接触面の 橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸 法に対してはCT13を適用するも のとする。 ※4) 全移動量分の遊間が確保さ れているのかをする。 ※5) 組立て後に測定  詳細は道路橋支承便覧参照		3-2-12-1		
						※ 4 全 移 動 量 ℓ	ℓ ≤ 300mm				± 2	
							ℓ > 300mm				± ℓ / 100	
						組 立 高 さ H	上, 下面 加工仕上げ				± 3	
							コ ン ク リ ー ト 構 造 用				H ≤ 300mm	± 3
											H > 300mm	(H/200+3) 小数点以下 切り捨て
						普 通 寸 法	鑄放し長さ寸法 ※2)、※3)				JIS B 0403-1995 CT14	
							鑄放し肉厚寸法 ※2)				JIS B 0403-1995 CT15	
							削り加工寸法				JIS B 0405-1995 粗級	
							ガス切断寸法				JIS B 0417-1995 B級	

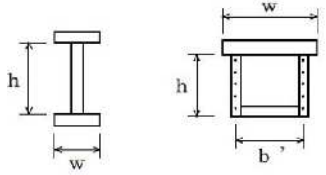
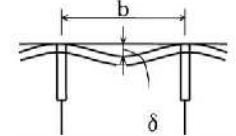
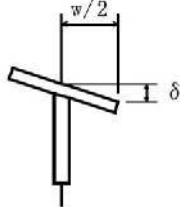
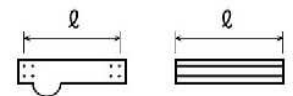
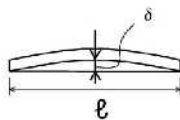
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	2	鑄造費（大型ゴム支承工）	幅	$w, L, D \leq 500$	$0 \sim +5$	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ（t）の最大相対誤差  詳細は道路橋支承便覧参照		3-2-12-1	
						長さ	$500 < w, L, D \leq 1500\text{mm}$	$0 \sim +1\%$				
						直径	$1500 < w, L, D$	$0 \sim +15$				
						厚さ	t	$t \leq 20\text{mm}$				$\pm 0.5$
							t	$20 < t \leq 160$				$\pm 2.5\%$
							t	$160 < t$				$\pm 4$
						相対誤差	w, L, D	$w, L, D \leq 1000\text{mm}$				1
							w, L, D	$1,000\text{mm} < w, L, D$				$(w, L, D) / 1,000$
						3	仮設材製作工	部材				部材長 $\ell$ (m)
				4	刃口金物製作工	刃口高さ	h (m)	$\pm 2 \dots h \leq 0.5$ $\pm 3 \dots 0.5 < h \leq 1.0$ $\pm 4 \dots 1.0 < h \leq 2.0$	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-1	
						外周長	L (m)	$\pm (10+L/10)$				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要				
								鋼桁等	トラス・アーチ等						
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合)  (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	フランジ幅 w (m)  腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	±2…… w ≤ 0.5 ±3…… 0.5 < w ≤ 1.0 ±4…… 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2)…… 2.0 < w	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		 I型鋼桁      トラス弦材	3-2-12-3				
								部 材 精 度	板の平面度 δ (mm)	鋼桁及びトラス等の部材の腹板	h / 250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。  h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)		3-2-12-3	
									箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b / 150			3-2-12-3		
									フランジの直角度 δ (mm)	w / 200					
								部 材 長 ℓ (m)	鋼桁	±3…ℓ ≤ 10 ±4…ℓ > 10	原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。		3-2-12-3		
									トラス、アーチなど	±2…ℓ ≤ 10 ±3…ℓ > 10					
										圧縮材の曲がり δ (mm)	ℓ / 1000	—	主要部材全数を測定。 ℓ : 部材長 (mm)		3-2-12-3
								※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。ただし、「板の平面度 δ、フランジの直角度 δ、圧縮材の曲り δ」の規格値のh、b、wに代入する数値はmm単位の数値とする。							

出来形管理基準及び規格値

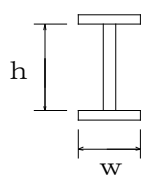
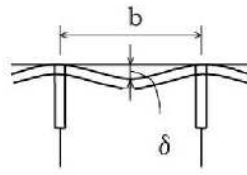
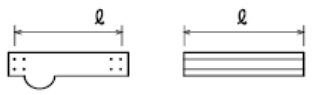
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要	
								鋼桁等	トラス・アーチ等			
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合)  (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	仮組立精度	全長 L (m) 支間長 Ln (m)	$\pm (10+L/10)$ $\pm (10+Ln/10)$	各桁毎に全数測定。			3-2-12-3
							主桁、主構の 中心間距離 B (m)	$\pm 4 \dots\dots B \leq 2$ $\pm (3+B/2) \dots\dots B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。			3-2-12-3
							主構の組立高さ h (m)	$\pm 5 \dots\dots h \leq 5$ $\pm (2.5+h/2) \dots\dots h > 5$	—	両端部及び中心部を測定。		3-2-12-3
							主桁、主構の通り $\delta$ (mm)	$5+L/5 \dots\dots$ $L \leq 100$ $25 \dots\dots L > 100$	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L：測線上 (m)			3-2-12-3
							主桁、主構のそり $\delta$ (mm)	$-5 \sim +5 \dots\dots L \leq 20$ $-5 \sim +10 \dots\dots 20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \dots\dots 40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \dots\dots 80 < L \leq 200$	各主桁について10～12m間隔を測定。 L：主桁の支間長 (m)	各主構の各格点を測定。 L：主構の支間長 (m)		3-2-12-3
							主桁、主構の橋端における 出入差 $\delta$ (mm)	設計値 $\pm 10$	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。			3-2-12-3
							主桁、主構の鉛直度 $\delta$ (mm)	$3+h/1,000$	各主桁の両端部を測定。 h：主桁の高さ (mm)	支点及び支間中央付近を測定。 h：主構の高さ (mm)		3-2-12-3
							現場継手部のすき間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	設計値 $\pm 5$	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 $\delta 1, \delta 2$ のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。(例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm)			3-2-12-3
<p>※規格値のL, B, h に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度<math>\delta</math>」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>												



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
3	2	12	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	部 材 精 度	フランジ幅 w (m)	±2…… w ≤ 0.5 ±3…… 0.5 < w ≤ 1.0	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。	 I型鋼桁	3-2-12-3		
							腹板高 h (m)	±4…… 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2)…… 2.0 < w					
							鋼桁等の 部材の腹板	h / 250				主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。  h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)	
							箱桁等の フランジ 鋼床版の デッキブ レート	b / 150					
							フランジの 直角度 δ (mm)	w / 200					
部 材 長 ℓ (m)	鋼桁 ± 3 …… ℓ ≤ 10 ± 4 …… ℓ > 10	主要部材全数を測定。											
※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ，フランジの直角度 δ」の規格値のh，b，wに代入する数値はmm単位の数値とする。													

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	12	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工 (仮組立時))	部材の水平度	10	<p>全数を測定。</p>		3-2-12-3
						堤 長 L	±30			
						堤 長 $l$	±10			
						堤 幅 W	±30			
						堤 幅 w	±10			
						高 さ H	±10			
						ベースプレート の高さ	±10			
						本体の傾き	±H/500			

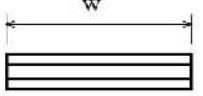
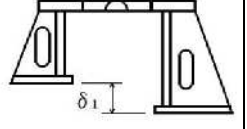
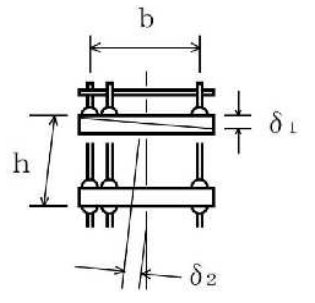
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	12	3	3						

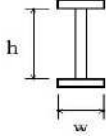
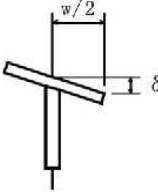
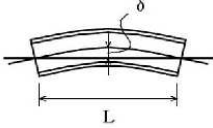
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工 共通	4		検査路製作工	部材	部材長 $l$ (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-4
			5		鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長 $w$ (m)	$0 \sim +30$	製品全数を測定。		3-2-12-5
						仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 $\delta 1$ (mm)	設計値 $\pm 4$	両端部及び中央部付近を測定。 		
							フィンガーの食い違い $\delta 2$ (mm)	$\pm 2$			
			6		落橋防止装置製作工	部材	部材長 $l$ (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-6
			7		橋梁用防護柵製作工	部材	部材長 $l$ (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-7
			8		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 $\delta 1$ (mm)	$b / 500$	軸心上全数測定。 		
							鉛直度 $\delta 2$ (mm)	$h / 500$			
高さ $h$ (mm)	$\pm 5$										

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	9		プレビーム用桁製作工	部 材	フランジ幅 w (m)	±2…… w ≤ 0.5 ±3…… 0.5 < w ≤ 1.0	各支点及び各支間中央付近を測定。		3-2-12-9		
							腹板高 h (m)	±4…… 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2)…… 2.0 < w					
							フランジの 直角度 δ (mm)	w / 200				各支点及び各支間中央付近を測定。	
							部材長ℓ (m)	±3…ℓ ≤ 10 ±4…ℓ > 10					
			仮組立時	主桁のそり δ	-5 ~ +5 …L ≤ 20 -5 ~ +10 …20 < L ≤ 40	各主桁について10~12m間隔を測定。		3-2-12-9					
10		鋼製排水管製作工	部材	部材長ℓ (m)	±3…ℓ ≤ 10 ±4…ℓ > 10	図面の寸法表示箇所を測定。		3-2-12-10					

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	12	11		工場塗装工	塗 膜 厚	<p>a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>	<p>外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。</p> <p>1ロットの大きさは、500㎡とする。</p> <p>1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。</p>		3-2-12-11

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	13 橋 梁 架 設 工	1		架設工（鋼橋）  （クレーン架設） （ケーブルクレーン架設） （ケーブルエレクション架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラベラークレーン架設）	全 長 L (m) 支間長 L <sub>n</sub> (m)	±(20+L/5) ±(20+L <sub>n</sub> /5)	各桁毎に全数測定。		3-2-13
						通 り δ (mm)	±(10+2L/5)	L：主桁・主構の支間長(m)		
						そ り δ (mm)	±(25+L/2)	主桁、主構を全数測定。 L：主桁・主構の支間長(m)		
						※主桁、主構の 中心間距離 B(m)	±4..... B≤2 ±(3+B/2)...B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						※主桁の橋端に おける出入差 δ (mm)	設計値 ±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。		
						※主桁、主構の 鉛直度 δ (mm)	3+h/1,000	各主桁の両端部を測定。h：主桁・主構の高 さ(mm)		
						※現場継手部 のすき間 δ <sub>1</sub> , δ <sub>2</sub> (mm)	設計値 ±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ <sub>1</sub> , δ <sub>2</sub> のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の 許容範囲の下限値を0mmとする。（例：設計 値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～ 8mm）		
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		
						<p>※規格値のL, Bに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度 δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	13 橋 梁 架 設 工	2		架設工（コンクリート橋）  （クレーン架設） （架設桁架設）  架設工支保工（固定） （移動）  架設桁架設（片持架設） （押し架設）	全 長・支 間	—	各桁毎に全数測定。		3-2-13		
						桁の中心間距離	—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。				
						そ り	—	主桁を全数測定。				
	14 法 面 工 共 通	2	1	1	植生工  （種子散布工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （植生筋工） （人工張芝工） （植生穴工）	切土法 長 ℓ	ℓ < 5 m	-200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-2	
							ℓ ≥ 5 m	法長の-4%				
						盛土法 長 ℓ	ℓ < 5 m	-100				
							ℓ ≥ 5 m	法長の-2%				
						延 長 L		-200				1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。



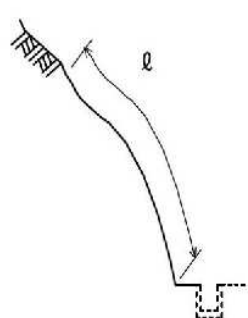
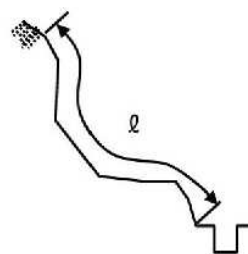
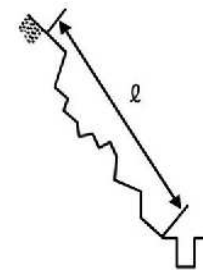
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	2	2	植生工  (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法 長 ℓ	ℓ < 5 m	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-2
							ℓ ≥ 5 m	法長の-4%			
						厚 さ t	t < 5 cm	-10	施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。		
							t ≥ 5 cm	-20			
ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。											
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			

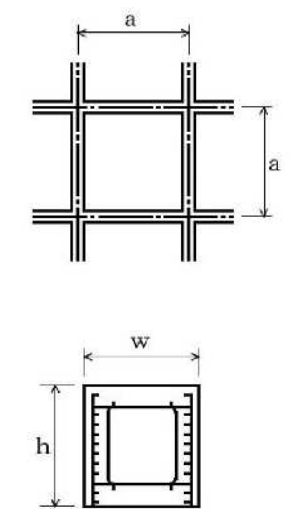
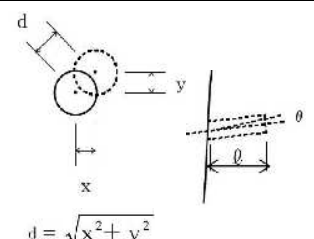
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	3		吹付工  (コンクリート) (モルタル)	法長 $\ell$	$\ell < 3\text{ m}$	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-3
							$\ell \geq 3\text{ m}$	-100			
						厚さ $t$	$t < 5\text{ cm}$	-10	200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。		
							$t \geq 5\text{ cm}$	-20			
ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上											
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	4	1	法枠工  (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 $\ell$	$\ell < 10\text{m}$	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。  枠延長100mにつき1ヶ所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。  1施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-4 曲線部は設計図書による
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200			
						幅	w	-30			
						高  さ	h	-30			
						枠中心間隔	a	$\pm 100$			
						延 長	L	-200			
			2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長 $\ell$	$\ell < 10\text{m}$	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  1施工箇所毎		3-2-14-4	
						$\ell \geq 10\text{m}$	-200				
					延 長	L	-200				
			6	アンカー工	削孔深さ	$\ell$	設計値以上	全数			3-2-14-6 ※鉄筋挿入工にも適用する
					配置誤差	d	100				
					せん孔方向	$\theta$	$\pm 2.5$ 度				

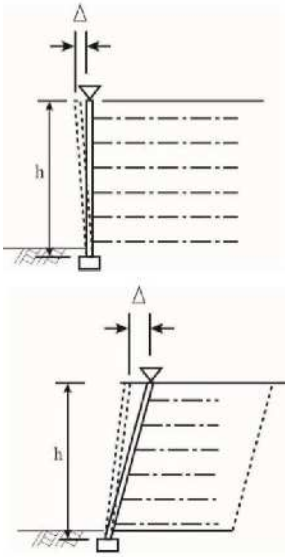
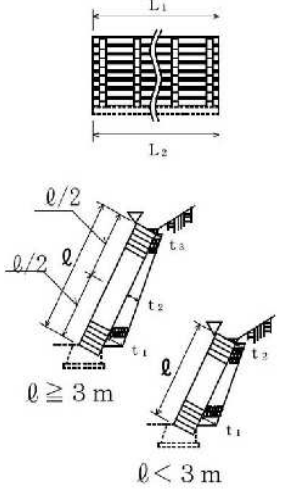
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	15 擁 壁 工 共 通	1		(一般事項) 場所打擁壁工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-15-1				
						厚 さ t	-20							
						裏 込 厚 さ	-50							
						幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30							
						高 さ h	h < 3 m				-50			
							h ≥ 3 m				-100			
						延 長 L	-200				1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			
			2		プレキャスト擁壁工			プレキャスト擁壁工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-15-2	
									延 長 L	-200				1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。

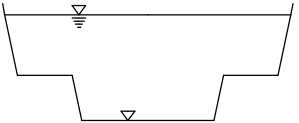
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 共 通 的 工 種	15 擁 壁 工 共 通	3		補強土壁工  (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-15-3				
						高さ h	$h < 3\text{ m}$				-50			
							$h \geq 3\text{ m}$				-100			
						鉛直度 Δ	±0.03hかつ±300以内							
						控え長さ(補強材の設計長)	設計値以上							
						延長 L	-200							
				1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。										
			4			4		井桁ブロック工	基準高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-4	
									法長 ℓ	$\ell < 3\text{ m}$				-50
										$\ell \geq 3\text{ m}$				-100
厚さ $t_1, t_2, t_3$	-50													
延長 $L_1, L_2$	-200													
	1施工箇所毎													

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	16 浚 渫 工 共 通	3	1	浚渫船運転工  (ポンプ浚渫船)	基準高▽	電気船	200ps	-800～+200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-2-16-3
								500ps	-1000～+200			
								1000ps	-1200～+200			
							デイーゼル船	250ps	-800～+200			
								420ps 600ps	-1000～+200			
								1350ps	-1200～+200			
						幅		-200				
						延長		-200				
				2	浚渫船運転工  (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)	基準高▽	+200 以下	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-2-16-3		
						幅					-200	
						延長					-200	
				3	浚渫船運転工  (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)  (面管理の場合)	標高較差	平均値	個々の計測値	(1) 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 (2) 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 (3) 計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。		3-2-16-3	
							0以下	+400以下				

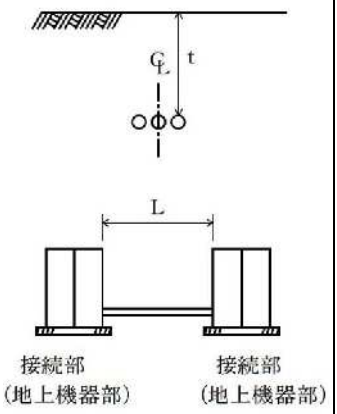
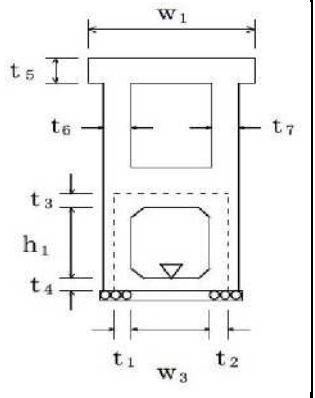
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	18 床版工	2		床版工	基準高 ▽	±20	基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で、1ヶ所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1ヶ所測定。 （床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）		3-2-18-2	
						幅 w	0～+30				
						厚 さ t	-10～+20				
						鉄筋のかぶり	設計値以上	1径間当たり3断面（両端及び中央）測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。			
						鉄筋の有効高さ	±10				
						鉄 筋 間 隔	±20				
		上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10	1径間当たり3ヶ所（両端及び中央）測定。 1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。							
6 河川編	1 築堤護岸工	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅 w	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		6-1-7-4	
						高 さ h	-30				
	1 築堤・護岸	10 水制工	8			杭出し水制工	基準高 ▽	±50	1組毎		6-1-10-8
							幅 w	±300			
方 向	±7°										
延 長 L	-200										

出来形管理基準及び規格値

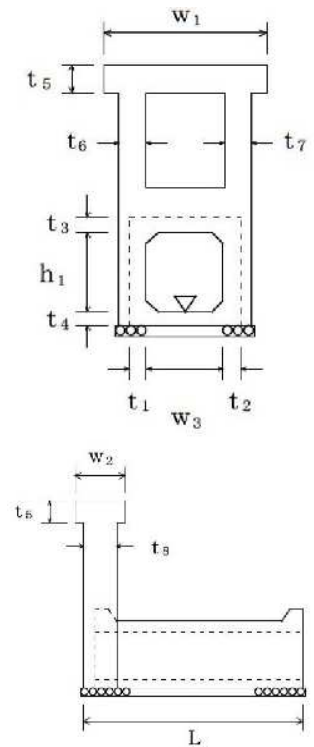
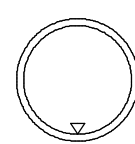
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	埋 設 深 t	0~+50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		6-1-13-3
						延 長 L	-200			
		4		ハンドホール工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		6-1-13-4	
※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20									
※幅 $w_1, w_2$	-30									
※高さ $h_1, h_2$	-30									



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管 本体工	6	1	函渠工  (本体工)	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。  函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		6-3-5-6
						厚さ $t_1 \sim t_8$	-20			
						幅 $w_1, w_2$	-30			
						内空幅 $w_3$	-30			
						内空高 $h_1$	$\pm 30$			
						延長 $L$	-200			
			2	函渠工  (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  1 施工箇所毎		6-3-5-6	
					延長 $L$	-200				

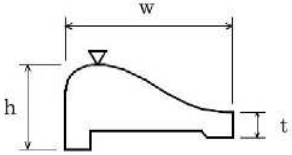
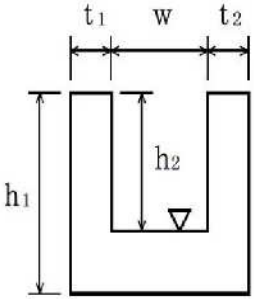
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管 本体工	7 8		翼壁工 水叩工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。		6-3-5-7 6-3-5-8
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	±30			
						延 長 L	-50			
	4 水門	6 水門 本体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。		6-4-6-7 6-4-6-8 6-4-6-9 6-4-6-10 6-4-6-11
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	±30			
						延 長 L	-50			
	5 堰	6 可動堰 本体工	13 14		閘門工 土砂吐工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。		6-4-6-13 6-4-6-14
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	±30			
						延 長 L	-50			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
6 河川編	5 堰	7 固定堰 本 体 工	8 9 10		堰 本 体 工 水 叩 工 土 砂 吐 工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所にて測定。		6-5-7-8 6-5-7-9 6-5-7-10	
						厚 さ t	-20				
						幅 w	-30				
						高 さ h	$\pm 30$				
						堰 長 L	L < 20m				-50
							L $\geq$ 20m				-100
	8 魚 道 工	3			魚 道 本 体 工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		6-5-8-3	
						厚 さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub>	-20				
						幅 w	-30				
						高 さ h <sub>1</sub> , h <sub>2</sub>	-30				
						延 長 L	-200				

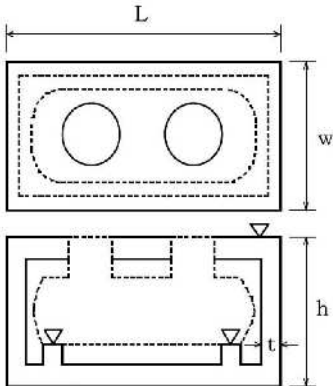
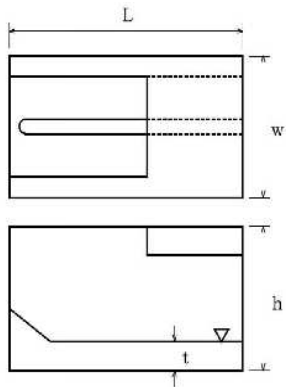
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	5 堰	9 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	基準高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所にて測定。		6-5-9-2
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 $w_1$ (橋軸方向)	-10			
						天 端 幅 $w_2$ (橋軸方向)	-10			
						敷 幅 $w_3$ (橋軸方向)	-50			
						高 さ $h_1$	-50			
						胸壁の高さ $h_2$	-30			
						天 端 長 $l_1$	-50			
						敷 長 $l_2$	-50			
						胸壁間距離 $l$	$\pm 30$			
						支 点 長 及 び 中心線の変化	$\pm 50$			
6 排水機場	4 機場本体工	6			本体工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	図面の表示箇所にて測定。		6-6-4-6
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ $h_1, h_2$	$\pm 30$			
						延 長 L	-50			

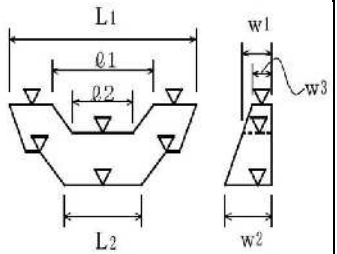
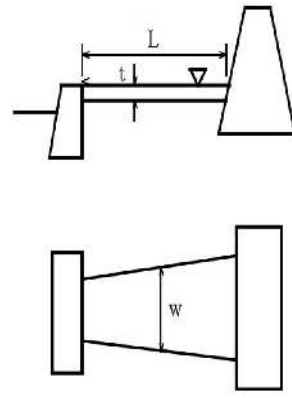
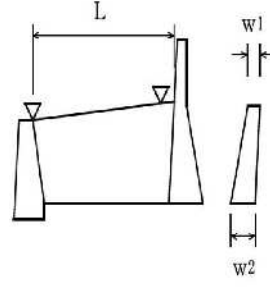
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	6 排水機場	4 機場 本体工	7		燃料貯油槽工	基 準 高 ▽	±30	図面の表示箇所 で測定。		6-6-4-7
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	±30			
						延 長 L	-50			
	5 沈砂池工	7			コンクリート床版工	基 準 高 ▽	±30	図面の表示箇所 で測定。		6-6-5-7
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	±30			
						延 長 L	-50			

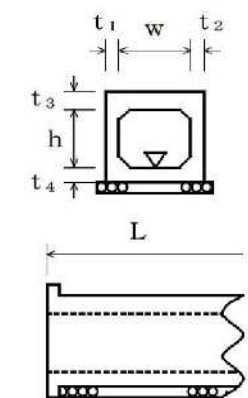
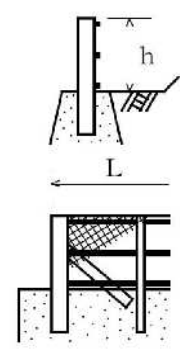
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6		本體工 (床固め本體工)	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	図面に表示してある箇所にて測定。		6-7-4-6
						天端幅 $w_1, w_3$	-30			
						堤幅 $w_2$	-30			
						堤長 $L_1, L_2$	-100			
						水通し幅 $\phi_1, \phi_2$	$\pm 50$			
		8		水叩工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点にて測定。		6-7-4-8	
					厚さ $t$	-30				
					幅 $w$	-100				
					延長 $L$	-100				
		5 床固め工	6		側壁工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		6-7-5-6
						天端幅 $w_1$	-30			
						堤幅 $w_2$	-30			
						長さ $L$	-100			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
10 道路編	1 道路改良	3 工場製作工	2		遮音壁支柱製作工	部材	部材長 $l$ (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		10-1-3-2	
	9 カルバート工	6				場所打函渠工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所にて測定。		10-1-9-6	
							厚さ $t_1 \sim t_4$	-20				
							幅 (内法) $w$	-30				
							高さ $h$	$\pm 30$				
							延長 $L$	$L < 20m$				-50
								$L \geq 20m$				-100
	11 落石雪害防止工	4				落石防止網工	幅 $w$	-200	1 施工箇所毎		10-1-11-4	
							延長 $L$	-200				
		5				落石防護柵工	高さ $h$	$\pm 30$	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-5	
							延長 $L$	-200				1 施工箇所毎

出来形管理基準及び規格値

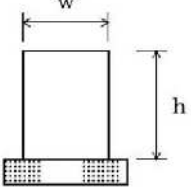
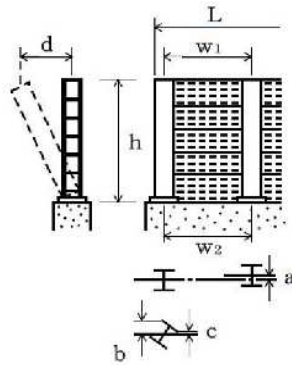
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	6		防雪柵工	高 さ h	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-6	
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎			
						基礎	幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30			基礎 1 基毎
							高 さ h	-30			
		7		雪崩予防柵工	高 さ h	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-7		
					延 長 L	-200	1 施工箇所毎				
					基礎	幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30			基礎 1 基毎	
						高 さ h	-30				
アンカー長ℓ	打 込 み ℓ	-10%	全数								
	埋 込 み ℓ	-5%									



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	1 道 路 改 良	12 遮 音 壁 工	4		遮音壁基礎工	幅 w	-30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-12-4	
						高 さ h	-30				
						延 長 L	-200				
			5		遮音壁本体工	支柱	間隔 $w_1, w_2$	$\pm 15$	施工延長5スパンにつき1ヶ所		10-1-12-5
							ず れ a	10			
							ねじれ b-c	5			
		倒 れ d					$h \times 0.5\%$				
		高 さ h	+30, -20								
		延 長 L	-200								

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)					10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> )
							中規模以上	小規模以下				中規模以上
10 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50		—	<p>基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長40m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長40m毎に1ヶ所測定。 ※両端部2点で測定する。 厚さは、下がり寸法管理も可とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が70t未満あるいは施工面積が300㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X<sub>10</sub>)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	10-2-4
						厚さ	t < 15cm	-30	-10			
							t ≥ 15cm	-45	-15			
						幅	-100		—			
					歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	-9	-3	<p>幅は、片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長40m毎に1ヶ所コアを採取して測定。 厚さは、下がり寸法管理も可とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		10-2-4	
				幅	-25		—					

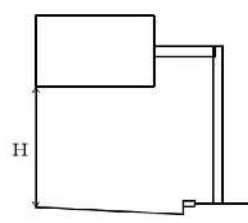
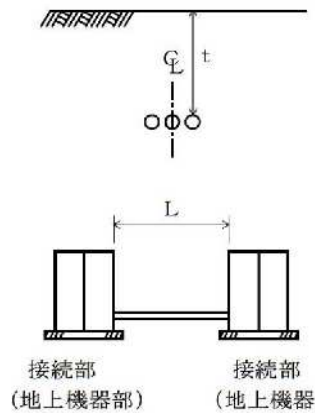
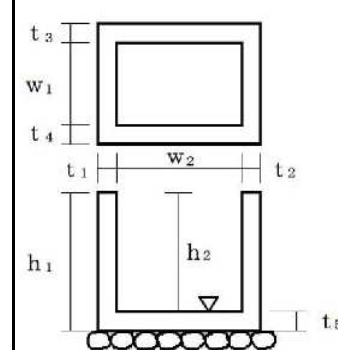
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	2 舗 装	5 排 水 構 造 物 工	9		排水性舗装用路肩排水工	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-5-9	
						延 長 L	-200	1ヶ所／1施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
		7 踏 掛 版 工	4		1	踏掛版工 (コンクリート工)	基 準 高	±20	1ヶ所／1踏掛版		10-2-7-4
	各 部 の 厚 さ						±20	1ヶ所／1踏掛版			
	各 部 の 長 さ						±30	1ヶ所／1踏掛版			
	(ラバーシュー)						各 部 の 長 さ	±20	全数		
	厚 さ						—				
	(アンカーボルト)						中 心 の ず れ	±20	全数		
	ア ン カ ー 長	±20	全数								
	9 標 識 工	4	1	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 $w_1, w_2$	-30	基礎一基毎		10-2-9-4	
						高 さ h	-30				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工		2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基		10-2-9-4	
		12 道 路 付 属 施 設 工	5	1	1	ケーブル配管工	埋 設 深 t	0~+50	接続部間毎に1ヶ所		10-2-12-5
							延 長 L	-200			
				2	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合		10-2-12-5
							※厚さ t <sub>1</sub> ~t <sub>5</sub>	-20			
		※幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30								
		※高さ h <sub>1</sub> , h <sub>2</sub>	-30								

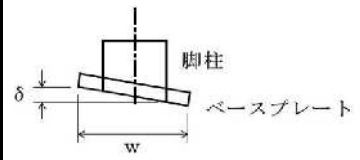
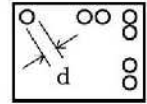
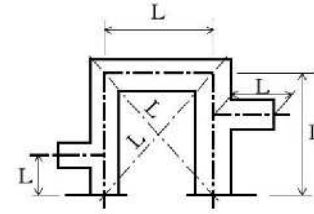
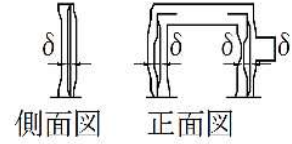
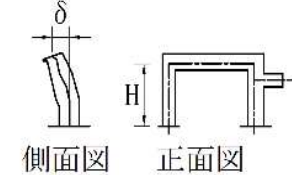
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30	1ヶ所／1施工箇所		10-2-12-6
						高 さ h	-30			
			7		組立歩道工	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-2-12-7
						幅 w	-30			
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	3		鋼製橋脚製作工	部 材	脚柱とベースプレートの鉛直度 $\delta$ (mm)	$w/500$	各脚柱、ベースプレートを測定。		10-3-3-3	
							ベ ー ス プ レ ー ト	孔の位置	$\pm 2$	全数を測定。		10-3-3-3
								孔の径 d	0 ~ 5	全数を測定。		
							仮 組 立 時	柱の中心間隔、対角長 L (m)	$\pm 5 \dots L \leq 10m$ $\pm 10 \dots$ $10 < L \leq 20m$ $\pm (10 + (L - 20) / 10) \dots$ $20m < L$	両端部及び片持ばり部を測定。		10-3-3-3
						はりのキャンバー及び柱の曲がり $\delta$ (mm)		$L / 1,000$	各主構の各格点を測定。		10-3-3-3	
						柱の鉛直度 $\delta$ (mm)		$10 \dots H \leq 10$ $H \dots H > 10$	各柱及び片持ばり部を測定。 H : 高さ (m)		10-3-3-3	

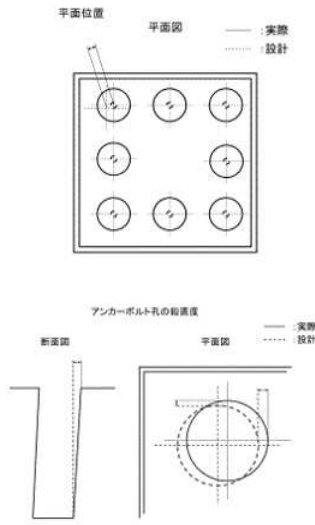
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路編	3 橋梁下部	6 橋台工	8		橋台躯体工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		10-3-6-8
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 $w_1$ (橋軸方向)	-10			
						天 端 幅 $w_2$ (橋軸方向)	-10			
						敷 幅 $w_3$ (橋軸方向)	-50			
						高 さ $h_1$	-50			
						胸壁の高さ $h_2$	-30			
						天 端 長 $l_1$	-50			
						敷 長 $l_2$	-50			
						胸壁間距離 $l$	$\pm 30$			
支 間 長 及 び 中心線の変位	$\pm 50$									

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高	+10~-20	<p>支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。</p> <p>アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。</p> 	
							平面位置	±20		
							アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下		



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路 編	3 橋梁 下部	7 RC 橋脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		10-3-7-9
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 $w_1$ (橋軸方向)	-20			
						敷 幅 $w_2$ (橋軸方向)	-50			
						高 さ h	-50			
						天 端 長 $l_1$	-50			
						敷 長 $l_2$	-50			
						橋脚中心間距離 $Q$	$\pm 30$			
支 間 長 及 び 中心線の変位	$\pm 50$									

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高	+10~-20	<p>支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。</p> <p>アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。</p>		
					平面位置		±20				
					アンカーボルト孔の鉛直度		1/50以下				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 (アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		10-3-7-9
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 $w_1$	-20			
						敷 幅 $w_2$	-20			
						高 さ h	-50			
						長 さ $l$	-20			
						橋脚中心間距離 $l$	$\pm 30$			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	$\pm 50$			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ルト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高	+10~-20	<p>支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。</p> <p>アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。</p>		
					平面位置		±20				
					アンカーボルト孔の鉛直度		1/50以下				

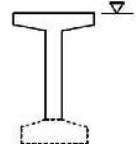
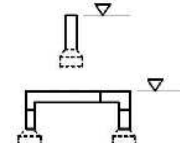
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基 準 高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び 両端部、その他は寸法表示箇 所。		10-3-8-9
						幅 $w$ (橋軸方向)	-50			
						高 さ $h$	-50			
						長 さ $l$	-50			
				2	橋脚フーチング工 (門型)	基 準 高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び 両端部、その他は寸法表示箇 所。		10-3-8-9
						幅 $w_1, w_2$	-50			
						高 さ $h$	-50			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基 準 高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び 両端部、その他は寸法表示箇 所。	 中心線の変位 (a1:橋軸直角方向) (a2:橋軸方向)	10-3-8-10
						橋脚中心間距離 $\ell$	±30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	±50			
			2	橋脚架設工 (門型)	基 準 高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び 両端部、その他は寸法表示箇 所。	 中心線の変位 (a1:橋軸直角方向) (a2:橋軸方向)	10-3-8-10	
					橋脚中心間距離 $\ell$	±30				
					支 間 長 及 び 中心線の変位	±50				
			11		現場継手工	現場継手部 のすき間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	5 ※±5	主桁、主構の全継手数の1/2を 測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場 合	10-3-8-11	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	9		橋梁用高欄製作工	部 材	部材長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \dots\dots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \dots\dots$ $\ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		10-4-3-9
		5 鋼 橋 架 設 工	10	1	支承工 (鋼製支承)		据付け高さ 注1)	$\pm 5$			
			可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量以上							
			支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋	鋼橋						
				$\pm 5$	$\pm (4+0.5 \times (B-2))$						
			水平度	橋軸方向	$1 / 100$						
				橋軸直角方向							
			可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	$5$							
			可動支承の 機能確認 注3)	温度変化に伴う移動 量計算値の1/2以上							

出来形管理基準及び規格値

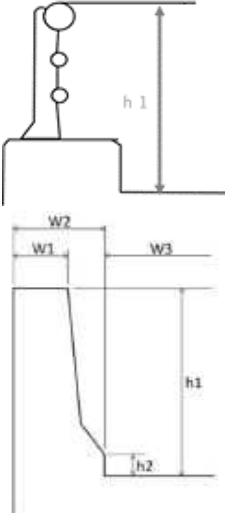
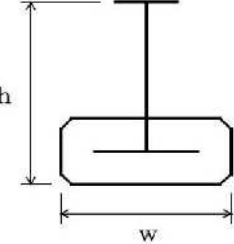
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要							
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m)  上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		10-4-5-10							
						可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量以上										
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋				鋼橋						
							±5				±(4+0.5×(B-2))						
						水平度	橋軸方向				1 / 300						
							橋軸直角方向										
						可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5										
						可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上										
						8 橋 梁 付 属 物 工	3					落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定		10-4-8-3
													アンカーボルト定着長	-20以内 かつ -1D以内	全数測定 D：アンカーボルト径 (mm)		
	5	地覆工	地覆の幅 w <sub>1</sub>	-10～+20	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。			10-4-8-5									
	地覆の高さ h		-10～+20														
	有効幅員 w <sub>2</sub>		0～+30														



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	6		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天 端 幅 w 1	- 5 ~ + 10	1 径間当たり両端と中央部の 3ヶ所測定。		10-4-8-6 10-4-8-7
						地 覆 の 幅 w 2	- 10 ~ + 20			
			高 さ h 1			- 20 ~ + 30				
			高 さ h 2			- 10 ~ + 20				
			有 効 幅 員 w 3			0 ~ + 30				
		8		検査路工	幅	± 3	1 ブロックを抽出して測定。		10-4-8-8	
					高 さ	± 4				
	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	6 プ レ ビ ー ム 桁 橋 工	2		プレビーム桁製作工 (現場)	幅 w	± 5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレ ストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端 部、中央部の3ヶ所とする。 ℓ：スパン長		10-5-6-2
						高 さ h	10 -5			
						桁 長 ℓ スパン長	ℓ < 15... ± 10 ℓ ≥ 15... ± (ℓ - 5) かつ 30mm以内			
横方向最大タワミ						0.8ℓ				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル ( N A T M )	4 支 保 工	3		吹付工	吹 付 け 厚 さ	設計吹付け厚以上。 ただし、良好な岩盤 で施工端部、突出部 等の特殊な箇所は設 計吹付け厚の1/3 以上を確保するもの とする。	施工延長40m毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測 孔を測定。 注) 良好な岩盤とは、「道路 トンネル技術基準(構造編)・ 同解説」にいう地盤等級A又は Bに該当する地盤とする。		10-6-4-3
			角 度	—						
			削 孔 深 さ	—						
			孔 径	—						
突 出 量	プレート下面 から10cm以内									

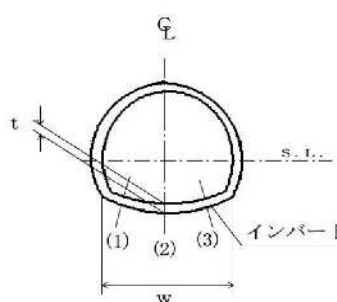
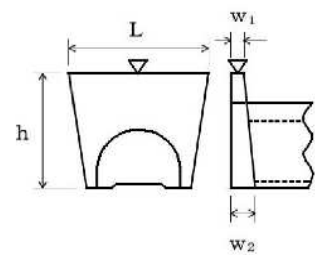
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路編	6 トンネル (NATM)	5 覆工	3		覆工コンクリート工	基準高▽ (拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)～(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限り。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		10-6-5-3
						幅 w (全幅)	-50			
						高さ h (内法)	-50			
						厚 さ t	設計値以上			
						延 長 L	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル ( N A T M )	5 覆 工	5		床版コンクリート工	幅 w	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-6-5-5	
						厚 さ t	-30				
		6 イ ン バ ー ト 工	4			インバート本体工	幅 w（全幅）	-50	(1) 幅は、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の間と終点を図に示す各点で測定。 (ロ) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて1打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。		10-6-6-4
							厚 さ t	設計値以上			
							延 長 L	—			
	8 坑 門 工	4			坑門本体工	基 準 高 ▽	±50	図面の主要寸法表示箇所で測定。		10-6-8-4	
						幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30				
						高  さ h	h < 3 m				-50
							h ≥ 3 m				-100
						延 長 L	-200				

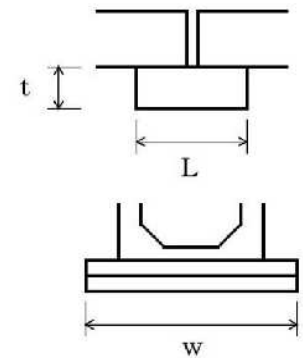
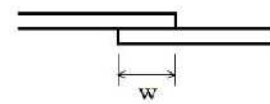
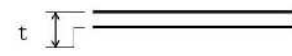
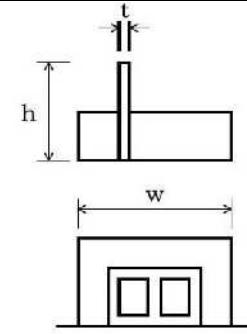
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル ( N A T M )	8 坑 門 工	5		明り巻工	基準高▽ (拱頂)	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1ヶ所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。		10-6-8-5
						幅 w (全幅)	-50			
						高さ h (内法)	-50			
						厚 さ t	-20			
						延 長 L	—			
11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	2			現場打躯体工	基準高▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。		10-11-6-2
						厚 さ t	-20			
						内 空 幅 w	-30			
						内 空 高 h	±30			
						ブロック長 L	-50			

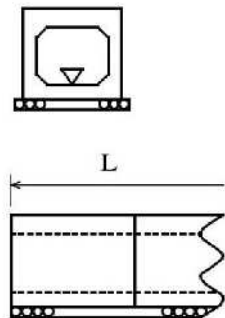
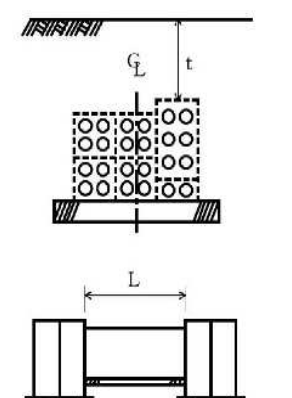
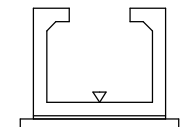
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	4		カラー継手工	厚 さ t	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。		10-11-6-4
						幅 w	-20			
						長 さ L	-20			
			5	1	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版にて測定。		10-11-6-5
				2	防水工 (防水保護工)	厚 さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」にて測定。		10-11-6-5
				3	防水工 (防水壁)	高 さ h	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。		10-11-6-5
						幅 w	±50			
						厚 さ t	-20			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	11 共 同 溝	7 プ レ キ ャ ス ト 構 築 工	2		プレキャスト躯体工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。		10-11-7-2	
						延 長 L	-200				延長：1施工箇所毎
	12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	2		管路工（管路部）	埋 設 深 t	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		10-12-5-2	
						延 長 L	-200				接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】
			3		プレキャストボックス工（特殊部）	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		10-12-5-3	

出来形管理基準及び規格値

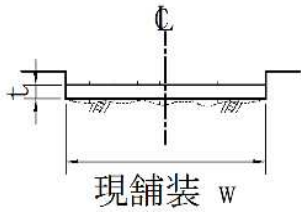
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	6 付 帯 設 備 工	2		ハン ド ホ ール 工	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		10-12-6-2
						※厚 さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 $w_1, w_2$	-30			
						※高 さ $h_1, h_2$	-30			



出来形管理基準及び規格値

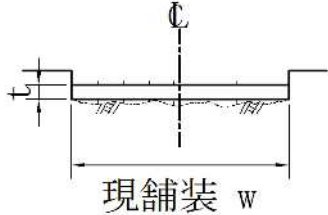
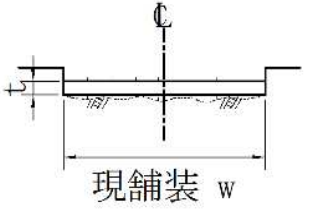
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X <sub>10</sub> )			
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-14-4-5
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	—	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			

維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。

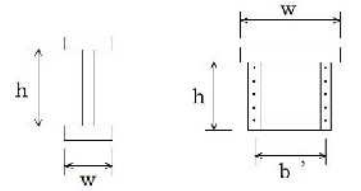
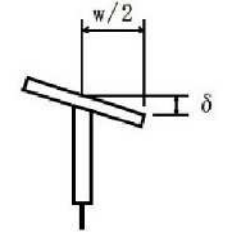
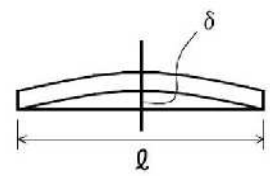
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X <sub>10</sub> )			
10 道路 編	14 道路 維持	4 舗 装 工	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または標高較 差 (切削) のみ	厚さ t (標高較差) (切削)	-17 (17) (面管理とし て緩和)	-2 (2)	1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差(切削)を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さ t または標高較差(切削)は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ(オーバーレイ)は40m 毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。		10-14-4-5
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	—	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			
10 道路 編	14 道路 維持	4 舗 装 工	7		路上再生工	路盤工	厚さ t	-30	幅は延長40m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、各車線40m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。		10-14-4-7
							幅 w	-50			
							延長 L	-100			

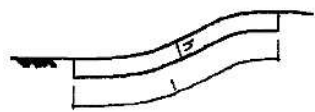
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
10 道路編	16 道路修繕	3 工場製作工	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	±2... w ≤ 0.5	主桁・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。	 <p>I型鋼桁      トラス弦材</p>	10-16-3-4
							±3... 0.5 < w ≤ 1.0				
							±4... 1.0 < w ≤ 2.0				
						フランジの直角度 δ (mm)	w / 200	主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。		10-16-3-4
						圧縮材の曲がり δ (mm)	ℓ / 1000	—	主要部材全数を測定。 ℓ：部材長 (mm)		1-2-3-2

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
						法長 ℓ	深さ h				
11 公園編	1 基盤整備	3 敷地造成工	2 表土保全工	1	表土掘削	法長 ℓ	ℓ < 5m	-200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工面積1,600㎡以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
							ℓ ≥ 5m	法長の-4%			
							深さ h	-30			
			4 *掘削工	1 3	*掘削 *河床等掘削			第1編 2-3-2、2-4-2 掘削工に準ずる。			
			5 *盛土工	1 2	*路袋（築堤）盛土 *路床盛土			第1編 2-3-3 盛土工および第1編2-4-3路体盛土工に準ずる。			
			6 *路床盛土工	1	*路床盛土			第1編 2-4-4 路床盛土工に準ずる。			
7 法面整形工	2	*法面整形（盛土部）			第1編 2-4-5 法面整形工（盛土部）に準ずる。						

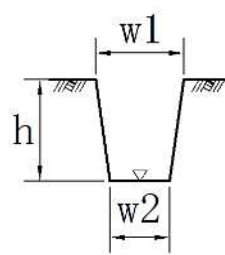
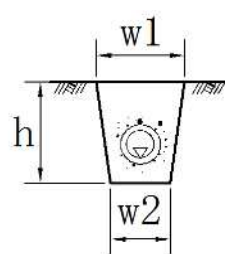
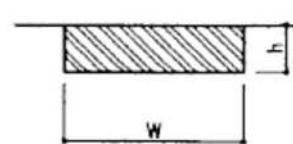
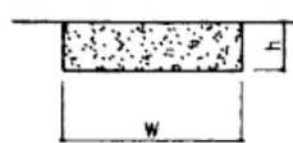
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
11 公園編	1 基盤整備	3 敷地造成工	8	1	*安定処理			第3編 2-7-2 路床安定処理工に準ずる。		
			9	1	*置換			第3編 2-7-3 置換工に準ずる。		
			10	1	*サンドマット			第3編 2-7-6 サンドマット工に準ずる。		
			11	1	*サンドドレーン			第3編 2-7-7 パーチカルドレーン工に準ずる。		

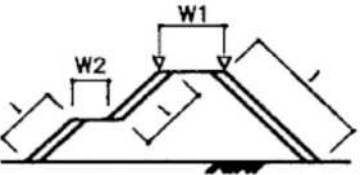
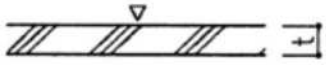

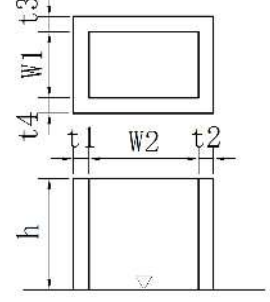
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
11 公園編	1 基盤整備	5 植栽基盤工	3 透水層工	1	開渠排水	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						幅W1、W2	-50			
						高さh	-30			
						延長L	-200			
			2	暗渠排水	幅W1、W2	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
					高さh4	-30				
					延長L	-200				1施工箇所毎
			4 土層改良工	1 2 3 4	普通耕 深耕 混層耕 心土破碎	幅W	-100	耕耘タイプ毎につき1ヶ所。 施工面積1,600㎡以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						深さh	-50			
			5 土性改良工	1 2 3 4	土性改良 中和剤施用 除塩 施肥	幅W	-100	施肥配合タイプあるいは除塩毎につき1ヶ所。 施工面積1,600㎡につき1ヶ所、面積1,600㎡以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						深さh	-50			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
11 公園 編	1 基 盤 整 備	5 植 栽 基 盤 工	6 表 土 盛 土 工	1	盛土（流用表土） 盛土（発生表土） 盛土（採取表土） 盛土（購入表土）	基準高▽	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工面積1,600㎡につき1ヶ所、面積1,600㎡以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法肩で測定。又は、施工面積のほぼ中心と各法肩で測定。			
				法 長 ℓ			ℓ<5m				-100
							ℓ≥5m				法長の-2%
				幅W1、W2			-100				
			7 人 工 地 盤 工	2	押さえコンクリート	基準高▽	設計値以上	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						厚さ t	設計値以上				
						幅	-25				
				4	人工地盤排水層	延長 L	-200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
	深さ h	-30									
	5 6	フィルター 防根シート		延長 L	-200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。					
	8	立排水浸透柵		基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合。					
				※厚さ t1～t4	-20						
			※幅W1、W2	-30							
			※高さ h	-30							

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要						
11 公園 編	1 基 盤 整 備	7 * 法 面 工	3	1	法面ネット			第3編 2-14-4-2 法枠工（プレキャスト法枠工）に準ずる。								
			4 * 植 生 工	1 2 5 6 7 8 9 10 11 12	*種子散布 *養生（散水養生） *植生シート *植生マット 公園種子帯 公園張芝 公園筋芝 公園市松芝 *人工張芝 *植生穴			第3編 2-14-2-1 植生工（種子散布工）（張芝工）（筋芝工）（市松芝工）（植生シート工）（植生マット工）（植生筋工）（人工張芝工）（植生穴工）に準ずる。								
						2 3	*客土吹付 *植生基材吹付				第3編 2-14-2-2 植生工（植生基材吹付工）（客土吹付工）に準ずる。					
														5 * 法 枠 工	1 4	*現場打法枠 *吹付枠
						2 3	*プレキャスト法枠 金属製法枠				第3編 2-14-4-2 法枠工（プレキャスト法枠工）に準ずる。					
														6 編 柵 工	1	編柵
						延長L	-200									
						7 か ご 工	1 2		*じゃかご *ふとんかご			第3編 2-3-27-1 じゃかごに準ずる。				
															第3編 2-3-27-2 ふとんかごに準ずる。	
						8 * 軽 量 盛 土 工	3 * 軽 量 盛 土 工		1	*軽量盛土				第1編 2-4-3 路体盛土工に準ずる。		



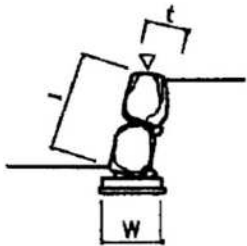
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
11 公園編	1 基盤整備	9 *擁壁工	4 場所打擁壁工 (構造物単位) ・場所打擁壁工	1	*小型擁壁			第3編 2-15-1 現場打擁壁工に準ずる。		
				2	*重力式擁壁					
				3	*もたれ式擁壁					
				4	*逆T型擁壁					
				5	*L型擁壁					
				6	*裏込碎石					
				7	*止水板					
				8	*化粧型枠					
				9	*ペーライコンクリート					
				14	*コンクリート					
15	*鉄筋									
16	*型枠									
17	*足場									
18	*目地板									
19	*水抜パイプ									
				10	*基礎材			第3編 2-4-1一般事項(砕石基礎工) (均しコンクリート)に準ずる。		
				12	*均しコンクリート					
				11	公園基礎材 公園均しコンクリート	幅W	設計値以上	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工面積1,600㎡につき1ヶ所、面積1,600㎡以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
			厚さ t1、t2	-30						
			延長L	各構造物の規格値による。						
				21	擁壁高さ調整	基準高▽	基準値	1ヶ所/1施工箇所		
			5 *プレキャスト擁壁工	1	*プレキャスト擁壁			第3編 2-15-2 プレキャスト擁壁工に準ずる。		

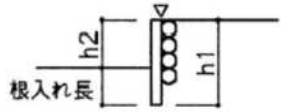
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
11 公園 編	1 基 盤 整 備	9 * 擁 壁 工	6 * 補 強 土 壁 工	1	*補強土壁基礎			第3編2-15-3 補強土壁工に準ずる。		
				2	*補強土壁壁面材組立・設置					
				3	*補強材取付					
8	*ジオテキスタイル壁面材組立・設置									
9	*ジオテキスタイル敷設									
			7 * コン クリ ット ブ ロック 工	1	*コンクリートブロック基礎			第3編 2-5-3-1～-4 コンクリートブロック工に準ずる。		
				2	*プレキャスト基礎					
				3	*基礎材					
				4	*中詰コンクリート					
				5	*コンクリートブロック積					
				6	*大型ブロック積					
				7	*大型ブロック積					
				8	*胴込・裏込コンクリート					
				9	*胴込・裏込材(砕石)					
				10	*吸出し防止材(全面)設置					
				11	*遮水シート張					
				12	*目地板					
				13	*養生費					
				14	*天端コンクリート					
				15	*小口止コンクリート					
			16	*間知ブロック張						
			17	*平ブロック張						
			18	*裏込栗石						
			19	*連節ブロック張						
			20	*緑化ブロック積						
			21	*ブロック植栽						
			22	*天端保護ブロック						
		8 石 積 工	1	崩れ積	基準高▽	±100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
	法長 $\ell$				$\ell < 3m$	-50				
					$\ell \geq 3m$	-100				
	厚さ(石積・張) t1					-50				
	厚さ(裏込) t2					-50				
	延長L					-200				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
11 公園編	1 基盤整備	9 *擁壁工	8 石積工	2	面積			第3編 2-5-3-5 石積(張)工に準ずる。		
				3	玉石積					
				4	小端積					
				5	こぶだし石積					
				6	切石積					
				7	間知石積					
				8	雑割石積					
				9	雑石積					
				10	割石積					
				11	雑割石張					
12	雑石張									
			13	石積高さ調整	基準高▽	設計値	1ヶ所/1施工箇所			
			9 土留め工	1	土留め	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
高さh	-50									
根入れ長	設計値以上									
延長L	-200	1施工箇所毎								

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
11 公園 編	1 基 盤 整 備	10 公 園 カ ル バ ー ト 工	4	1	* 函渠			第10編 1-9-6 場所打函渠工に準ずる。		
				2	* 鉄筋					
				7	* コンクリート					
				9	* 型枠					
				10	* 足場					
				11	* 支保					
				12	* 目地板					
				13	* 止水板					
				14	* 水抜パイプ					
			5	1	* プレキャストカルバート			第3編 2-3-28 プレキャストカルバート工に準ずる。		

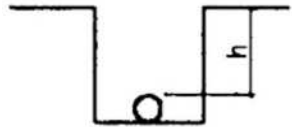
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
11 公園編	1 基盤整備	11 公園施設等撤去・移設工	3 移設工	1	遊具移設	設置高さH1 H	±30	1ヶ所/1基			
						基礎	幅 w (D)	-30			基礎1基毎
							高さ h	-30			
							根入れ長	設計値以上			
				2	小工作物移設	設置高H	設計値以上	1ヶ所/1基			
	基礎	幅 w (D)	-30	基礎1基毎							
		高さ h	-30								
		根入れ長	設計値以上								
	2 植栽	3 植栽工	10 樹木養生工	1	防風ネット	高さH	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						延長L	-200	1施工箇所毎			
8				養生柵	設置高さH	設計値以上	1ヶ所/1施工箇所				
					根入れ長	設計値以上					
					延長L	-200					

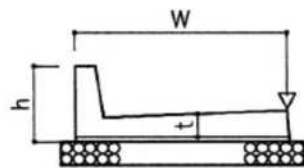
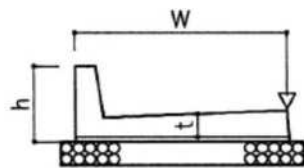
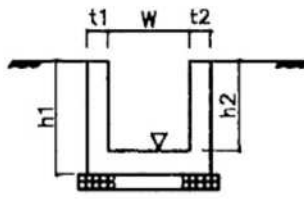
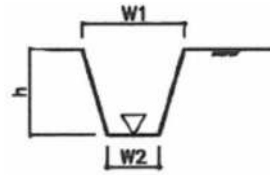
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
11 公園 編	2 植 栽	3 植 栽 工	11 樹 名 板 工	1	埋込型樹名板	設置高さH	設計値以上	1ヶ所/5基				
						基礎	幅w (D)	-30			基礎5基毎	
							高さh	-30				
			12 根 囲 い 保 護 工	1	根囲い保護	設置高さH	設計値以上	1ヶ所/1基				
	基礎	幅w (D)				-30	基礎1基毎					
		高さh				-30						
	根入れ長	設計値以上										
	3 施 設 整 備	3 給 水 設 備 工	6 散 水 施 設 工	2	ミスト	延長L	-200	1ヶ所/1施工箇所				
						3	ドリップパイプ	延長L			-200	1施工箇所毎
								6			散水栓高さ調整	基準高▽
10 給 水 管 路 工			1 3	給水管 埋設シート	深さh	-30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。					
	延長L	-200										

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
11 公園 編	3 施 設 整 備	4 雨 水 排 水 設 備 工	6 * 側 溝 工	1	プレキャストL型・V型側溝			第3編 2-3-29 側溝工に準ずる。		
				3	* 管(函)渠型側溝					
				5	* プレキャストU型側溝					
				7	プレキャスト皿型側溝					
				8	* コルゲートフラーム					
				9	* 自由勾配側溝					
				10	特殊円形側溝					
				2	現場打ちL型側溝	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
					厚さ t	-20				
					幅 W	-30				
					高さ h	-30				
					延長 L	-200	1施工箇所毎			
				6	現場打側溝	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
					厚さ t1、t2	-20				
					幅 W	-30				
					高さ h1、h2	-30				
					延長 L	-200	1施工箇所毎			
				11	公園素掘側溝	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
					幅 W1、W2	-50				
					高さ h	-30				
	延長 L	-200	1施工箇所毎							
13	側溝高さ調整	基準高▽	設計値				1ヶ所／1施工箇所			

出来形管理基準及び規格値

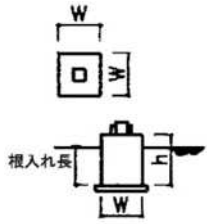
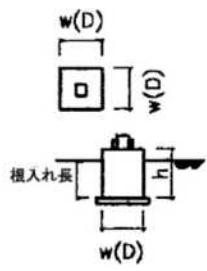
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
11 公園編	3 施設整備	4 雨水排水設備工	7 * 管渠工	1	公園管渠			第3編 2-3-29-1 側溝工（管渠）、第3編 2-3-29-3 暗渠工に準ずる。			
				2	* PC 管						
				3	* ヒューム管(B 形管)						
				4	* 暗渠排水管						
				5	* 鉄筋コンクリート台付管						
				6	* 巻きコンクリート						
				7	* コルゲートパイプ						
			8 * 集水樹・マンホール工	1	* 現場打ち街渠樹			第3編 2-3-30 集水樹工に準ずる。			
				2	* 現場打ち集水樹						
				3	浸透樹						
				4	* プレキャスト街渠樹						
				5	* プレキャスト集水樹						
				6	* 集水樹・マンホール基礎						
			7	塩化ビニル製樹	基準高▽	設計値	1ヶ所/1施工箇所				
8	* マンホール										
9	* プレキャストマンホール										
10	公園マンホール										
11	浸透マンホール										
12	樹高さ調整	基準高▽	設計値	1ヶ所/1施工箇所							
13	マンホール高さ調整										
9 * 地下排水工	1	透水コンクリート管	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。						
		2					化学繊維管				
	延長L	-200	1施工箇所毎								
3	* 地下排水				第3編 2-3-29-3 暗渠工に準ずる。						
10 公園水路工	1	* 場所打水路			第3編 2-3-29-2 現場打水路工に準ずる。						
		2					* プレキャスト水路				



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
11 公園編	3 施設整備	6 電気設備工	3 照明設備工	1	*ハンド・ホール			第10編 2-12-5-2 ケーブル配管工（ハンドホール）に準ずる。				
				2	ハンド・ホール高さ調整	基準高▽	設計値	1ヶ所／1施工箇所				
				3 4	引込柱 分電盤	設置高さH	設計値以上	1ヶ所／1基				
						基礎	幅 w (D)	-30			基礎1基毎	
							高さ h	-30				
				根入れ長	設計値以上							
			5	分電盤高さ調整	基準高▽	設計値	1ヶ所／1施工箇所					
			6	照明灯基礎	基礎	幅 w	-30	基礎1基毎				
						高さ h	-30					
						根入れ長	設計値以上					
			4	放送設備工	4	スリット柱基礎	基礎	幅 w (D)	-30	基礎1基毎		
								高さ h	-30			
								根入れ長	設計値以上			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
11 公園編	3 施設整備	6 電気設備工	5 監視カメラ設置工	3	監視カメラ柱基礎	基礎	幅 w (D)	-30	基礎1基毎		
						高さ h	-30				
						根入れ長	設計値以上				
		8 電線管路工	1 2 4	電線管 電線 埋設シート	深さ h	-30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				
延長 L	-200				1施工箇所毎						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)					
							中規模以上	小規模以上	中規模以上	小規模以上				
11 公園編	3 施設整備	7 園路広場整備工	5 *アスファルト舗装工	1	* 下層路盤(車道・路肩部) * 下層路盤(歩道部)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割とし、舗装中心線および端部で測定。 厚さは各車線200m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割に測定。なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1施工箇所につき2ヶ所を測定。		工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
				2			—45	—45	—15	—15				
				幅			—50	—50	—	—				
				3	* 上層路盤(車道・路肩部) * 上層路盤(歩道部)	厚さ	—25	—30	—8	—10				幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所を掘り起こして測定。なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1施工箇所につき2ヶ所を測定。
				4			—50	—50	—	—				
				幅			—50	—50	—	—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)							
							中規模以上	小規模以上	中規模以上	小規模以上						
11 公園編	3 施設整備	7 園路広場整備工	5 * アスファルト舗装工	5 6	* 基層(車道・路肩部) * 基層(歩道部)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割とし、厚さは、施工面積500㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。 なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合、1施工箇所につき2ヶ所を測定。		<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満</p> <p>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コアーの採取について</p> <p>橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>			
						幅	-25	-25	—	—						
				9 10	* 表層(車道・路肩部) * 表層(歩道部)	厚さ	-7	-9	-2	-3				幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割とし、厚さは、施工面積500㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。 なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合、1施工箇所につき2ヶ所を測定。		
						幅	-25	-25	—	—						
						平坦性	—		3m <sup>7</sup> プロファイルメーター (σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下							

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)					
							中規模以上	小規模以上	中規模以上	小規模以上				
11 公園 編	3 施設 整備	7 園路 広場 整備 工	6 * 排 水性 舗装 工	1	* 下層路盤(車道・路肩部) * 下層路盤(歩道部)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割とし、舗装中心線および端部で測定。 厚さは各車線200m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割に測定。なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1施工箇所につき2ヶ所を測定。		<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>コア採取について</p> <p>橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れがある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	
						厚さ	-45	-45	-15	-15				
				3	* 上層路盤(車道・路肩部) * 上層路盤(歩道部)	厚さ	-25	-30	-8	-10				幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所を掘り起こして測定。なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1施工箇所につき2ヶ所を測定。
						幅	-50	-50	—	—				
				4	* 上層路盤(車道・路肩部) * 上層路盤(歩道部)	厚さ	-25	-30	-8	-10				
						幅	-50	-50	—	—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)					
							中規模以上	小規模以上	中規模以上	小規模以上				
11 公園編	3 施設整備	7 園路広場整備工	6 *排水性舗装工	5 * 基層(車道・路肩部) 6 * 基層(歩道部)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割とし、厚さは、施工面積500㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。 なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合、1施工箇所につき2ヶ所を測定。		工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアーの採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						9 *排水性舗装・表層(車道・路肩部)	厚さ	-7	-9				-2	-3
				幅	-25			-25	—				—	
					平坦性	—		3mプロフィールメーター(σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下						
				7 透水性舗装工		2 3 * 下層路盤(車道・路肩部) * 下層路盤(歩道部)	基準高▽	±50					—	
					厚さ			t < 150	-30				-10	
			t ≥ 150				-45	-15						
			幅		-100		—							
			4 *表層		厚さ	-9		-3		幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割とし、厚さは、延長200m毎又は、施工面積500㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。 なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合、1施工箇所につき2ヶ所を測定。				
						幅		-25					—	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以上	中規模以上	小規模以上			
11 公園編	3 施設整備	7 園路広場整備工	8 アスファルト系舗装工	1	公園アスファルト舗装 公園アスファルト薄層カラー舗装 透水性アスファルト舗装 脱色アスファルト舗装	基準高▽	±50				基準高は延長40m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは延長200m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割に測定。なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合、1施工箇所につき2ヶ所を測定。		<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満</p> <p>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満</p> <p>厚さは、個々の規定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>
				2			路盤工	厚さ	t < 150	—			
				3		t ≥ 150		—	—45				
				4		表層工	幅	—100					
				厚さ	—10								
				幅	—25								

出来形管理基準及び規格値

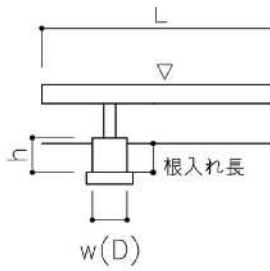
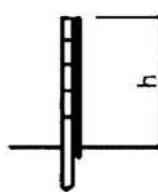
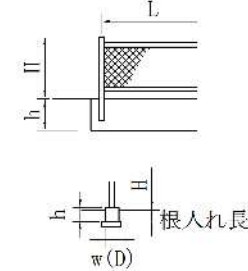
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
11 公園 編	3 施設 整備	7 園路 広場 整備 工	19 公園 橋 工	1 4 6	公園橋橋台 石橋橋台 木橋橋台	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示ヶ所で測定。		
						厚さ t	-20			
						天端幅W1（橋軸方向）	-10			
						天端幅W2（橋軸方向）	-10			
						敷幅W3（橋軸方向）	-50			
						高さ h1	-50			
						胸壁の高さ h2	-30			
						天端長 $\phi$ 1	-50			
						敷長 $\phi$ 2	-50			
						胸壁間距離 $\phi$	±30			
						支点長及び中心線の変化	±50			
				2 3 5 7 8	公園橋設置 八ツ橋 石橋設置 木橋設置 浮き棧橋	基準高▽	±30	1ヶ所／1施工箇所		
				高さ h	±30					
				幅 W	-30					
				延長 L	-30					
				根入れ長	設計値以上					



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
11 公園編	3 施設整備	7 園路広場整備工	20 デッキ工	1 2	デッキ基礎 デッキ設置	基準高▽	±30	1基毎		
						基 礎	幅 w (D)			
				高さ h			-30			
				根入れ長			設計値以上			
				延長 L		-30				
		23 植樹ブロック工	1	*植樹ブロック	基準高▽	±30	第3編 2-3-5 縁石工（縁石・アスカーブ）に準ずる。			
					基 礎	幅 w (D)			-30	
						高さ h			-30	
						根入れ長			設計値以上	
		延長 L	-30							
		8 修景施設整備工	5 袖垣・垣根工	1 2	袖垣 垣根	高さ h	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						延長 L	-200			
7 トレリス工	1 2		トレリス 緑化フェンス	基準高▽	設計値以上	1ヶ所/1基				
				基 礎	幅 w (D)	-30			基礎1基毎	
					高さ h	-30				
延長 L	-200	1ヶ所/1施工場所								

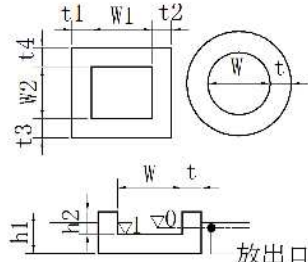
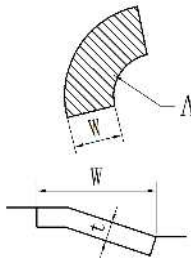
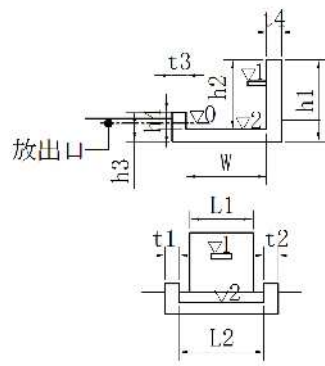
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
11 公園編	3 施設整備	8 修景施設整備工	8 モニユメント工	1 2	モニュメント 記念碑	基準高▽	設計値以上	1ヶ所/1基			
						基礎	幅 w (D)	-30			基礎1基毎
							高さ h	-30			
							根入れ長	設計値以上			
				延長 L	-200	1ヶ所/1施工場所					
				9 小規模水景工	1	流れ	基準高▽0、▽1	±30	1ヶ所/1施工箇所 ※標準図を持っている、又は単一断面の場合に適用する。		
			厚さ t1、t2				-20				
			幅 W				-30				
			高さ h1、h2				-30				
			延長 L				-200				
			2		滝	基準高▽	±30	1ヶ所/1施工箇所 ※標準図を持っている、又は単一断面の場合に適用する。			
				厚さ t		-20					
幅 W	-30										
高さ h	-30										

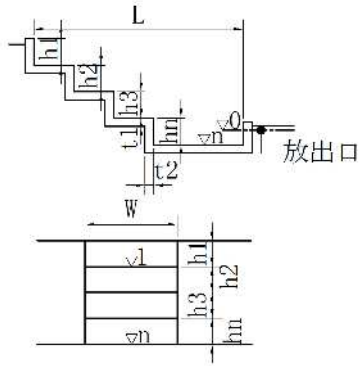
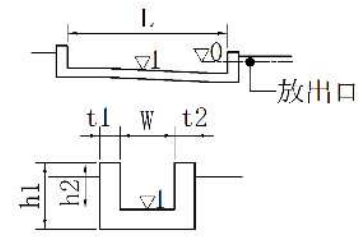
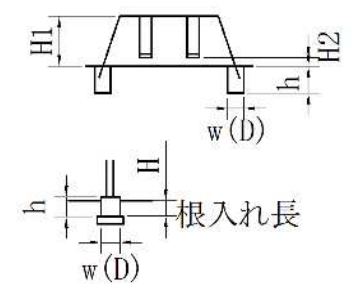
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
11 公園 編	3 施設 整備	8 修景 施設 整備 工	9 小規 模水 景工	3	池	基準高▽0、▽1	±30	1ヶ所/1施工箇所 ※標準図を持っている、又は単一断面の場合に適用する。		
						厚さ t1～t4	-20			
						幅W1、W2	-30			
						高さ h1、h2	-30			
				4	州浜	厚さ t	-20	1ヶ所/1施工箇所 ※標準図を持っている、又は単一断面の場合に適用する。		
						幅W	-30			
						面積A	設計値以上			
				5	壁泉	基準高▽0～▽2	±30	1ヶ所/1施工箇所 ※標準図を持っている、又は単一断面の場合に適用する。		
						厚さ t1～t4	-20			
						幅W	-30			
						高さ h1～h4	-30			
						長さ L1、L2	-30			

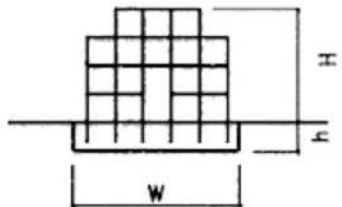
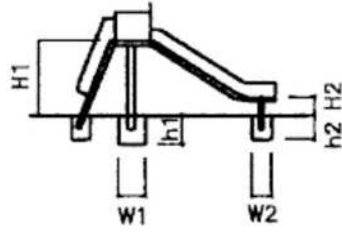
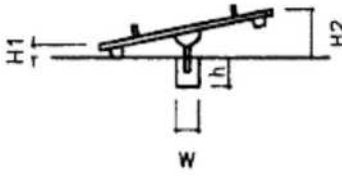
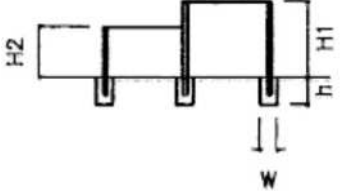
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
11 公園 編	3 施設 整備	8 修景 施設 整備 工	9 小規 模水 景工	6	カスケード	基準高▽0～▽n	±30	1ヶ所/1施工箇所  ※標準図を持っている、又は単一断面の場合に適用する。		
						厚さ t1、t2	-20			
						幅W	-30			
						高さ h1～h n	-30			
						長さL	-30			
						段数	0段			
	7	カナル	基準高▽0、▽1	±30	1ヶ所/1施工箇所  ※標準図を持っている、又は単一断面の場合に適用する。					
			厚さ t1、t2	-20						
			幅W	-30						
			高さ h1、h2							
			延長L	-200						
	9 遊戯 施設 整備 工	3 遊具 組立 設置 工	1	プラッコ	設置高さ H1、H2	±30	1ヶ所/1基  基礎1基毎			
基礎					幅W	-30				
					高さ h	-30				
					根入れ長	設計値以上				

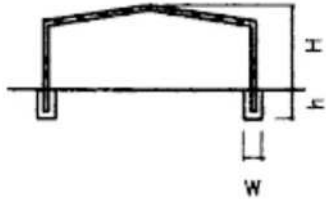
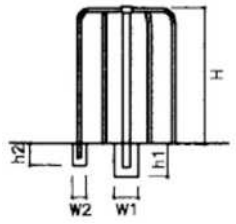
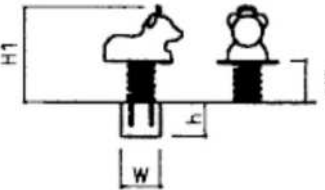
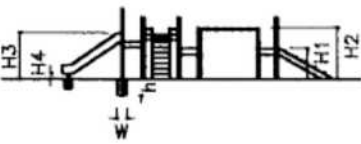
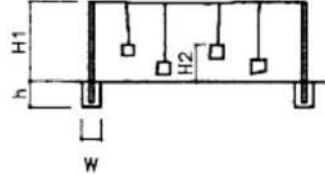
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
11 公園編	3 施設整備	9 遊戯施設整備工	3 遊具組立設置工	2	ジャングルジム	設置高さH	±30	1ヶ所/1基			
						基礎	幅W	-30			基礎1基毎
							高さh	-30			
							根入れ長	設計値以上			
				3	滑り台	設置高さH1、H2	±30	1ヶ所/1基			
						基礎	幅W1、W2	-30			基礎1基毎
							高さh1、h2	-30			
							根入れ長	設計値以上			
				4	シーソー	設置高さH1、H2	±30	1ヶ所/1基			
						基礎	幅W	-30			基礎1基毎
							高さh	-30			
							根入れ長	設計値以上			
				5	鉄棒	設置高さH1、H2	±30	1ヶ所/1基			
						基礎	幅W	-30			基礎1基毎
							高さh	-30			
							根入れ長	設計値以上			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
11 公園 編	3 施設 整備	9 遊戯 施設 整備 工	3 遊具 組立 設置 工	6	ラダー	設置高さH1、H2	±30	1ヶ所/1基			
						基礎	幅W	-30			基礎1基毎
							高さh	-30			
							根入れ長	設計値以上			
				7	はん登棒	設置高さH	±30	1ヶ所/1基			
						基礎	幅W1、W2	-30			基礎1基毎
							高さh1、h2	-30			
							根入れ長	設計値以上			
				8	スプリング遊具	設置高さH1、H2	±30	1ヶ所/1基			
						基礎	幅W	-30			基礎1基毎
							高さh	-30			
							根入れ長	設計値以上			
				9	複合遊具	設置高さH1~Hn	±30	1ヶ所/1基			
						基礎	幅W	-30			基礎1基毎
							高さh	-30			
							根入れ長	設計値以上			
				10	アスレチック遊具	設置高さH1、H2	±30	1ヶ所/1基			
						基礎	幅W	-30			基礎1基毎
							高さh	-30			
							根入れ長	設計値以上			

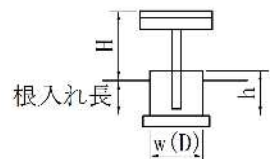
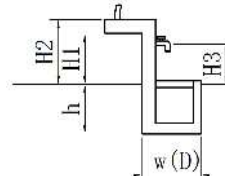
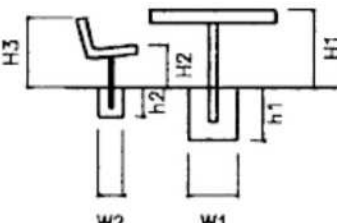
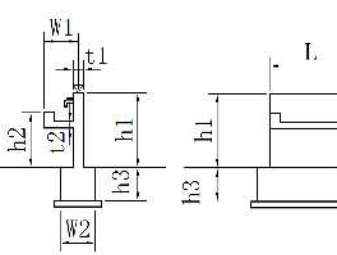
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
11 公園編	3 施設整備	9 遊戯施設整備工	3 遊具組立設置工	11	健康遊具施設	設置高さH1、H2	±30	1ヶ所/1基			
						基礎	幅W	-30			基礎1基毎
							高さh	-30			※監督員との協議による。
							根入れ長	設計値以上			
			4 小規模現場打ち遊具工	1	砂場	基準高▽	±30	1ヶ所/1施工箇所 ※標準図を持っている、又は単一断面の場合に適用する。			
						厚さ t1～t4	-20				
						幅W1、W2	-30				
						高さh1、h2	-30				
				2	現場打遊具	厚さ t	-20	1ヶ所/1施工箇所 ※標準図を持っている、又は単一断面の場合に適用する。			
						幅W1、W2	-30				
						高さh1～h2	-30				
						長さL	-30				
				3	徒渉池	基準高▽0、▽1	±30	1ヶ所/1施工箇所 ※標準図を持っている、又は単一断面の場合に適用する。			
						厚さ t1～t4	-20				
						幅W1、W2	-30				
高さh1、h2	-30										

出来形管理基準及び規格値

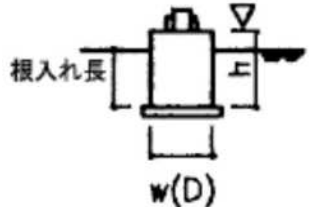
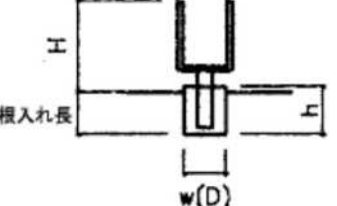
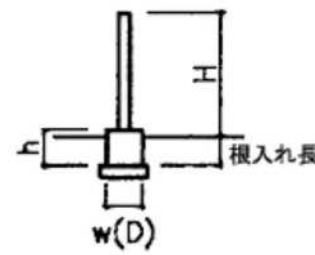
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
11 公園 編	3 施設 整備	10 サ ー ビス 施設 整備 工	3 時 計 台 工	1	時計台	設置高さH	設計値以上	1ヶ所/1基			
						基 礎	幅w (D)	-30			基礎1基毎
							高さh	-30			
							根入れ長	設計値以上			
			4 水 飲 み 場 工	1	水飲み場	設置高さH1~H3	±30	1ヶ所/1基			
						基 礎	幅w (D)	-30			基礎1基毎
							高さh	-30			
							根入れ長	設計値以上			
			6 ベン チ ・ テー ブル 工	1 2 3 4 5	ベンチ 縁台 テーブル スツール 野外卓	設置高さH1~H3	±30	1ヶ所/1基			
						基 礎	幅W1、W2	-30			基礎1基毎
							高さh1、h2	-30			
							根入れ長	設計値以上			
8 炊 事 場 工	1	炊事場				基準高▽	±30	1ヶ所/1基			
			厚さt1、t2	-20							
			幅W1、W2	-30							
			高さH1~H3	-30							
			長さL	-30							



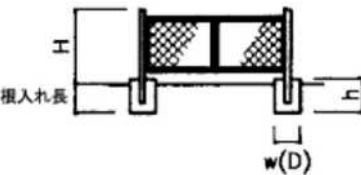
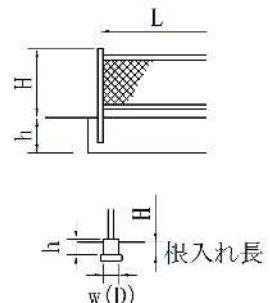
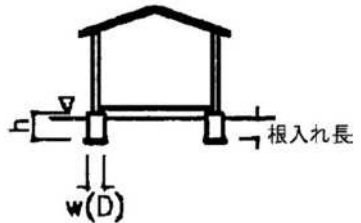
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
11 公園 編	3 施設 整備	11 管理 施設 整備 工	3 リ サイ クル 施設 工	1	リサイクル施設基礎	基準高▽	±30	1ヶ所/1施工箇所				
						基礎	幅w (D)				-30	
							高さh				-30	
							根入れ長				設計値以上	
			5 ご み 施設 工	1 2	くず入れ 吸殻入れ	設置高さH	設計値以上	1ヶ所/1基				
						基礎	幅w (D)				-30	基礎1基毎
							高さh				-30	
							根入れ長				設計値以上	
			6 井 戸 工	2	手押しポンプ	設置高さH	設計値以上	1ヶ所/1基				
						基礎	幅w (D)				-30	基礎1基毎
							高さh				-30	
							根入れ長				設計値以上	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
11 公園 編	3 施設 整備	11 管理 施設 整備 工	7 門 扉 工	1	門壁 門柱 門扉	設置高さH	設計値以上	1ヶ所/1基			
				基 礎		幅w (D)	-30	基礎1基毎			
						高さh	-30				
						根入れ長	設計値以上				
			8 柵 工	1	フェンス 柵 手すり *転落(横断)防止柵 *ガードレール *ガードケール *ガードパイプ *基礎ブロック、鋼管 基礎 *金網・支柱(立入 防止柵) *門扉	設置高さH	設計値以上	施工延長40m(測点間隔25mの場 合は50m)につき1ヶ所。延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇 所につき2ヶ所。	1ヶ所/1施工箇所		
				基 礎		幅w (D)	-30				
						高さh	-30				
						根入れ長	設計値以上				
				延長L		-200					
				9 車 止 め 工		1	車止め *車止めポスト 車椅子ゲート				
		基 礎	幅w (D)		-30	基礎1基毎					
			高さh		-30						
		根入れ長		設計値以上							
		12 建 築 施 設 組 立 設 置 工	3 四 阿 工	1	四阿基礎	基準高▽	±30	1ヶ所/1施工箇所			
						基 礎	幅w (D)				-30
高さh	-30										
根入れ長	設計値以上										

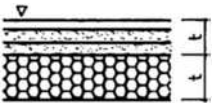
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)					
							中規模以上	小規模以上	中規模以上	小規模以上				
11 公園編	4 グラウンド・コート整備	3 グラウンド・コート舗装工	4 グラウンド・コート用舗装工	1	*下層路盤（車道・路肩部） *下層路盤（歩道部）	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割とし、舗装中心線および端部で測定。 厚さは各車線200m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割に測定。なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合、1施工箇所につき2ヶ所を測定。		工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。	
				2		厚さ	-45	-45	-15	-15				
						幅W	-50	-50	—	—				
				3	*上層路盤（車道・路肩部） *上層路盤（歩道部） 中層	厚さ	-25	-30	-8	-10				幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割とし、厚さは、延長80m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所を掘り起こして測定。なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合、1施工箇所につき2ヶ所を測定。
				4		幅W	-50	-50	—	—				
				5										
				6	*基層（車道・路肩部） *基層（歩道部）	厚さ	-9	-12	-3	-4				幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割とし、厚さは、施工面積500㎡毎に1個の割でコアを採取して測定。 なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合、1施工箇所につき2ヶ所を測定。
7	幅	-25	-25	—		—								

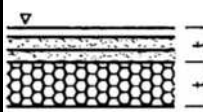
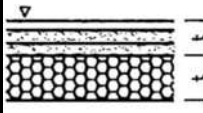
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X/10)					
							中規模以上	小規模以上	中規模以上					
11 公園編	4 グラウンド・コート整備	3 グラウンド・コート舗装工	4 グラウンド・コート用舗装工	8 9	クレー舗装 アスファルト舗装	路盤工	基準高▽	±50		—		<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満</p> <p>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X/10) について満足しなければならない。</p>		
							厚さ	t < 150	—	-30			-10	<p>基準高は延長40m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割で測定。</p> <p>厚さは各車線200m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所を掘り起こして測定。</p> <p>幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割に測定。なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1施工箇所につき2ヶ所を測定。</p>
								t ≥ 150	—	-45			-15	
							幅	-100		—				
							表層工	厚さ	-10				<p>幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割とし、厚さは、延長200m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所を掘り起こして測定。なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1施工箇所につき2ヶ所を測定。</p>	
								幅	-25					
平坦性 テニスコート 陸上競技場 野球場	±5mm以内 ±10mm以内 ±20mm以内		—											

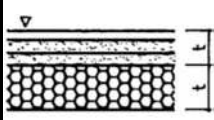
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要						
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X/10)									
							中規模以上	小規模以上	中規模以上									
11 公園編	4 グラウンド・コート整備	3 グラウンド・コート舗装工	4 グラウンド・コート用舗装工	10	天然芝舗装	路盤工	基準高▽	±50		—	基準高は延長40m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは各車線200m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割に測定。なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1施工箇所につき2ヶ所を測定。		工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X/10) について満足しなければならない。					
							厚さ	t < 150	—	-30				-10				
								t ≥ 150	—	-45				-15				
						幅	-100		—									
						表層工	厚さ	-10		幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割に測定。 なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1施工箇所につき2ヶ所を測定。								
							幅	-25										
				幅	-25													
				11				11	人工芝舗装	路盤工	基準高▽	±50		—	基準高は延長40m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは各車線200m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割に測定。なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1施工箇所につき2ヶ所を測定。		工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X/10) について満足しなければならない。	
											厚さ	t < 150	—	-30				-10
												t ≥ 150	—	-45				-15
幅	-100		—															
表層工	厚さ	-10								幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割に測定。 なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1施工箇所につき2ヶ所を測定。								
	幅	-25																
	幅	-25																

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
								個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X/10)				
								中規模以上	小規模以上	中規模以上				
11 公園編	4 グラウンド・コート整備	3 グラウンド・コート舗装工	4 グラウンド・コート用舗装工	12	全天候型舗装 (樹脂系)	路盤工	基準高▽	±50		—	<p>基準高は延長40m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割で測定。</p> <p>厚さは各車線200m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所を掘り起こして測定。</p> <p>幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割に測定。なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1施工箇所につき2ヶ所を測定。</p> <p>幅は、延長80m毎又は、施工面積500㎡毎に1ヶ所の割に測定。なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1施工箇所につき2ヶ所を測定。</p> <p>平坦性 テニスコート 陸上競技場</p> <p>±5mm以内 ±10mm以内</p>		<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。</p> <p>①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上3,000 t 未満 厚さは、個々の規定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X/10) について満足しなければならない。</p>	
							厚さ	t < 150	—	-30				-10
				t ≥ 150	—	-45		-15						
				幅	-100		—							
				表層工	厚さ	-10								
					幅	-25								
				14	グラウンド・コート 砂舗装	路盤工	基準高▽	±50		—				
							厚さ	t < 150	—	-30				-10
				t ≥ 150	—	-45		-15						
				幅	-100		—							
				15	グラウンド・コート ダスト舗装	表層工	厚さ	-10						
							幅	-25						

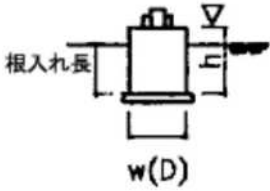
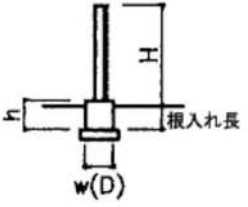
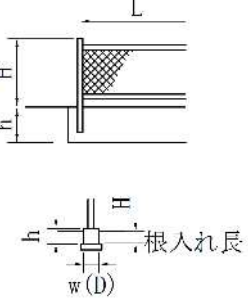
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
11 公園 編	4 グラ ウン ド コ ー ト 整 備	3 グラ ウン ド ・ コ ー ト 舗 装 工	5 グラ ウン ド ・ コ ー ト 縁 石 工	1	コン クリ ー ト 縁 石 舗 装 止 め 見 切 材 ( 仕 切 材 ) 内 圍 縁 石			第3編 2-3-5 縁石工（縁石・アスカーブ）に準ずる。		
				2						
				3						
				4						
		4 スタ ン ド 整 備 工	3 スタ ン ド 擁 壁 工	1	スタ ン ド 擁 壁	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚さ t	-20			
						幅W1、W2	-30			
						高さ h	h < 3m			-50
						高さ h	h ≥ 3m			-100
延長L	-200									
4 ベン チ 工		1 2	スタ ン ド ベン チ 現 場 打 ベン チ	延長L	-200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要							
11 公園編	4 グラウンドコート整備	5 グラウンドコート施設整備工	3 ダッグアウト工	1	ダッグアウト基礎	基準高▽	±30	1ヶ所/1基									
						基礎	幅w (D)				-30						
							高さh				-30						
							根入れ長				設計値以上						
			6 競技施設工	1 フェールポール	2 ポスト	3 ゴールポスト	4 支柱台	5 スポーツサークル	6 跳躍箱	7 踏切板	設置高さH	±30	1ヶ所/1基				
											基礎	幅w (D)				-30	基礎1基毎
												高さh				-30	
												根入れ長				設計値以上	
				13	塁ベース基礎	基準高▽	±30										
						基礎	幅w (D)				-30						
							高さh				-30						
			11 グラウンドコート柵工	1 高尺ネットフェンス	2 フェンス	3 防球ネット	設置高さH	設計値以上	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 								
							基礎	幅w (D)			-30						
								高さh			-30						
								根入れ長			設計以上						
延長L	-200	1施工箇所毎															



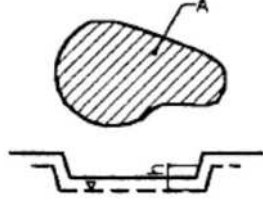
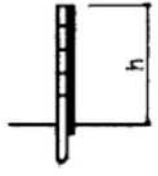
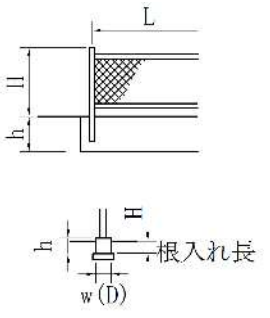
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
11 公園編	5 自然育成	3 自然育成施設工	3 自然育成盛土工	1	蒔き出し	基準高▽	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工面積1,000㎡につき1ヶ所、面積1,000㎡以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法肩で測定する。又は、施工面積のほぼ中心と各法肩で測定する。			
						法長	$\ell < 5\text{m}$				-100
							$\ell \geq 5\text{m}$				法長の-2%
			幅W1、W2		-100						
			4 自然水路工	1	遮水・止水シート	基準高▽	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						高さh	-30				
						幅W1、W2	-100				
						延長L	-200				
			3 4	ごろた石積 崩れ積	基準高▽	±100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				
					法長	$\ell/2 < 3\text{m}$				-50	
						$\ell/2 \geq 3\text{m}$				-100	
					幅W1、W2					-50	
					厚さt					-50	
					延長L					-200	
			5	砂・礫敷	厚さ	$t < 15\text{cm}$	-25	幅は、施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは、施工延長200mにつき1ヶ所、200mにつき1ヶ所、200m以下は2ヶ所、中央で測定、又は施工面積1,000㎡に1回。			
$t \geq 15\text{cm}$	-50										
幅W		-100									

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要					
11 公園編	5 自然育成	3 自然育成施設工	5 水田工	1	遮水・止水シート	基準高▽	-50	1ヶ所/1施工箇所							
						高さ h	-30								
						面積 A	設計値以上								
			10 しがらみ柵工	1	しがらみ柵	高さ h	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。							
						延長 L	-200								
			11 自然育成型護岸工	3 4 8	*石積 *石張 *雑割石張			第3編 2-5-5 石積（張）工に準ずる。							
						9 10	*かごマット(スロープ型) *かごマット(多段積型)			第3編 2-3-26-2（多自然護岸工）かごマットに準ずる。					
								15 19 20 21	*種子散布 公園張芝 公園筋芝 公園市松芝			第3編 2-14-2-1 植生工（種子散布）（張芝工）（筋芝工）（市松芝工）（植生シート工）（植生マット工）（植生筋工）（人工張芝工）（植生穴工）に準ずる。			
						12 保護柵工	1			保護柵	設置高さ H	設計値以上	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		
											基 礎	幅 w (D)			
			高さ h	-30											
			根入れ長	設計値以上											
				延長 L	-200										

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
11 公園編	5 自然育成	3 自然育成施設工	13 解説板工	1	解説板	設置高さH	設計値以上	1ヶ所/1基			
						基礎	幅w (D)	-30			基礎1基毎
							高さh	-30			
							根入れ長	設計値以上			
			16 自然育成型護岸基礎工	1	*現場打基礎			第3編 2-4-3-1 基礎工(護岸) (現場打)に準ずる。			
				2	*プレキャスト基礎			第3編 2-4-3-2 基礎工(護岸) (プレキャスト)に準ずる。			
			17 *沈床工	1	*粗朶沈床			第3編 2-3-18 沈床工に準ずる。			
				2	*袋詰玉石						
				3	*吸出し防止材						
				4	*粗朶単床						
18 *捨石工	1	*捨石			第3編 2-3-19 捨石工に準ずる						
	2	*表面均し									
	3	*吸出し防止材									